

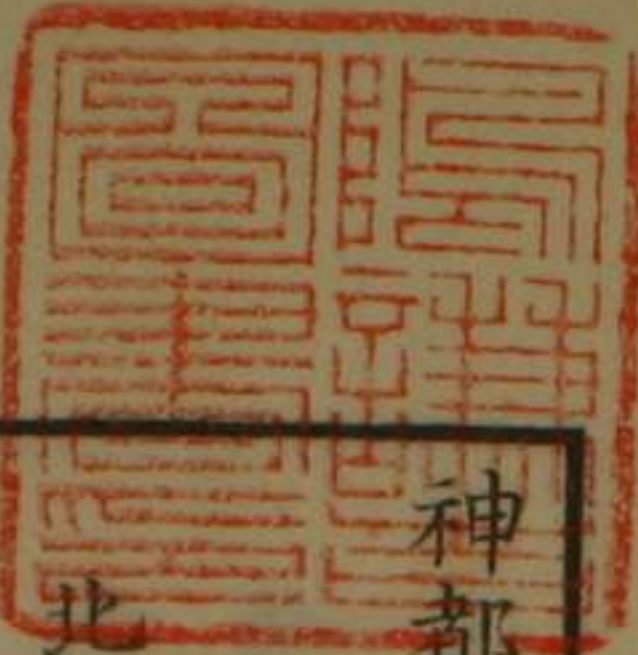


山水揚
 牙
 光

明治廿八年春

光元題





神部名勝誌卷之五

目錄

- | | | | |
|------------------------|---------|---------|-----------------------|
| 北中村 | 火燒里 | 宇治山田神社 | 八柱神社 |
| 興玉森 | 枕返 | 葭原神社 | 月讀宮 <small>并圖</small> |
| 月讀荒魂宮 | 伊佐奈岐宮 | 伊佐奈美宮 | 船橋辻 |
| 皇女森 | 宇治乃奴鬼神社 | 大楠池 | 伊賀戸森 |
| 楠部 | 楠部橋 | 堀町堰 | 大土御祖神社 |
| 國津御祖神社 | 鶉茶屋 | 家田上行宮舊趾 | 家田森 |
| 八柱神社 | 御常供田 | 小谷 | 美佐河原 |
| 芭懸森 | 椿淵 | 鹿海 | 止鹿淵 |
| 見佐山 | 加奴彌神社 | 鹿海社 | 神淵河原 |
| 櫻木里 <small>并古圖</small> | 一字田 | 靜隱庵 | 龍泉庵 |



朝熊	朝熊神社	同御前神社 <small>并圖</small>	鏡宮神社 <small>并虎石圖</small>
神異	永松庵	秋田城介實季墓	福原右馬助墓
妙高庵舊趾	箕曲瀨義女之故事 <small>并圖</small>	朝熊岳	
金剛證寺	吞海院	朝熊攻	萬金丹藥鋪
清水森	晝河山	二見 <small>并文書</small>	溝口
破石	姬宮稻荷社	烏帽子岩	西行庵舊趾
池村隼人墓	山田原	五峰山	音無山
西村	花房志摩守碑	供用御鹽濱	今一色 <small>并鶴龜圖</small>
高城濱	打越濱 <small>并古圖</small>	莊村	御鹽殿神社 <small>同圖并御蓋 調進圖</small>
御鹽山	堅田神社	出口神社	三津
歌占弓 <small>并圖</small>	伊勢三郎屋鋪趾	硯石	退石
天狗石	濱荻 <small>并圖</small>	三津湊 <small>并古圖</small>	繰船橋

小島山	鷺島	宿島	大屋門
御座石	龜森	姬小松	石窟
砦趾	茶屋町	鳥羽道	賓日館
海水浴場	二見浦 <small>并圖</small>	天慶古傳	清渚
三狐神社	立石崎 <small>并立石圖</small>	興玉石 <small>鰐石 獅子岩</small>	東二見村元標
產物 <small>貝細工 濱藪筆</small>	伊勢海	江村	榮野社
江神社	卷江松	釣釜森	大夫松
大江寺	龜井清水	天覺寺舊趾	松下御厨
蘆浦	塚橋	松下	
松下神社	許母利神社之地	神前山	神前神社 <small>并圖</small>
被島	笏立石 <small>御座石 組石</small>	贄海神事 <small>并御贄取 圖</small>	潛島
千尋海	淡海浦	淡良伎島	屋島

伊氣浦 <small>并圖</small>	粟皇子神社	小濱	堅神
堅神 <small>々</small> 社	觀音寺	波切松	玉泉寺
明星寺	銅坑	鳥羽 <small>并泊浦文書</small>	大里
常安寺	大福堂	妙慶川	賀多神社
岩崎神社	岩崎	相橋	日和山 <small>并眺望圖</small>
赤崎神社	日向島	戸島	柴崎
坂手島	大嶋	神嶋	大筑海
小筑海	牛島	小島	産物魚介蘆藻

北中村 きたなかむら 宇治の市街の東北、十六町許、五十鈴川の下流に沿へる村あり。四郷村に属す。

往古も河原田村とも河原里ともいひき。宇治岡陽田やうだの片岸よ
 里、此の村を経て、皇大神宮に参詣せし古道なり。荒木田氏の舊
 家、多くも、此乃所小居住したりきとぞ。

建久年中行事六月月讀官月次祭祝詞

度會乃宇治乃河原田村乃下津岩根尔、大宮柱太敷立、高
 天原尔千木高知、氏、〇

火燒里 ひたきのさと 本村の東端にあり。毎年二月十二日、祭
 事を行ひし所あり。後の大樹、今も存せり。

元文中行事二月十二日次日神熊條

次乘馬參火燒里、在本宮之北、有、神事、

宇治山田神社 うぢやまのたにや 本村に坐せり。皇大
 皇太神官儀式帳

宇治山田神社一處、

稱、大水神兒山田姫命、形無、同内親王、
 正殿一宇、長七尺、廣四尺、高五尺、以、板葺奉、御垣二重、一重、五垣、長四丈八尺、高

八尺、一重、柴垣、長二十五丈、高一丈、坐地二段三百步、四至、東道、南、宇治、大川、西、澤、並、島、北、道、大

八柱神社 本村よ坐せり。

建久年中行事、毎年二八の両月、黄葉遊と稱し、皇大神宮祢宜、参向して、祭事を行ひ、由見えたり。

建久年中行事二月條

- 一、八王子祭、黄葉遊、今月吉日、撰、参勤、禰宜魚鳥、不喰、
- 一、神主衣冠乘馬、或家子禰宜、進、世木楊田、田、經、月讀、官鳥居、前、下、馬、彼、神社、參、先、手水勤、有、紙、拜、後、着、座、祝、等、平、張、拵、座、巫祭文等、後、直會饗膳、精進、八種、汁等、引物等有、之、酒三獻、勸、盃、配膳、祝、等、勤、之、其、後、神樂三番拜見、後、天神社、參、拜、如、元、下向、

全書八月條

- 一、八王子祭、黄葉遊、如、二月之勤、

興玉森

八柱神社の乾、あり。宇治氏社といふ。社殿あり。西面、鳥居を建てたり。

建久年中行事四月氏神祭の条、宇治氏、字上、社、祭とあり。宇治土公氏の祖神を祭れる所あり。神宮典畧、よむ、此の森、大國玉神を祭るなるべし、云へり。

元録勘文

興玉森、在中村、西、今、俗、云、上、森、無、社、祭祀未考、森地廻百二十間半、

枕返 本村より西、陽田の片岸の邊、かる墓所を云ふ。

一葉集

中村を過ぎて

秋乃風伊勢の墓原猶凄

葭原神社

本村月讀の森の南、坐せ。皇大神宮の末社あり。

葭原神社

大歳神、兒、佐、津比古命、形石坐、又宇加乃御玉、御祖命、形無、又伊加利比女、形無、

文德實錄

天安二年二月丙戌、在伊勢國、正六位上葭原神預官社、

和漢三才圖會
葭原社在月讀宮之南

月讀宮 本村の北の森に鎮り坐せり。皇大神宮の別宮なり。

月讀荒魂宮 月讀宮同敷地の東に鎮り坐せり。皇大神宮の別宮なり。

仁壽二年八月廿八日の大洪水、殿舎漂流し、同年十一月朔日、宣告ありて、宮地を此の所不定をらき、齊衡二年九月二日、奉遷の式を行せられしよし、太神宮諸雜事記に見えたり。或を云ふ。久世戸坂の下、水田の中に、二つに森あり。二光の森と稱す。是れ、其の舊地からむと。

伊弉諾尊、伊弉冊尊、中次生月神、一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊。其光彩、亞日、可以配日而治、故亦送之于天。

一書曰、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂月弓尊。
寶龜三年八月甲寅、幸難波、内親王、第是日、異常風雨、拔樹、

發屋、卜之、伊勢、月讀神為崇、於是每年九月、准荒祭、神奉馬

又荒御玉命、伊佐奈岐命、伊佐奈彌命、入於官社、

月讀宮一院 在太神宮、以北相去三里。

正殿四區之中、三間、長各一丈七尺、廣一丈、高八尺、一間、長八尺、廣六尺、高六尺。

此一、稱伊弉諾尊、次稱伊弉冊尊、已上奈良、朝廷御世定、祝、次稱月讀命、御形馬乘男、形著紫御衣、金作帶、大刀、佩之、次稱荒魂、已上内人物忌定、供奉。

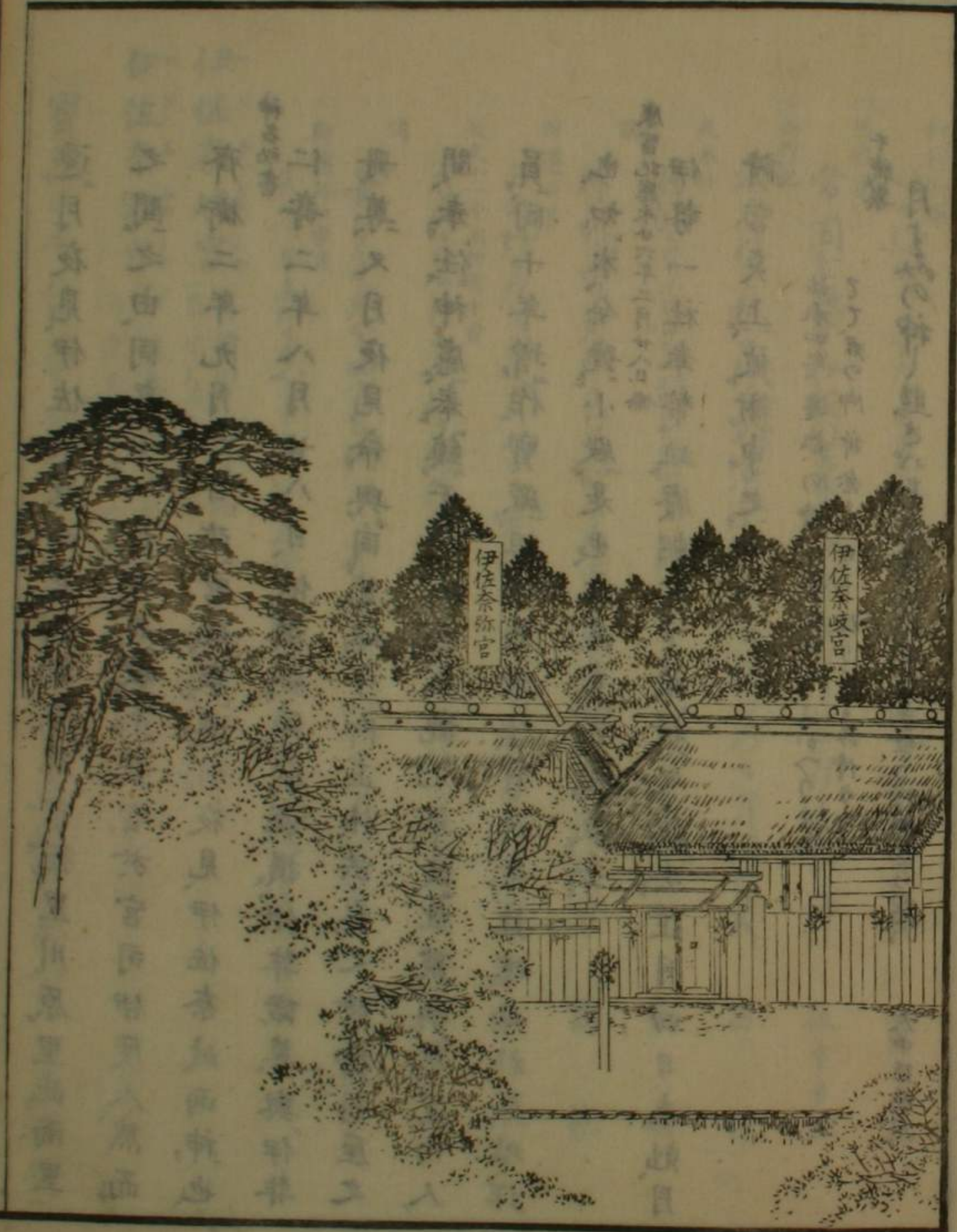
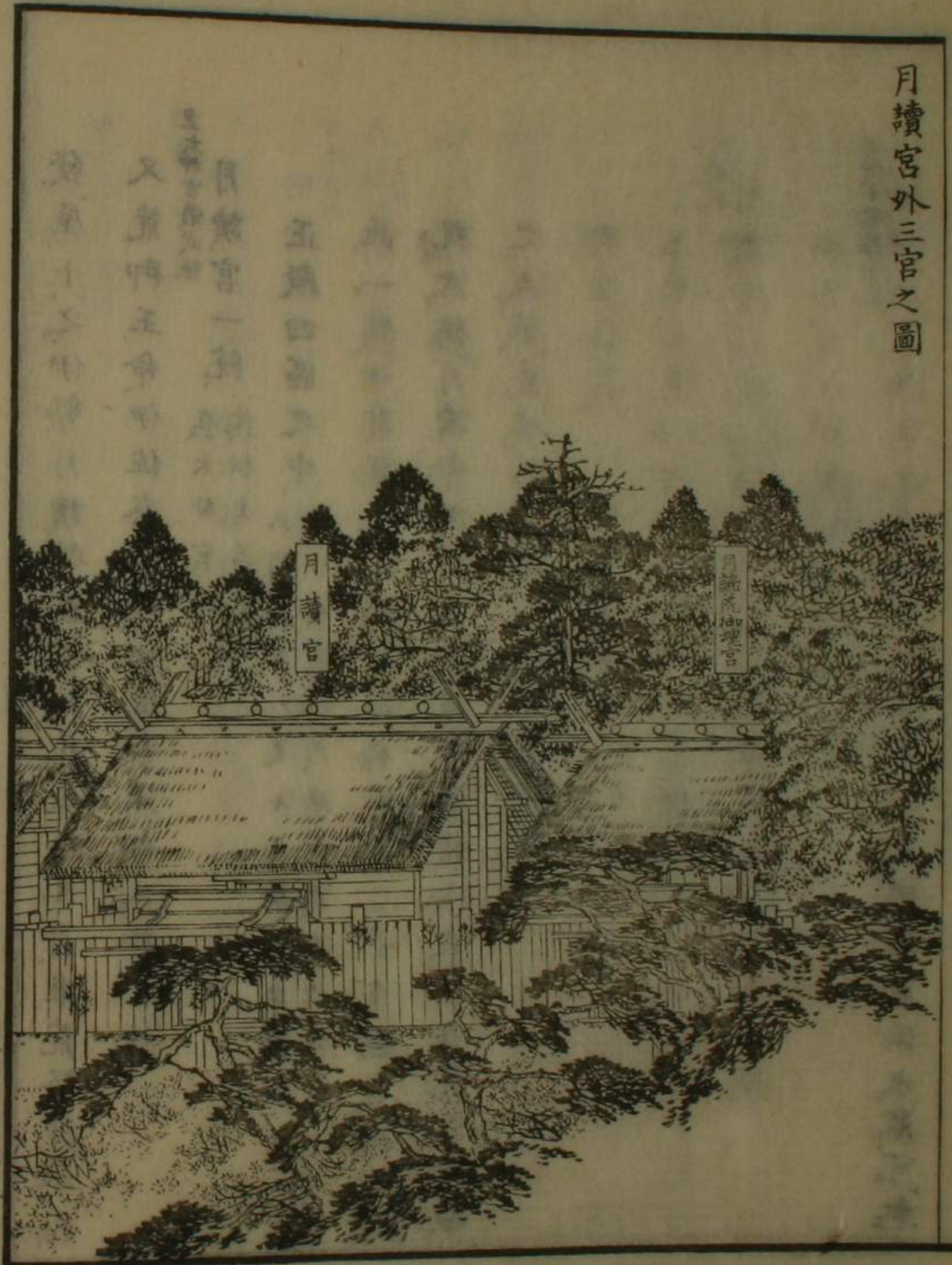
御床四具、御倉壹宇、長一丈六尺、廣一丈四尺、高八尺。

玉垣四重、長四丈、高十二丈。御門二間、廣七尺、高九尺。

延喜式 月讀宮二座、去大神宮北三里。月夜見命一座、荒魂命一座、祈年、月次、神嘗等祭供之。

大神宮諸雜事記 文德天皇御宇、仁壽二年八月廿八日、依大風洪水、難可奉

月讀宮外三宮之圖



神名祕書

遷月夜見伊佐奈岐兩宮於宇治鄉布施里川原里此兩里之間之由同年十一月朔日被下宣言於官司伊度人然而齊衡二年九月二日改宮地奉遷月夜見伊佐奈岐兩神也仁壽二年八月廿八日依洪水神流損伊弉諾尊與伊弉冊尊又月夜見命與同荒魂命御正体洪水之時御同座之間奉任神慮奉鎮于同殿也貞觀九年改社號稱宮置內人員同十年增作寶殿但伊弉冊社月夜見荒魂命社無增作也如本今號小殿是也本殿東西向座云
康富記應永廿六年二月廿八日條
伊勢一社奉幣竝廢朝宣下被行之依去正月四日未尅月讀宮炎上被謝申之也

千載集

月よみの神し照さばあま雲のかさき世も晴きざらぬ

大中臣為定

治承四年遷都の時伊勢太神宮よかづりまゐりて君の御祈念し申し侍りてよみ侍りて

新後撰集

風雅集

西行記

夫木抄

同

神道百首

天文十一年太神宮十首

同

新題林和歌集

曇がき光を四方よ仰ぎ見よ世よけり月の月よみ乃森

仙洞

伊佐奈岐宮

月讀宮同敷地の西の方よ鎮り坐せり皇大神宮の別宮あり

伊佐奈弥宮

伊佐奈岐宮の西よ鎮り坐せり皇大神宮の別宮あり

寶龜三年八月甲寅始めて官社あり貞觀九年八月二日宮號

西園寺入道

後宇多院

西行

長明

高範

兼邦

高倉三位

新大納言

宣下ありて、別宮を列し、内人を置られ、同十年、寶殿を増作せられ給ひし由、續日本紀、三代實錄、神名祕書等に見えり。引用書

月讀宮とも係る條項あり者ハ、同宮の所と掲ぐ。續日本紀

寶龜三年八月甲寅、伊勢、伊佐奈岐、命、伊佐奈美、命、入宮社、貞觀九年八月二日戊辰、勅、伊勢、國、伊佐奈岐、伊佐奈美、神、改社、稱宮、預、月次祭、並、置、内人一員。延喜式

伊佐奈岐宮二座、去、太神宮、北、三里、

伊弉諾尊一座

伊弉冊尊一座

祈年、月次、神嘗等祭供之。

寬正送官符、金銅、御鈔、同、月讀宮、神名祕書

伊佐奈岐宮二坐、去、太神宮、北、三里、東、月讀宮、西、伊佐奈岐宮、各南向坐、

伊弉諾尊一座、伊弉冉尊一座、

私安百首、伊佐奈岐宮、

天傳ふ月日こゝへていきなきの命はだめよあきらけし

船橋辻 月讀の森の東あり。

後九條内大臣、實清朝臣

往古、五十鈴川の下流、船橋を懸けし所なるを以て、今、字とせり。正和二年六月九日、執印せし一林、宜氏成神主を家田船橋乃長官と稱せし由、荒木田系圖に見えり。此の邊に住居せしみや。

建久年中行事二月奉季神態條、元文中行事六月十五日觀海神事條

彌宜前陣於船橋辻有下馬月讀宮拜、於本宮一鳥居各乘馬次於船橋辻下馬、逆拜、月讀宮、皇女森、中村より楠部に至る道の左側あり。

往昔、倭姬命の懃々せ給ひし所、此のよりあり。その跡あり。

らむ。郷談より、奈尾之根行宮の舊蹟なりといふ。五鈴遺響も此の説に從へり。然れども、其の地、狹隘にして、僅ふ、古木一兩株あるのみ。又、藤本延賢も、齋王栲幡皇女の遺跡ならむといへり。何も、徴據とをべきも、此なし。

宇治乃奴鬼神社 皇女森の東十歩許、田圃の中にある森をいふ。皇大神宮の末社なり。社殿なし。御霊代ハ、大土御祖

神社と同殿
は坐せり。

皇大神宮儀、式帳

大楠池 月讀宮の北にあり。長さ、二百間餘、幅八間許の沼池なり。昔此のこより、楠の大樹あり、ゆゑ、かく名づけたりと

ど、今、訛傳して、おほ
オが池といへり。

此の池ハ、元、五十鈴川の下流なり。仁壽二年洪水の時變遷して、本川も、今の如く、遙く東を流るゝあたくなきなり。されども、舊此水脈の遺存せるふや。此の池より西北に當りて、處々、池沼あり。

伊賀戸森 大楠池の北にあり。古樹、二三株建てり。

長徳檢録、伊賀戸社 座、内宮月讀宮北 とあるふ、能く叶へり。豊受大神

官の所管ある田社の舊蹟あり。

楠部 中村の東北にあり。古市町久世戸より、朝熊岳及鳥羽港に到る通路あり。今ハ、四鄉村に屬す。

太神宮諸雜事記月讀宮奉遷の條、宇治郷、十一條廿三、布施里同條廿四、川原里等之間、依有、穩便、以、同九月廿七日、註、司解、言、上於本宮、上奏了、爰、同年十一月一日、宣旨、官司伊度人、於、件、兩里間、奉、改、造、彼、二宮、正殿、禮、と見えり。川原里も、今の中村あり。されむ、布施里、楠部の古名ならむ。又、嘉曆元徳の頃までは、楠部川の南を、尾崎といひ、北を、楠部と稱し、二村に分けたり。由、古書に記せり。

御假殿料材奉造置山中之處、或盜失、或令燒失、云々、何物之所為哉、有見聞輩、否在地、刀禰相共致尋沙汰、無存知輩者、付岡田、岩井田、上中村、尾崎、楠部、村人等、念定日限、令書嚴重誓狀、就其失、可令致糺行沙汰給者、依三位長官、仰執達如件、

元德二年十月十三日

尾崎四郎大夫殿

上金鶴大夫殿

楠部橋

本村の中央ふる楠部川に架せり。

堀町堰

堀松の井とも、家田の堰とも云ふ。楠部川より、御常供田に灌げるるせぎあり。

建久年中行事正月元日條

一 太神宮神主

依祭主下文司符注進、可早任先例、令修治御常供田、堰

事

右宮司今月一日、符偶祭主同日、下文偶、早、可令修治者、所請、如件、然則任次第、下知、依先例、可令修治之狀、註進如件、

年号正月一日

大内人荒木田

禰宜荒木田神主

以下神主九員の連署ハ之を畧す。

一 廳宣

宇治郷刀禰等

可早任先例、令修治御常供田、堰溝事、

右件堰溝、任先例、可令修治之狀、所宜如件、以宣、

年号正月一日

禰宜荒木田神主

以下神主九員の連署ハ之を畧す。

大土御祖神社

本村の東端、鳥羽道の左側に坐せり。皇大神宮の攝社なり。

舊記よ、所、御社と見えり。此の社域、數度の洪水に缺損したり。

今存せらるゝ其の半ありといふ。古くハ、西よ流るゝ大川の中央
なり。平岩の邊まで、社域あり。由、儀式解に記せり。

皇太神宮儀式帳
大土神社一處

稱、國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、次佐々良比
賣命、形石坐、倭姫、内親王定祝。

正殿一宇、長六尺七寸、廣六尺六寸、高六尺、玉垣一重、長一丈二尺、高六尺六寸、坐地

八段、四至、東、公田、南、即神御刀代、并溝、西、家田、堰、并大川、北、百姓、畠

延喜式太神宮所攝二十四座
大土御祖社

社記
大土御祖社、在宇治郷

初日大土社神態一、禰宜衣冠、但當時大畧、乘馬、政所布衣、
代官禰宜也、乘馬、政所布衣、

乘馬、前陳、宇治郷大小刀禰、及祝部等參勤例也、出納、飼丁
等供奉、笏紙、裏出納、令持、辻、世古、神事河原、漆堀町河原、經

所御社參、○中、次御子社、拜八度、北、大社、拜八度、北、八開

手兩端、○下

國津御祖神社

皇太神宮儀式帳

同域内の北の方よ坐せり。舊記よ、御
子社と云へり。皇大神宮の攝社あり。

國津御祖神社一處

稱、國生神兒宇治比賣命、形石坐、又田村比賣命、形無、同

内親王御世定祝

正殿一宇、長七尺、廣四尺、高五尺、以草、菅、奉、玉垣一重、長四丈四尺、高六尺七寸、坐地

大土神社、四至、内

延喜式太神宮所攝二十四座

國津御祖社

社記
國津御祖社、在宇治郷

鴉茶屋

大土神社の西、境
内つゝ、きよあり。

此の茶屋、もと、三軒あり。由、攝社再興記大土神社の條よ、見え
あり。今、一軒を存せり。之を、嗽玉亭と稱す。高欄、水よ臨み、暑を避
くるに宜し。又、同書よ、社地ハ、中フクラニシテ、東西、三十間、有、之

八柱神社 本村字尾崎に坐せり。産土神あり。
御常供田 本村の東字家田にあり。皇大神宮の御刀代田あり。

此の御刀代田を、大神家田に上行宮に座し坐し時、太田命の進り一所あり。大神田とも、宇遲田とも、又拔穂田とも稱せり。毎年五月吉日を撰び、御田植の神事を行ひき。其の式畧、豊受大神宮に同じ。

皇大神宮儀式帳

五十鈴乃御川乃澆水道田、苗草不敷。食止大御事垂給支、亦我朝御饌夕御饌、稻乃御田作家田堰水道田、田蛭波穢故、尔我田不住、止宣支、依此御事、今世毛苗草不敷、亦田蛭不住。

同書

禰宜内人等、眞佐岐、護爲氏下來、太神乃御饌所乃御田仁到立、酒作乃物忌乃父仁忌、歛令採、太神乃御刀代田

耕始、即田耕歌、田儻畢

建久年中行事九月十四日拔穂神事條

早旦一禰宜衣冠、著當郷大小刀禰等相具、御常供田、參向御稻穂奉拔、是來十六日、御饌料也、有酒肴也、是御神田作

御田祭歌

泣ひたちよりも、くそを返くもるもや。返雨あやふ海。志らげこそふまや。あたまやいな。そもよりなれや。くもりくそるもや。雨あやふも。志らげこそふまや。くろがらすの屋。志らもさそらまてや。くろがらすの志らもさそらまてや。これ田主のふ代を辱らまてや。そもようなれや。志らはさそらまて、大の田主乃ふ代を辱らまてや。志ら桑のよね乃、なごかろこのや。志らげのよね

屋どこのや。たがわらうや。どのもさうゆるや。

小谷 本村の南、菩提山の北に當れる小暗き谷間あり。此の邊古墳多し。

荒木田姓の氏人、山宮祭を執行せし祭場なり。古くも城田の郷津布良谷、椎尾谷より行ひしを、後此の所より勸清しありと云へり。

建久年中行事三月條

山宮祭、祭木目神事、今月中日撰木目時分也。除當番禰豆之外、正權任參向供奉、二門氏人者、城田郷内字津不良谷祭谷三所也。官首替東谷祭、其外中西谷打替々、各年祭也。無社、只地上石居置其上祭也。二年間無氏人之闕於一谷祭之時、稱官立殊勝祭也。其後以博士令申詔刀也。中一門氏人同郷内於椎尾谷二所祭也。但當時宇治郷小谷勸請。

美佐河原

捕部より鹿海に至る道の左にあり。費海參向の時、解繩神事を行ひし所あり。此の行事今ハ廢れし。

建久年中行事六月廿五日費海神事條

次於美佐河原東有解繩神事、自道北先於西方手水用。南向水祝。符紙權長衣勤之。水紙當役所用意。次祝被奉振懸後著座有鋪設東上南向一座。自東自西也。于時左繩右繩小器居同散供米等鉈懸居。于時各被勤仕。件繩以左手一以右手一。口クハへ解之。散供時、廣手兩端如常。但可有口傳。

苞懸森

同所道の傍に在り。費海神事の時、苞を懸けし所あり。

此苞於美佐河原邊例所取之。山向内人持參之。以青薄作之。

椿淵

五十鈴川の下流あり。猿田彦神を椿の明神と稱するを以てかくいふからむ。

鹿海

捕部の良ある村あり。四郷村に屬せり。川を挾みて東西に分れし。橋あり。鹿海橋といふ。此の村より松下、二見等に至

る渡船、并に釣
船あり。

鹿乃見、また加奴彌とも見えて、古史に著き偉蹤あり。往昔、大御
神御遷幸の時、倭姫命、御船を神淵河原に停めさせ給ひき。時、小
村女、肥料の苗草を頭に戴きて通行する者あり。皇女、不審と思
わして、汝何ぞを戴けると問ふ。村女答へて、吾も、苗草
を取りて、田にまゐる女にて、名をむ宇遲都日女と申すとつゝ
り。皇女、又問ひ給へく、苗草ならば、負擔して持ち行くべきを、か
く、敬しく戴けるか、如何かと宣へ。村女曰く、此の國の、總べ
て、物を持つふ、加乃見すと答へ。より。加乃見ハ、如此の畧語あり。村女、又、い
ふ、なれむ、かくハ、再三問ふ。せ給ふぞと答め申しき。より、皇女、
此の地を、鹿乃見と名づけ給ひ、又、答めらるによりて、止鹿の淵
とも名づけさせ給ひきとぞ。

太神宮本記

從其處、幸行、神淵河原、尔坐波、苗草戴者、女參相支、問給、汝
何爲者、女曰、久、我取苗草、女名宇遲都日女、止、白支、又問給
久、奈止加久爲者、女曰、久、此國波、鹿乃見、戴爲止、白支、其
處乎、鹿乃見、止、号支、何如是、問給、止、可賣、白支、其處乎、止
鹿乃淵、止、號支、

太神宮諸雜事記

天平寶字六年九月十五日、洪水、中度會郡司、俄落、入於
御川、天、鹿海之前、字、砥鹿淵、乃、木根仁流、懸、天、僅存身命、世
利、流下之程、五十余町許、仁、不溺死、事、是、尤奇怪也、
止鹿淵、鹿海橋の東の沿岸にあ
り。土俗、とむら淵といふ。

懸崖壁立すること數丈、澄碧、其の下を繞り、古樹、其の上を覆ふ。
岩上、小祠あり。土俗、止鹿を訛りて、戸隱の神と稱せり。

見佐山、止鹿淵、對
て、西岸にあり。

此の山、四方より連絡あり。細流環圍して、宛然たる墳墓なり。山腹
より石を疊めり所あり。其の傍より、往く古土器を埒り出すといふ。
疑ふらくは、宇邊都日女の古墳也。

加奴彌神社 鹿海橋の下、田圃の中より坐せり。皇大神官の末社なり。鳥居石疊のみにて、社殿ハなし。

加努彌神社 大歳神、兒稻依皇大神宮、式帳

加努彌神社 比女、命、形、石、坐、元祿勘丈

鹿海社 加努彌神社の西より坐せり。産土神なり。

神淵河原 所在、詳ならず。

両宮御遷幸圖説、鹿海村の前なる河原を云ふと見えたり。土
人より聞くに、東鹿海村より朝熊神社に至る道の西より、かうぶら
と字なる所、一段許ありといふ。恐らくは、是ならむ。

櫻木里 此の里、今絶えて、僅よ、字を存せり。

新名所歌合の畫題なり。伊勢神領内名所集、神風小名寄等、朝
熊川の砌より、櫻木といふ田畑の字あり。櫻大刀自の神社の下方
なり。爰ぞ、昔の櫻木の里に跡ありべきと見えたり。今も、東鹿海
より、朝熊に至る道の右より、櫻木の森と稱する、一叢の岡阜あり。
産土神を祭る。其の近傍の田畝乃字を、かぐて、櫻木と呼べり。新
名所歌合の畫題より入り、頃も、一村落ちりしが、應永年中、朝熊
より合併したりと云ふ。

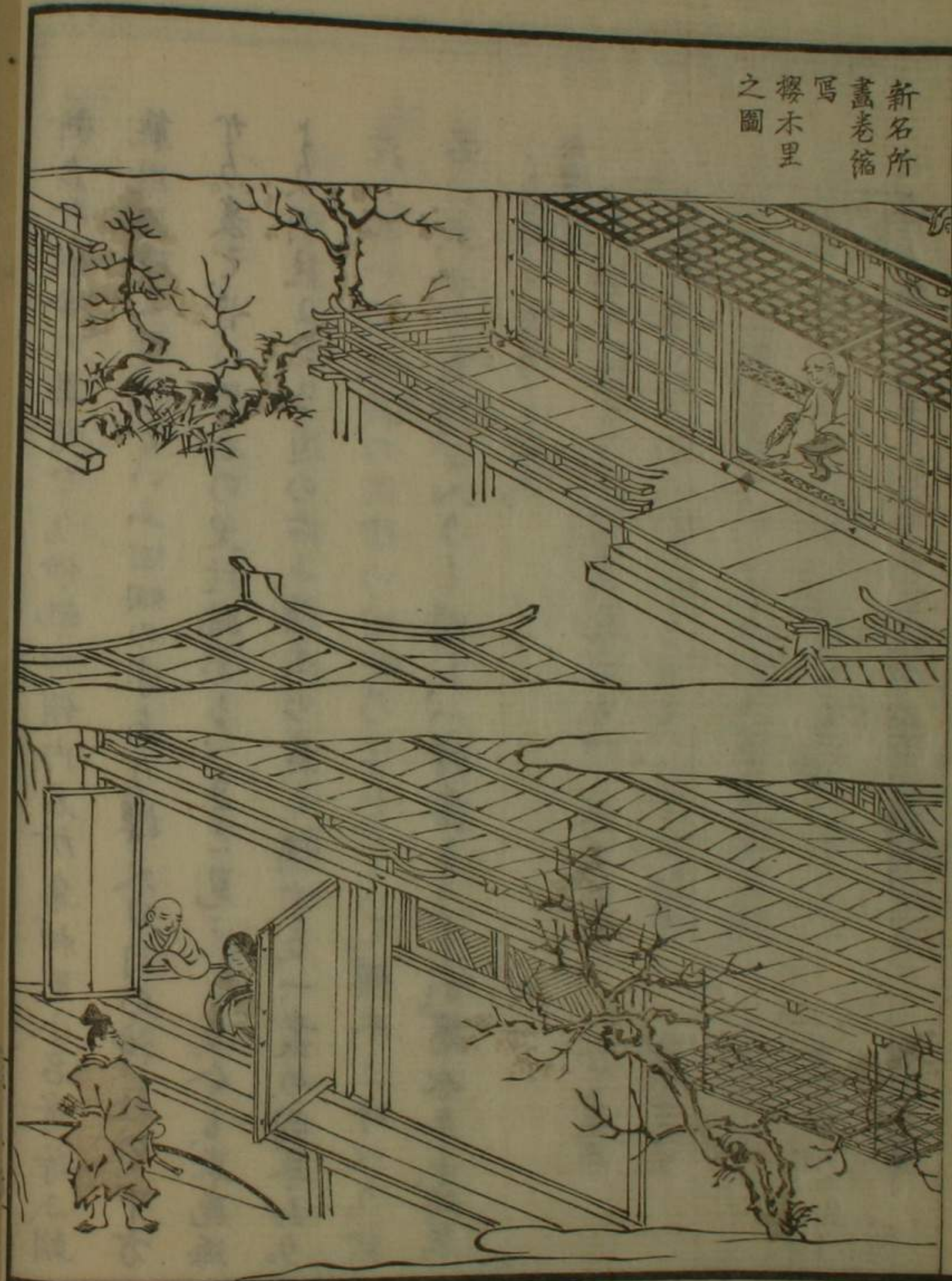
新名所歌合 めけて、近づくまふ白雲の花より行く、櫻木の里 大中臣定忠

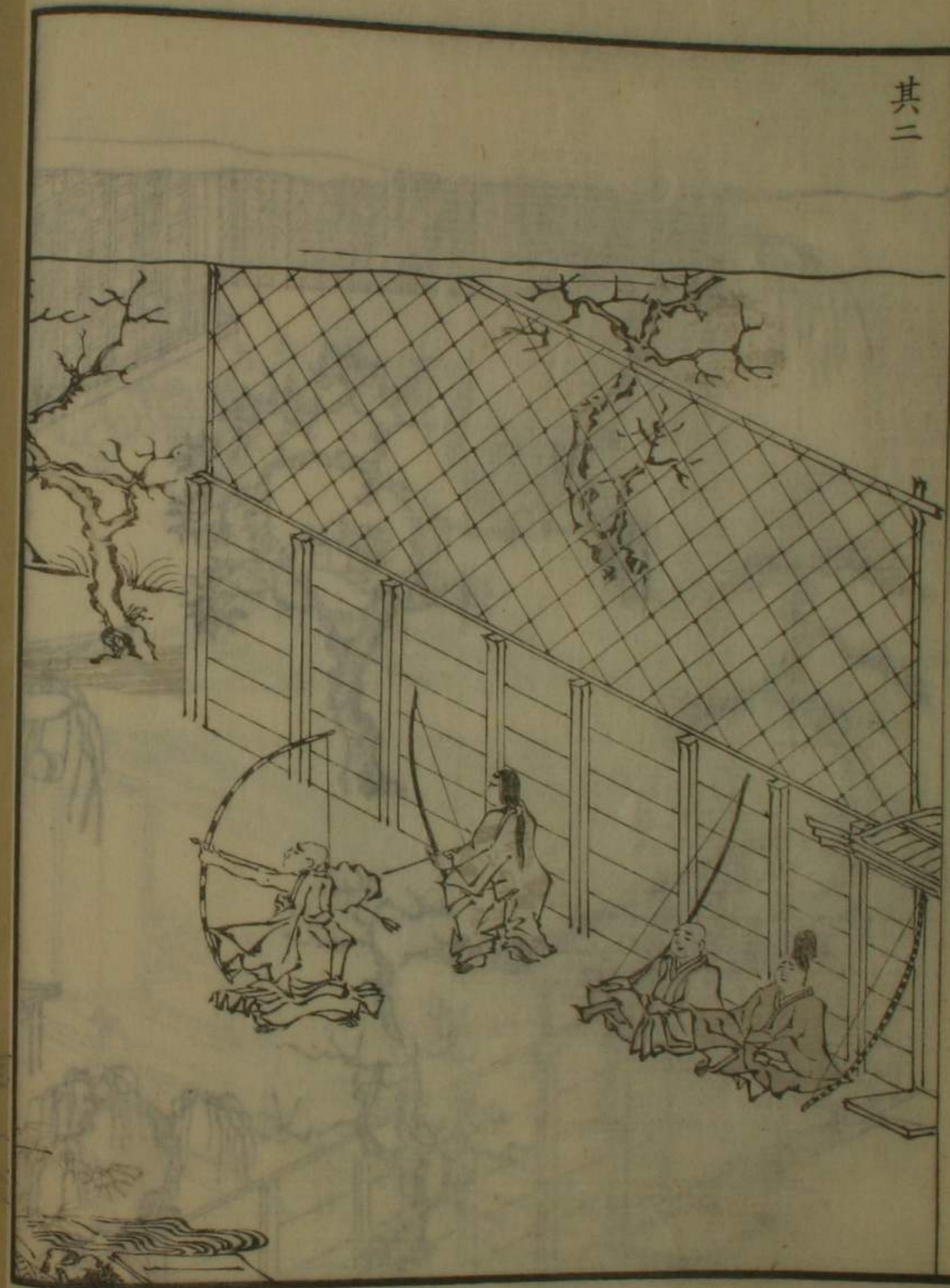
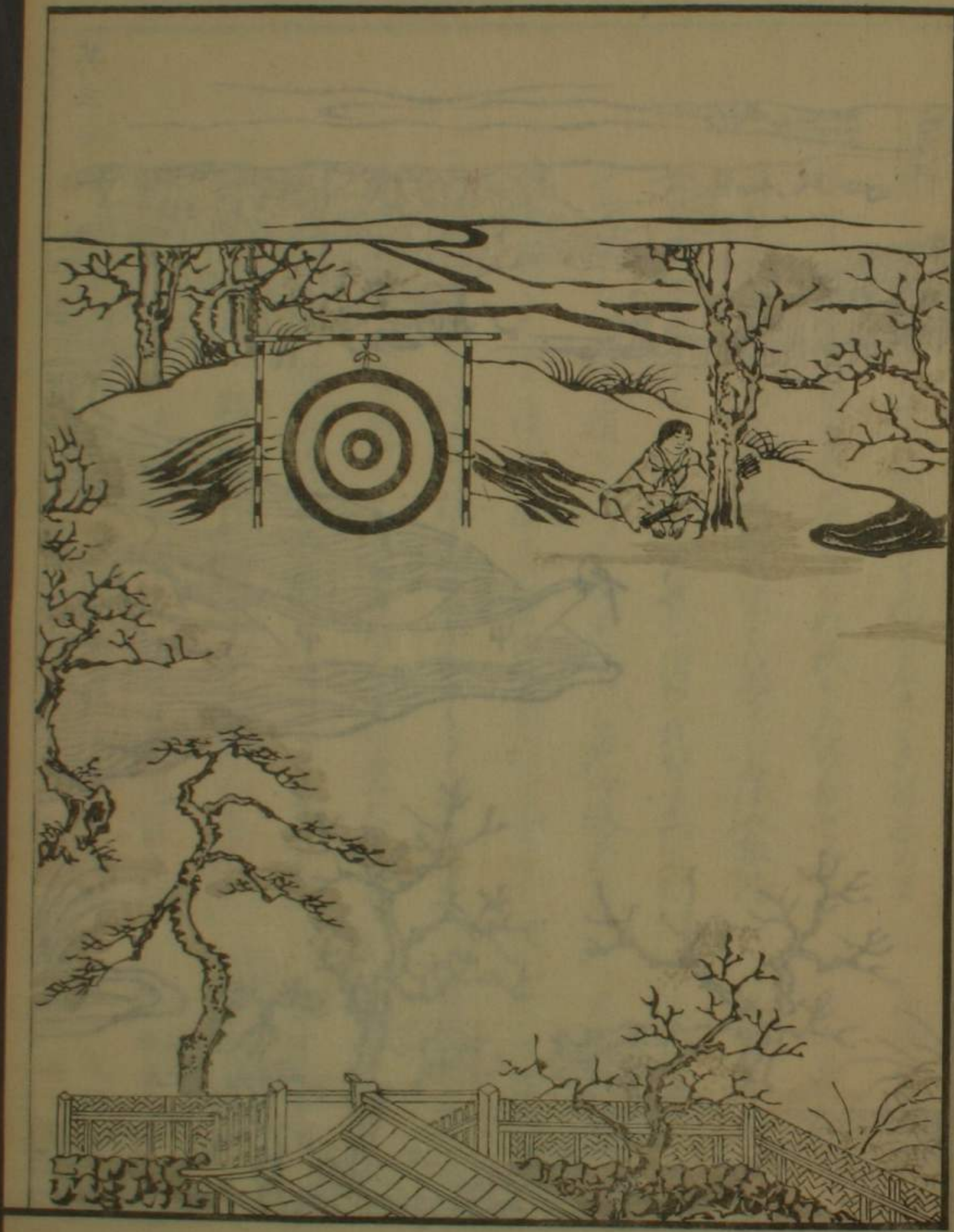
朝熊や神代より咲く花を見て心ぞとまらさくら木此里 荒木田尚良

をのへり、藤をうけて、櫻木の名もあふ里よりあふ雲風 荒木田成言

櫻木を指し見せし、咲きたり花もや里の名を、かぐらりし 荒木田延行

春といふ月の花も花のうもあはらよに、あふ櫻木のまこと 僧都行實







遙ある雲のよを途に不ひきて花の名をき楳木の里 法眼能圓

楳木の名よおお里の春風よをらぬ袂も花の香ぞある 荒木田成宗

花の色を辰こめても楳木の里といふ一おほく春風 荒木田長興

里人もたのめ一春と櫻木の花咲く頃や我をまつらむ 荒木田経顯

おのづうらほゆる梢もうつむれてさながら花の楳木の里 大法師良玄

咲きつく花よりほらに楳木の里ふいふもからざりなを 大法師圓親

さけをかつまがとぬ花の梢より名ふあらそと楳木此里 荒木田定顯

春といへばよそおもふくさくら本の花とを里の名ふたりをれ 大法師良譽

たつねゆく道は迷ふは咲くもの盛よ見ゆりさくら本此を 大法師尊親

楳木の里よ流る朝経の川瀬もそなの鏡ををる 大法師良意

里の名を秋まで花よさくら本とあはたさのむの唐やゆらむ 大法師良意

一字田だ東鹿海の坤あり。鳥羽街道あり。四郷村は属せり。此の村より朝熊岳よ登る間道あり。一字田峠といふ。

靜隱庵 本村にあり。禪宗朝熊岳金剛證寺の末派あり。

龍泉庵 同上。

朝熊 一字田の東にあり。四郷村に属せり。朝熊岳に登るは此の村よりするを、本道とす。村の東に通ぜらるる志摩國鳥羽港に至る道よりて、村の北に通ぜらるは、二見浦に至る道あり。

此の村、元晝川山の西北にあてしを、應永年中、此地に移し、由、故實郷談に見えり。朝熊の名義も、諸説あり。僧空海求聞持法を、山中に脩めし時、朝ふ、熊獸出で、夕ふ、虚空藏現せり。よりてかく名づけありといひ、或ハ、葦津姫の通音なりといふ。孰も、信ざるは足らず。舊蹟聞書も、朝熊ハ、淺隈あり。五十鈴川の下流迂曲し、此の地、其の淺水の隈不當れるを以て名づけりといへり。

宿、淺熊村

菅 晉帥

黄葉夕陽村舎詩

雲埋老樹、暗山極、杜宇千聲復萬聲、勝踐無程歸便得、沈燈一夜亦鄉情、

朝熊神社 本村の西北に當れる山の半腹に坐せり。櫻の宮とも、鏡の宮ともいふ。皇大神宮の攝社あり。

皇太神宮儀式帳ハ、小朝熊神社とあり。小ハ、小筑波、小泊瀬などの小と同トく、美稱あるべし。社域ハ、さまで高うらざる山の西端にあて。鹿海川を負ひ、朝熊川に面す。對岸の洲嘴に坐せるも、鏡宮あり。其の傍に、虎石、汐千石等の奇石あり。又、櫻大刀自神の由縁小や。境内、頗、櫻樹多し。彌生の頃も、箇々の白雲、松杉濃陰の間に掩映し、風色の幽媚あり。奉、此の地を以て、神都中第一とす。

皇太神宮儀式帳
小朝熊神社一處、

稱、神禰玉命、兒大歲、兒櫻大刀自、形石坐、又苔虫神、形石坐、又大山罪命、子朝熊水神、形石坐、倭姬内親王、御世定

祝

正殿一區、長一丈四尺、廣一丈一尺、高八尺、御床一具、玉垣二重、長七丈、高一丈、

御門二間、高各一丈、廣各八尺、御倉一宇、長一丈四尺、廣一丈、高一丈、

廣二尺、坐地八町、四至、東大山、南公田、西、宇治大川、北、御竈島、

延喜式大神宮御攝二十四坐

神名祕書

朝熊社

朝熊社、在宇治

建久年中行事六月條

一廿日小朝熊、御神態勤仕次第、

早旦、彼社、祝、在、自由貴殿請、預、忌火屋殿、荒垣、坤角、彼神、

祭祀所、石疊持參、御神酒、贄、菓子、供進、次、正權神主、并五、

串、大内人、著、衣冠、主神司殿參、畧、中、一、禰、亘、詔、乃、申、

申、久、今年、乃、六月、乃、廿日、乃、今時、以、天、小朝熊、乃、皇神、乃、

廣前、仁、恐、美、恐、毛、申、久、國、所、仁、依、奉、留、郡、神、戸、人、等、

乃、常、毛、奉、留、由、貴、乃、御、酒、御、贄、等、啖、如、海、山、置、所、是、天、奉、狀、

於平、久、安、久、聞、食、天、朝廷、寶、位、無、動、常、石、堅、石、仁、夜、守、日、

守、仁、護、幸、奉、給、阿、禮、坐、皇子、違、毛、慈、給、比、百、官、仕、奉、人、等、

毛、天、下、四、方、國、乃、人、民、乃、作、食、留、五、穀、豐、饒、仁、恤、幸、給、止、

恐、美、恐、毛、申、

前、皇、神、如、此、申、進、

西大寺思圓上人記

文永十年三月、參宮の次、小、同十七日、朝熊の宮に參る。中

畧、小朝熊の宮の坤乃角、六、七、段計を去りて、奇岩あり。

其の上、櫻樹あり。高さ、三尺計也。此の木、往昔より以後、

年を送り、春を迎へて、花を開き、實を結ぶ。今、不枯、一、て

あり。是を、櫻大刀自の神の神体と申す説もあり。

拾玉集

續古今集

手向までこのはの花よもをへて標の宮もめみあり。

荒木田成延

神さびてあられ哉世に成りぬらむ浪よなれらる朝熊の宮

嘉陽門院齋

同

神代より心を安くせしめつる橋のまはれ花のさとりは

西行

續拾遺集

神代より心を安くせしめつる橋のまはれ花のさとりは

前大僧隆辨

風雅集

春風の岩根の橋、吹く度小浪の花さく朝熊の宮

祭主定忠

夫木抄

名をも思へ橋の宮より見む花を散らさぬ神代もか

俊成

同

朝熊の潮干に残るまを鏡など白浪の思ひよりけむ

為家

同

朝熊や岩根の橋、幸ふれど花の鏡の影を曇らぬ

神主尚良

永享参詣記

幸つらう影をもみどく朝熊や鏡の宮よふけ白雪

堯孝

天文十一年太神宮千首

かくかぐらふ雲もさく思む風吹くぬ橋のまの花をためし

中務卿宮

梅洞全集

櫻宮月

林春信

寂寞此宮中、爽風月色浄、不待山櫻開、桂花先入詠

林信光

朝熊月

鳳岡全集

朝熊宮廟古、素月絶、纖氛天桂紛、落浪花對作群

五ノ二十一

鏡宮月

林恕

鶴峯詩集

月明宮社壇、靈鏡自團圓、天關通神殿、十分影不殘

同御前神社

同域内よ
坐せり

鏡宮神社

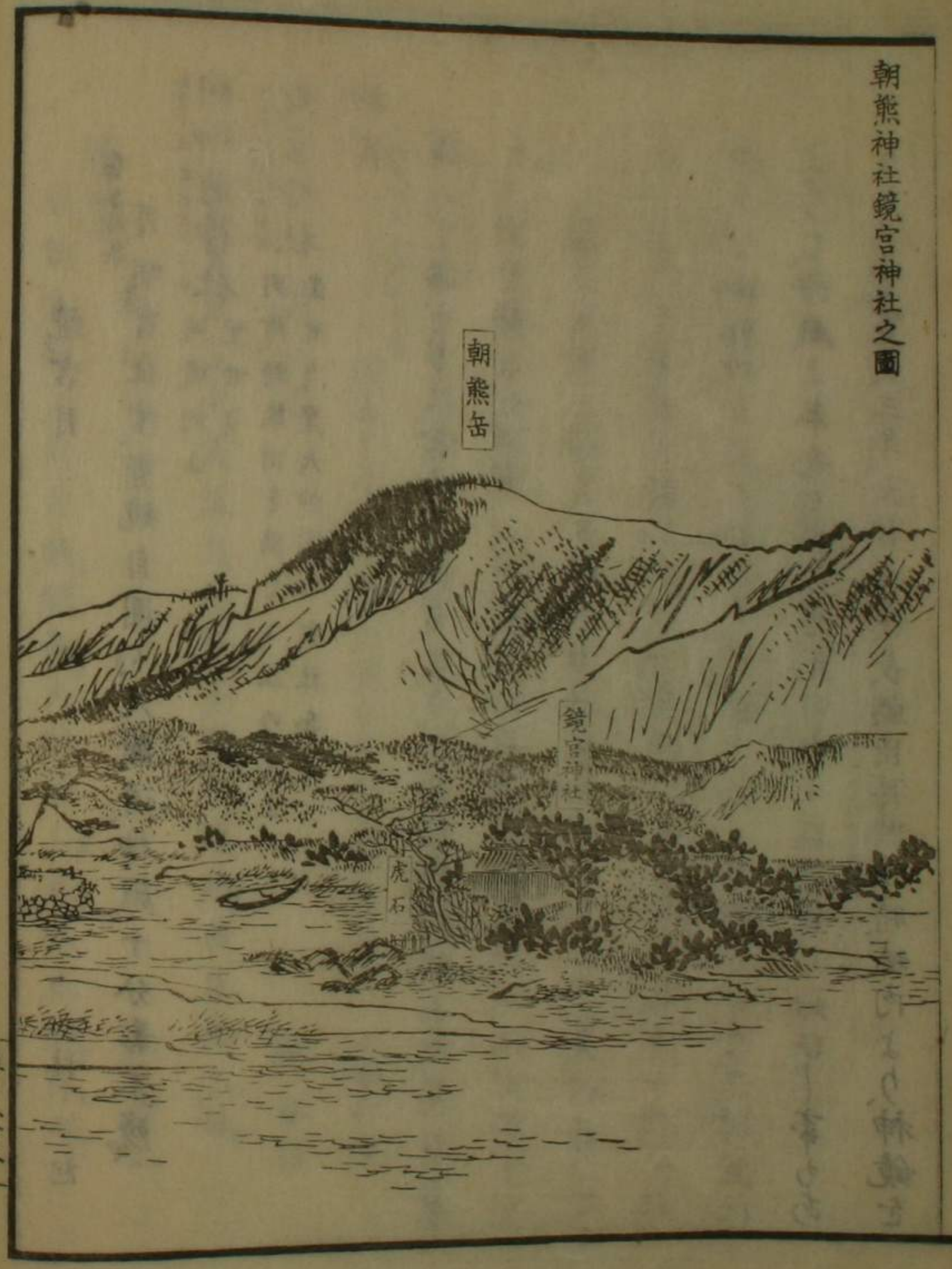
同所、朝熊川を隔て、丘の上よ
坐せり。皇大神宮の末社あり。

神異

謹みて案ざらに、當社よ、往昔より、二面の御神鏡あり。其の由来
をる所を詳よせば、常よ、山麓、坤の水涯なる大石の上よ坐し、ま
して、潮よも沉み給はず、浪よも流さ給はざりきとぞ。時ありて
坐さげさむ、奏聞を經るに、従ひ、朝廷よ於いては、御卜を行なれ、
特よ、公卿勅使を立て給ひて、祈謝し給ふを、例とせり。又、時宜に
よりて、神殿よ奉安せんば、忽、元の處よ飛び出で給ひし事もあ
りきとぞ。寛文三年、大宮司精長朝臣再興の時、域内より、神鏡を



朝熊神社
同前神社



朝熊神社鏡宮神社之圖

朝熊岳

虎石之圖



堀り出さず、小蛇蟠屈して護衛たりといふ。かゝる靈鏡おれ

む、其の事跡多く、舊記に散見せり。今、繁冗を厭わず、左に列擧す。

神名祕書

朝熊神社、櫛玉命一座、保於止志、神一座、櫻大刀、神一座、昔

虫、神一座、大山祇一座、朝熊水、神一座、件、神社之寶鏡二面、

是則日月所化之白銅鏡是也。中長寛元年之比、神鏡自

然紛失、同年五月六日、被立、勅使、被祈謝、申、然後如本、歸座、

依、時宜、雖奉納寶殿、即飛出、給比、本石上、亦歸座也、正治元

年之比、又不坐之間、八月十五日、被立、公卿勅使、權大納言

源、朝臣通賢、被申、祈謝、偏致精誠、所待、歸座也、而寛喜二年

十二月、歸座、亦天福二年正月、為狂人、被盜、取、二面、而立處

顯靈威、出現、歸座也、新構、神殿、可奉鎮座、歟、被問、官、外記、并

諸道、尚御座岩之上、文永六年十一月、正治紛失之御鏡一

小朝熊神鏡沙汰文

面又以令紛失給即本宮經奏聞之間被行御卜仗議等被

下祈謝宜旨之處同七年正月歸坐給也

正治元年五月廿六日太神宮神主小朝熊社御前御鏡本

起注進狀云件神鏡神宮詳不存只自往古彼御鏡二面當

社御前江邊岩上所御座也每年三度御祭並六節會神事

神態之時祝等參勤之外不拜見者也至于應保三年注進

者小朝熊社寶殿內所安置御鏡二面御被一帖御槌代一

合粗一枚折數十枚紛失之由就祝清次申文經次第言上

之處召上彼祝等於官庭經問注之後御鏡御庸綿令官調

進御被御槌代粗折數紙等官司尋遷宮例可調進之由長

寬元年六月廿二日所被宣下也彼者社內安置之神寶也

此岩上鎮坐之御鏡也而根元由緒更難勘得是神宮度

炎上之時古來記文多令燒失之故也仍粗勒子細注進如

件

應令伊勢太神宮重尋搜紛失子細當官別社小朝熊御前

社御鏡一面不御座事右左中辨藤原朝臣公定傳宣右大

臣宣奉勅重仰本宮宜尋搜紛失子細者

同書 件御鏡二面內一面去正治元年紛失而禰宜等致祈請期

歸座之間或乘門奉蔽東山稻荷岩嶮之由申之為實檢可

令參浴之由依宜旨次第下知去寬喜三年十二月權禰宜

之中相權便宜之輩致參浴且加拜見且奉勸請如本奉成

歸坐畢隨即掘廻四面殊慎寸心

百鍊抄 寬喜二年八月五日或法師号念阿彌陀佛東去正治元年

紛失小朝熊神鏡者所奉取隱也始埋木橋次埋大極殿次

同書 正治元年五月廿七日宜旨

同書

百鍊抄

奉埋稻荷社之由自首云々、十二月廿六日、小朝熊神鏡相
失、神宮權禰宜盛康等下向、勢州年來之間、念阿彌陀佛奉
埋、稻荷山被尋出之、

明月記

寛喜三年正月十日丁酉、或人消息之次云、今年十箇日之
間、勝事多、小朝熊神鏡、自去春秋十二月晦日御下着、本宮
禰宜等參集、御裳濯河評定、一禰宜成定、其實無不審之由
發言也、他人同申爲奉校合、一々面奉返海中岩腹之處、自
然、今付本跡給了之由、昨日以次第解奏聞、未曾有之嘉瑞
歟、

神祇秘鈔

内宮鏡、宮者、御裳濯川之流、鹿海寺ト云、在所、有之、自彼寺
當、東方、又山川流出テ、落合、御裳濯川、御裳濯川ヨリ南角、
一大石自然生出、タリ、其廻ハ田也、此石上ニ松一村有之、

覆、御裳濯川、其松下大石上、在、一面鏡云々、自彼山川之北、
御裳濯川之東、有一小山、名、小朝熊山、山上有鎮守、名、小朝
熊明神、其鎮守之傍、造社殿、奉安置、彼鏡、不肯彼所之歟、
自然、還、御本石上、如此、兩三度、

弘安參詣記

小朝熊の遙拜、次、初鏡二面、同トク、遙拜あるべし。小朝
熊の御座す社と申すも、内宮所攝の社二十四座の内、山
の上、御寶殿、御体、石にて御座す。又此の鏡一面も、格
別の御鏡あり。御体、即、鏡なり。何の神にて御座すと云ふ
事、知る人、もくなく侍る事なり。此の鏡も、靈驗やむ事
なき御神あり。正治元年四月三十日、一面紛失し給ひ
て、寛喜二年の八月、稻荷山より尋ね出し奉る。天福二
年の正月、二面紛失し給ひて、同五月、歸座を給ふ。文

康永參詣記

永六年十一月、一面紛失志給ひて、同七年正月、自然、
歸座志給ふ。嚴重無雙よりて、靈異餘ある御事なり。

朝熊の宮に参りぬ。此の所は、倭姫皇女御留りありて、年
月を送らせ給ひける時、神鏡、あまた鑄奉らせ給ひて、是よ
り、内宮へ移らせ給ひけるとのや。仍りて、鏡の宮と申すか
り。山中、寶殿を作きども、朝日、更、百鍊の影を隠さず。岸
下、怪石を志めて、夜月、とましなへに、宮の光をみぶきかせ
り。○中 長短二首の歌を作りて、内外一理の益をほめ奉る。
千磐根、神世不替、朝熊之阿波丹建留、瑞籬農、水能心毛、
伊知早久、宮居乎出而有麓、阿利曾之上於、耀須、光麻志
和流塵土之積留、山農、高照、月由勝而隱、奈貴、鏡宮者多
輔妒句阿利計梨、

短歌

朝熊也豐榮、登日影社天津神世之鏡、奈利介禮

小朝熊辨正記

寛文初年、大司精長、攝社再興之時、尋求當社之基趾、無能
知之者、且任舊記文之旨、建社於山上之西際、山上、一社、山
建之、山上是也、山下水際者非也、何者、小朝熊社、祝等解狀
云、當社、並御前社、寶殿共有高山之上、云々、非水際者明矣
可謂大山之一簣乎、及至平社地、多掘出古物、於是乃知是
舊地、又掘出一石、石上有古鏡、圓規不損、鏡下在、一小蛇、以
蟠屈、自為守護之狀、不亦奇乎、蓋是殿内安置之神鏡也、神
殿廢壞之後、自然如斯歟、雖不勝痛傷、而今奮靈威、以顯現
可嘉尚焉、既而寶殿造畢、且奉納靈鏡於殿内、大司精長、禰
宜荒木田守清、到神殿前、而開御戸、前小蛇先之、在殿内、見
者莫不驚異矣。

石城山永松庵 本村にあり。禪宗朝熊岳金剛證寺の末寺
秋田城介安倍實季入道墓 同境内にあり。傍に侍女及童女の墓あり。

實季入道ハ、元、奥州三春の城主秋田信濃守の祖なり。國政不直の罪によりて、此の地ニ謫せらる。居ること數十年にして、終小卒去せり。入道、風ニ和歌及茶道を好み、書を能くせり。遺墨、世ニ傳ふる。又、藥法ニ委一かりき。今、秋田遺法と稱し、萬金丹を齋ぐ家あり。藩翰譜を案むるに、實季ハ、陸奥六郡の司安倍頼時ガ二男厨川次郎貞任の末裔にして、實季六代の祖安東太郎廉季、應永年中、始めて、陸奥外の濱より出て、秋田の湊を討ち隨へ、自秋田城介と名乗る。其の子盛季、其の子惟季、其の子昭季、其の子定季、其の子二人あり。兄ハ、友季、弟ハ、愛季と名乗る。實季ハ、愛季の男なり。元、豊臣氏ニ仕へ、朝鮮の役、其の召ニ應じて、軍勢を

率む、筑紫ニ陣す。後、徳川氏ニ從ひ、大坂前後の戦ニ屢、軍功あり。慶長七年九月三日、秋田城介に任じ、從五位下ニ叙せらる。其の後、家を、男伊豆守俊季ニ譲りて致仕すと見えたり。此の地ニ謫居せしと、元和の頃ありべし。

柵のかさくさたる、タコ目といへるもの、おのづから生ひ出で、あれさう根根ともいへず、青きカケラの、おのこも、心地上げるとひまはき侍るを見らふ、あの花、お色の、ゆひ、あつと、おひひと、みゆき、
實季

高乾院殿前侍從空岩梁空大居士 万治二年 己亥 十一月二十九日

月峰晴桂童女 一女、幼名 寛永十四年丁丑三月二十六日、十一歳

穹清院印月昌光禪定尼 侍女 承應元年壬辰十二月三日

天國太刀 総長三尺三寸、硯箱 矢壺

福原右馬助墓 同寺境内にあり、其の臣二人の碑も並び立てり

右馬助、石田治部少輔三成の女婿なり。慶長五年、關原敗軍の時、聊の所縁を以て、此の地は遁れ来りしに、東軍の追撃甚急なりしを以て、終に、此の寺に入りて屠腹したるといふ。其の臣二人も、亦之に殉せり。

一任院殿順積道蘊禪定門慶長五年十月二日

濃州大垣城主福原右馬助

心誓一諾居士家臣神原喜三郎 真得如珍居士家臣、姓名不知

慶長五年九月十五日、大垣城本丸ニハ、福原右馬助、二丸

ニハ、秋月長門守相良宮内、高橋右近、三丸ニハ、熊谷内藏之丞、寛和泉、木村總左衛門、同傳藏、都合七千餘騎、治部少輔差圖ニテ籠置、其身ハ、關原へ罷越ス。中三井寺ノ御陣ヨリ、追々飛脚到來シテ、其趣ハ、大柿城扱ニ仕リ請取

福原右馬助ハ、伊勢ノ朝熊へ罷越候。大柿城へハ、松平周防守ヲ被入置候。中岐阜中納言秀信ハ、高野山下久土山へ流罪、真田安房守昌幸、同左衛門、佐事、真田伊豆守御詫申上候、ニ付、御助命。是モ、高野山下へ流罪。大柿城代福

原右馬助ハ、勢州朝熊ニテ切腹ス。中

妙高庵あんのきやう 舊趾本村の南ニあり。越後少將忠輝謫居の地あり。草庵ハ、何の頃ニカ。廢きたり。

上總介殿ハ、徳川殿第六の御舅御母ハ、於茶阿の方。介殿をトめ、生ませ給ひし時、長澤殿うせ給ひ、よつぎなぐれむ、介殿を志て、其の家継がせらる。慶長七年の春、下總國佐倉の城を給えらせ給ふ。上總介殿、忠輝と名のを給ふ。明くれむ、八年二月六日、信濃國川中島ニ移り給ひ、同十年四月、四位の少將よなされ、十一年十二月、伊達政宗が娘を迎へ給ひぬ。中介殿御

年、壯ふならせ給ふわど、荒くしき御振舞の多多くして、國中
の上下、悉嘆き苦む。舊き者ども、免前諫め奉らざれども用ひ
給ふべ。畧中 叔も、介殿、始より、大和路の大將軍承らせ給へ共、
五月六日、常明寺の戦事終りて後着らせ給ひ、明くれむ、七日
の合戦、よもあらせ給はず。然るべき首、一つもあらせらば、
兩御所の御氣色宜しからん。畧中 松平忠左衛門尉勝隆を、
使として、此の後、長く、御對面の事叶ふべうらさる旨を仰せ
遣さる。畧中 元和二年四月十七日、大御所かくれさせ給ひ、其の
後、御遺言ふまらせ、伊勢國朝熊よ移らせ給ふべきありて、此
の年八月十二日、關東を仰たちあり。同日、相模國小田原の宿
ふ至らせ給ふ時、御飾をわろさ。御歳廿五よならせ給ふ。同
廿日、朝熊の山ふ入らせ給ひ、金剛證寺を御住所となさる。程ふ

く、又、此の山の麓、妙高庵に移し奉らす。同日、き四年三月、飛
驒國へ遷され給ひ、其の後、又、信濃國諏訪の郡よ遷され。今年
延寶八年よは、御年八十九よをならせ給ひける。

箕曲瀬義女の故事

本村疆域の極東よて、志摩國いまのくに谷志郡小濱よ相對する山間元標より
六拾町餘あり。二見より、鳥羽よ至る新開縣
道よ架けたる長者橋の西よ當れる邊あり。に、箕曲瀬長者と號
する素封家ありき。土俗、コタン 累世いと盛に暮志し、かど、如何
かろ神の祟ありけむ。全戸流行の疫症よ罹りて、盡死亡し、
僅よ壹人の小女を残せり。此の小女、聊の志るべを便りて、朝熊
ふ来り、身を、某家よ托せり。時ふ、同村字松本といふ所よ、松本道
庵と云ふ浪士あり。好色無頼の惡漢ありき。廣く、居宅を構へ、日
夜放逸を事とせり。全村の父老、其の暴行を悲し、歎けども、彼の



高橋
永徳
画



箕曲瀬義女悪漢
を刺し殺す圖

權勢を恐きて、之に抗する者なかりきとぞ。或時、父老相謀りて、
必く、道庵、此の頃、見目好き侍女を召し抱へむとすや聞けり。
宜しく、彼の小女を餌ふして誑殺すべしと。父老、試み、其の意を、
小女に告ぐ。小女曰ふ。妾、数年の間、此に流寓して、鞠育の恩を受
けたり。今、全村の害を除くむ為、一身を犠牲に供す。素より辭
せざる所ありと、頓ちうべなひけむ。里人、大に喜び、遂に小女
を以て、道庵の侍女とせり。道庵、深く鍾愛して措かず。一日、道庵
他行したり。小女、歸期を量りて、之を道に迎へ、宇殿林と云ふ所
小誘ひゆき、其の不意に乘じ、懐劍を以て、道庵を刺す。里人、共
力を添へて、終に之を討ち果したり。是によりて、村民、安する事
を得たりとぞ。後、小女、薙髪して、尼となり、草菴を結びて棲み
の、幾むくもなくして身まかりよきとぞ。里人、其の功績を旌さ

むとして、女の靈を神と祭りて、尼が森と名づく。以来、常に、産土
神より前に拜まることせり。正保年中に至り、醫王山莊嚴寺
の境内に、碑石を設立したり。道庵を誘殺せし年月、及小女の姓
名等の傳えらざるハ、實は、遺憾の
こと也。又、其の箕曲瀨に属せる田畑山林、併せて、貳拾六町餘、今
小當村の共有となれり。是、恐らくも、長者の遺産あるべし。箕曲
接近せる松下は、蘇民の社あり。村民、ふるくより、巨旦蘇民の事
を傳へたり。長者、豊饒かりしども、疫鬼猖獗の為、全家、死を
免れざりしを以て、土人、巨旦を疑して、コタン
と稱せしは、あらどろ。松下の所参照すべし。
碑面 正保五戊子年暮春初一日
六、尼森僚老明神 莊嚴寺の境内に建てり。
四尺許の生石なり。

朝熊岳 あさまだけ

神宮雜例集神宮四至の條に、東に、石井嵩、赤木嵩、朝熊嵩と見え
たり。往昔より、皇大神宮の遠境あり。地根蟠屈して、伊勢、志摩此

西園又跨り峯巒崇峻にして、衆山は卓越せり。此の嶽に登るに、四道あり。一は、宇治郷岩井田山より昇る。行程七十二町あり。毎町は石標を立てたり。一も、楠部より昇る。亦七十二町あり。一も、一宇田より昇る。四十四町あり。一も、朝熊より昇る。三十二町あり。毎町は石標を立てたり。土俗、朝熊よりするは、卒道とす。されども、諸國の参拜人も、皆宇治より登りて、朝熊より下り、夫より二見浦に赴くを、順路とせむ。處くに、茶店、旅館等を建て、旅人の小憩を便す。

天狗巖 えびだいら 夷大黒岩 いそふね 岩舟 共、路傍に在る奇岩あり。

勝峯山兜率院金剛證寺 朝熊岳の絶頂あり。

創立の年月詳ならず。古義真言小して、僧教待の開基なり。中興の祖空海、本尊虚空藏を安置せり。中世に至り、漸頽廢せしを、鎌倉建長寺の第五世東岳、此小退休して、禪宗臨濟派に改め、大小

堂宇を修造したりとぞ。維新の際までも、僧居十二坊ありて、徳川家より、寺領百石を給ありき。近年、舞馬の災に罹り、本堂を除く外、悉皆烏有に歸せり。此の寺、左馬頭源義朝の佩刀、及古鏡、古書畫數品を、什物とす。

本朝高僧傳 丹州瑞岩寺山門大通、尾州源姓新田、族也、精通宗說、善持

毘尼、得法、春岳喜公、隱逸伊勢、朝熊山、此虚空藏菩薩應現之靈地也。

吞海院 土俗、奥の院といふ。地蔵を安置す。堂前、富士見臺あり。數十丈の險崖、石を疊みて築きたり。

吞海院、在朝熊山絶頂、本尊勝軍地蔵也。 俗間是稱、奥院、自古以斯

山、為志摩之有、金剛證寺之地、則伊勢之有也。元禄年中、命諸侯郡伯、撰定六十六州畫圖、以繩封疆、時至此地、則因古之所定、而不及改正。云、自南坂至絶頂、七十四町、是謂杉坂

越北坂五十餘町、而其半路有富士見松、自此望見自吞海院眺東北勢、志尾三之蒼海、在一望中、風致景色不違、故舉可謂勝地也。有法眼狩野元信所描之富士峯、畫華人拔天若讚曰、曾聞人說、思重々、吞海庵前望士峯、四十由旬半空雪雲間、一朵玉芙蓉、後素贊詞、特絕品也。

朝熊攻

天正年中、北畠國司の殘黨木造等、此の山に潜伏せしを、蒲生氏郷、兵を率ゐて、燒討せむとしたりたることありき。

天正十三年十一月廿八日、木造浪人共集りて、朝熊山へ登山して、楯籠り、一揆を催すの由、風聞あれど、急ぎ追ひ崩さむと、氏郷、松が島より發向あり。朝熊も、極樂橋を引き落して、口々に逆本をいき、宇治、陽田の通路を切り塞ぎ、鳥羽、加茂、五ヶ瀬の地、侍ども集め、楯籠る。氏郷廿八日、松が島を出馬、其の日、先、外官に社参、其の夜、所師中西與三右衛門常尚の舎に一宿して、町

野左近、小倉左京、先手の大将として、其の日中に、朝熊山の麓迄、水一つは、林の内、陣を取る。其の夜、谷々に、人數を廻し、夜もすがら、篝火を燒き、寺を取り、卷き、夜あけを、寺を燒討せむと、相圖を定め、待ち居ける。坊中僧徒、この由をき、詫をこひ、浦浪人を追ひ出さず。寺を大神宮の侍寺なれば、無恙様かと、中西常尚の方へ頼み入る。氏郷同心して、無事ある。其の内、先手の足輕、坊中へ亂入、撞鐘、金燈籠、寶物を取りて、既に、本堂へ火を付けむとする所、常尚、急ぎ馳せ登り、無事にありたるを、引き取り、人敷を引き取り、氏郷を、廿九日、松が島へ下向なり。右寶物残らず、中西常尚申し清けて、朝熊本坊へ返りけり。

萬金丹藥鋪

下末石より、一町許、手前まで、本堂の左側あり。此の處より、磯部並丸山へ、至らむ二筋の便路あり。

其の先を、倚松軒宗祐と云ひき。尾張國知多郡野田の人なり。故

野間を姓とす。僧東岳退休の時、同郷人の所縁を以て随ひ来
て、此の山に住せり。或時、宗祐、虚空藏の靈夢に感得、萬金丹の藥
法を得たりと稱す。其の効驗を世人の遍く知る所あり。此の
家、維新の際まで八世、因幡掾に任せられき。當主を、即、二十一代
目、小一、野間國彦と稱せり。

野間氏呼稱文書

野間氏之先祖宗祐者、吾山之開基佛也。禪師東岳文昱大
和尚之、自尾陽野間訪來者也。嗚呼大德、尊崇虚空藏大薩
埵、日夜無止時矣。或夜薩埵夢告萬金丹之方、大德曰、此是
救世之妙藥也、則施與之。衆病悉除矣、久秘于家寶之、今到
宜繁之時、世人傳聞之、而望弘于世矣。於焉告予謂願藥功
之為不減、每歲請一山、大衆於空王殿、令轉讀大般若經六
百卷、我應之也。永無怠慢修行之、以祈家門之昌盛、藥能之

瑞奇而已。

正徳三癸巳正月八日

前禪興春林 花押

清水森

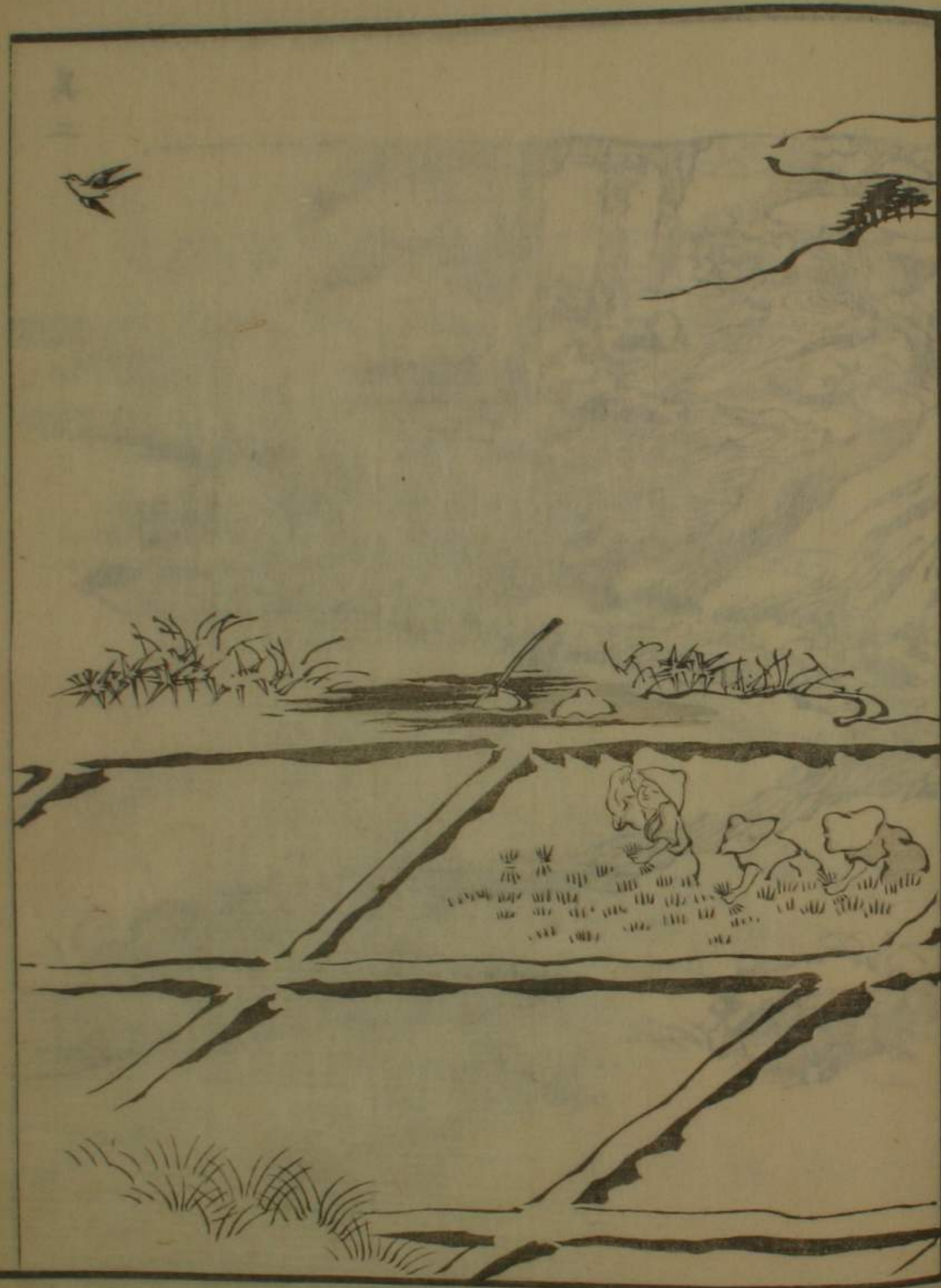
朝熊より二見に至る道左の岡
にあり。新名所歌合の書題なり。

舊跡案内、清水森、朝熊村より、二見浦へゆく道、蛭川山の東面、
くり舟渡の南、小井水あり。大早も、涸るゝと見え、五
鈴遺響も、朝熊より、二見郷三津村に至る山路、十餘町ありて、
サムタ坂と云ふ。道傍の左の田間、小き鬱林あり。其の中、清
水あり。三四尺許、石を疊みて、注連を牽きたりと見え、今猶
道の左に、小高き處、湧き出づる清水あり。土俗、神社の如く、尊
敬して、汚蔑する者なし。特に、婦人、此の泉に臨むときは、鬼神の
面貌を照すと云ひ傳へ、避けて近よらずといふ。

新名所歌合

多ふ結ぶ清水の杜よ夏あと思ひもをぬ郭公哉

定 忠



新名所
畫卷縮
寫
泉水杜
之圖

四十一



五十鈴川ながれ冷しく成りにたり志みの森に樹の
 影清き志みの森の下を流る音涼き杜筋のな
 影をさし結びもこたぬ時を清水の林も清き志みねかた
 名よめを志みみまつるかひおれや清水の杜の松乃下風
 杜筋清水の森の過ぎに清くや指も涼かろらむ
 風通し清水の杜乃松蔭に聲も涼き志みねかた
 まつ人の心くみよめ時を清水の森も初音鳴くら森
 初音鳴く清水の森の清き志みねかたもきうむ材の定
 夏山の志みねかたを志みねかたの時を清水の森も初音鳴くら
 志みねかたの森乃郭公あつねをたのむ清く考のこたは
 志みねかたの森乃郭公あつねをたのむ清水の森乃志みね
 杜筋あつねも過ぎる初音鳴く志みねかたの森乃志みね
 夕を志みねかたの森の時を志みねかたの森も結び馴せり

尚良 成言 延行 行寶 能圓 成宗 長興 氏行 良玄 經顯 圓親 定顯

神もまけ清水の森の杜筋鳴く夕暮の夢ぞ涼き 良譽
 語らも猶もそあつね郭公む志み清水の森の下蔭 尊親
 山の井乃清水の杜の杜宇あつね志向と神も聞くらし 良惠

畫河山

朝熊の乾にあり。土俗なま
 山勢小朝熊森の東より起り、鹿海川の下流、山田原の南に亘れ
 るを以て、畫河乃横根と稱す。又其の山此字よ、山畫河、里畫河と
 云ふあり。里畫河も元朝熊村のあり、舊地よて、其の墳墓、今に
 存せり。長明伊勢記よ、あさくま川を隔て、ひろ川の横根とい
 ふ山ありと見えし。

ふたみ 二見 沙河より以東、五十鈴川の下流を限
 り、江村までを、總べて、二見の郷と稱す。
 二見の名稱も、太神宮本記よ載せしむる如く、倭姫命此の濱小
 ましく、志時大若子命に、國の名を問ひ給ひし、速雨二見國

と答へ奉りしぞ其の濫觴ふる。舊記及古歌より二見の里、二見山、
二見の御厨、二見瀉、二見の浦など見えたり。本郷八元、内宮領四村、
外宮領三村併せて七箇村なりき。後、出口村を庄村と合せて六箇
村とせり。古より連綿として御鹽を調進せら由緒を以て公役を
免除せられし中、中世兵戈打ち續き北畠國司の時に至りて遂に
押領せらるぬ。尋いて九鬼大隅守の支配に歸し、また山田奉行に
属せり。當時御鹽役人百廿人の總代三村總左衛門、屢其の筋不公
訴して寛永十年に至り、また元のかく御鹽調進の料を元てられ、
幕府より守護使不入の朱印を下付せられたりき。

太神宮本記
然而二見濱、御船坐于時、大若子命、國名何問給、白久、
速雨二見國止、白支、
太神宮諸雜事記天平三年六月條、十六日、御祭、二見、郷長石部、島足參入、神宮。

延喜式
凡齋王至國之日、取度會、郡二見、郷石部、氏童男、卜為戶

座

伊勢勅使部類記

天仁二年、二見、郷、拵、倍、住人重成、二見、御厨、行事有久、○下

神鳳抄

二見、御厨

神宮雜例集仁安四年四月、司符

二見、郷、鎮、地、祭、物、鹽、三、斤、

太神宮祓豆補任次第

二、禰、宜、從、四位、上、延、平、號、二見、二、承、德、二、年、六、月、十、五、日、夜

中、自、二見、里、宿、乘、船、參、宮、

東鑑治承五年正月廿一日、條

熊野山、惡僧等、今日、燒、拂、二見、浦、人家、

喜多井甚四郎所藏

伊勢、國、度、會、郡、二見、郷、南、北、同、江、村、等、者、為、二宮、朝、夕、御膳

料、所、嚴、重、所、致、停、止、也、軍、勢、甲、乙、人、等、寄、事、於、左、右、不、可、致、

狼、藉、於、違、犯、之、輩、者、任、先、日、國、宣、之、旨、為、處、罪、科、神、人、一、同、

可、注、進、交、名、之、狀、如、件、

正平七年十月廿九日

左衛門少尉織宣

徳川家朱印二見村所藏

伊勢國渡會郡二見郷六ヶ村

合貳千百三拾貳石餘事

為御鹽田之處近代断絶畢今度相改寄附之兩宮御鹽之儀無懈怠可勤仕之者永代不可有相違者也

寛永十年六月十二日家光朱印

二見總中

一今度二見郷六ヶ村為内外兩宮御鹽田御寄附有之御鹽無怠慢可勤仕事

一江村三津村山田原村内官方今一色村西村庄村外官方御定上者諸役以隣郷之竝無相違可勤之

一御鹽之宮此度造營有之以來及破損者從六ヶ村可脩

理之

一山林竹木根不可伐採雖然御鹽官脩理之時應其用可伐之其外禰宜百姓居屋敷之内ハ非制限

一二見郷中牢人惡黨不可抱置之

右條々堅可相守之仍執達如件

寛永十年六月十三日

河越侍從

忠俊花押

古川侍從

利勝全

前橋侍從

忠世全

二見郷總中

家集
二見山嶺は朝わら白雲の晴間まらて伊勢の海人

藤原為忠

九月より二見の里は持りたるにあり人のもとより感はさける楊を一枝おらせりけきむ

夫木抄
時ありて又も楊の花感喜を二見といふへりたる

長明

二見鄉西村神役人所藏文書

豎壹尺
橫壹尺三寸二分

下檢非遠使定與早神
宮使共身紀子細之言是

二宮朝夕御饌所二見御厨重役人平安等謹言上

故且止兩方催促令落居於一方致尋究直傷棟致有限所促

當鄉內中福寺領田間事

件寺領者年來師大內言殿所息為毗沙門堂脚管領每等
當鄉神祇史亂以後致有限所促者也而今俄稱市河孫三郎之

關所地內号五限垣內律師之使可徵納年貢之由連之令催促之
又其後号氏重神主之使催年貢之条何様哉於彼中福寺者

市河孫三郎全以雖一日行時曾非相締者也凡當年者不談
損亡之間神役寺役之足難叶之間及給主之歎處今俄令混亂彼
關所之地隈及地下乱妨之義奈難堪之次第也然則早被逐亂明
脚沙汰且令落居一方穩為神役寺役等勤粗言上如件

正中貳年 十月 日

御正清白所藏文書 橫壹尺四寸 豎壹尺

可十善解

申請二見眼日祢達謹判奉

誦被任實心於

別用治

片甲公

在二

七茶二見里在坪付字山田所

四至

東限中橋寺 西限塔江

并山

南限宇治河 北限富祿平野

右付田代道一野漸安事代、年方遠則此

先祖不知開敷之時近又數百年頃

不見其元由云々何見近代九十有餘

不見開流之時者今依刀祢達、明判為

用兼領流、謹判所請如付但至于田視

則為地清、支於于地利又成開敷、利
仍注在狀、則請謹判、解

寬弘柒年貳月伍日石部 千乘

判

付田代草野家實、明白通

乞加署刀祢

高宮御塔燒内人、七、三、判、八、服、有世

那有

川大兩那坊成山聖、

溝口 みぞぐち 沿道の村あり。西二見村に属す。

破石 やぶいし 川の東岸、宇定石山あり。何の頃より。巨石半破れて、水涯小

なたてと唱へて、鰻魚を漁獲せる業あり。鰻魚の成長せる時、川の上下を断ち切りて、之を漁る。数多の漁舟、一の砲聲を相聞、我後れと、先を争ひて漕ぎ出づるさま、船櫃縦横して、實小、小戦場の想あり。見る人、此の際に會せむとて、黎明より、兩岸に群集すと

姫宮稻荷社 ひめみやいなぎのやしろ 縣道の右側、鳥居あり。夫より南一町許に座せり。此の祠、ふるくより勸請せられり。信仰するもの

甚多く、鳥居、神幟等立ち連れり。

烏帽子岩 えぼし 姫宮より南に當れる山麓にあり。其の形、折烏帽子に似たるを以て名づく。

安養山西行庵舊趾 あんやうざんさいぎやうあんのきよあし 烏帽子岩より東南、五峯山の谷間にあり。

保延年中、僧圓位の隠棲せし所あり。圓位、高野山より、此の所へ来り、暫住みて後、宇治郷の西行谷へ移りし由、御裳濯川集及西行談抄に見えたり。其の遺蹟を檢むるに、細流ありて、略約を架

す。柴門の趾もや。土壘の如きものあり。夫より南に平坦の地、九十年餘あり。即、草庵のあしあり。傍に石泉、涓々として涌出せり。溪間、両面石葛と唱ふる、長さ五分許のもの生ひたり。土人西行遺愛の由言ひ傳ふ。康永參詣記に、草庵の残りし由記したれむ、其の頃まで、現存せしなりべし。

康永參詣記

礪山陰の道を傳ひ行く程、哀に心をどき古寺あり。安養山と申す所なり。是も西行上人の住み侍りける舊跡とらやぞ承る。○中山色秋を残して、風、錦帳のもとにまよまよとく、溪聲昔の如く小して、雨、草菴の中をそよぐ。よりぬる庭の籬、ハ、かゝる葛も残り、あれゆく軒の瓦も、かぶく松も、おちたむとす。危きは中々久しくて、久しからばきも危し。おに、さだめなき世のならひうかと、物哀よて、山本遠き湊江の方を見渡せむ、河の

うき洲をみちくる志を隠きて、鸚鵡洲の跡なき古も、目の
前より浮び、蘆邊のたづね、つづくともなく飛びさる聲をきけむ、
黄鶴樓のうききたためし、心の底に近し。

此地空餘山寂寞、昔人去後幾朝昏、
緑蘿菴舊絶蹤跡、只有松風敲寺門。

池村隼人墓

縣道の右側、叢林の中、小あり。高さ、二尺許の自然石あり。傍に、小き五輪も添へり。

隼人ハ、當郷の長かり。文明年中、山田勢に應援して、北畠國司の
軍と戦ひ、終ふ、此の處にて討死したりといふ。往來の土人、七種の
草を子向くるを以て、慣習とせり。

山田原

溝口より續ける縣道あり。此の村、農事の暇に、縮むきと唱へて、葉を製するを業とせり。西二見村より隔す。

五峰山

山田原の南に環列屈起せる山あり。其の峯の數を以て名づく。まゝ、御塩山とも、密嚴寺山とも稱せり。

音無山

五峰山の一峯をいふ。

神風小名寄に、音無山とを、つづきの山をいふみやと、二見の郷
乃古老より尋ねしは、皆知らずといへりと見え、三國地誌には、
二見江村、立石村の前ありといひ、伊勢參宮名所圖會にも、大
夫松のある山と云ひ、東二見村地誌にも、音無山を、天覺寺の山
號とし、共小江山を以て、之小當てたり。然るに、五鈴遺響にも、安養
山の南にあり。一名、御鹽山とあり。講述抄にも、二見五峰山の
つみて、御鹽山ともいふと記せり。古より、五峰山、江山の内、孰を
音無山といふ小の。詳に辨せしものなし。今、長明伊勢記なる
音無山眺望の記文を案ずるに、朝熊川を隔て、晝河の横根と
いふ山ありと見えしは、立石崎なる江山にあらざることを明
けし。よりに、姑く、五峰山を以て、音無山と定めたり。

長明伊勢記

二見の音無山に、人々登りて、遙く、海山を見る。東よも、參河、遠

江、駿河などを見こして、富士乃山、ちのう小見也。良小あさり
て、甲斐の白根、信濃のみさるあり。北よ、美濃、尾張の山どもれ
上より、加賀の白山も。乾ふ、多度の山、鈴鹿のまつご山、西よ、
布引山、あざの山、又、伊賀の國の山ども、其の名もあらば。南よ、
朝熊山、志摩國のかさなり。朝熊河を隔て、晝河の横根と云
ふ山あり。其の山北、西のはかよ、鏡宮おえます。海山も、遙に
見え、まうりてなむある。

御裳濯集

二見音無といふ山、鹿のなくを聞きてよめる。

おとろの山、れ外まを聞きあり、忍びくひ、うさを麻の夢

皇太后宮常陸母

夫木抄

伊勢へく、うらぐらに、二見まうりて、南のかさ、音無

と、いふ山よ、松風のひ、きま、うさをき、てよめる。

松やあらぬ風や昔の風あらぬ、うづれの秋の音無の山

長明

同

音無の山、ふや今日ハ、夢の夢め、うらぐら、く、のきくらむ

花山院

同

音無の山、ふや今日ハ、夢の夢め、うらぐら、く、のきくらむ

相模

十五番歌合

音無の山、時ち、うらぐら、うらぐら、く、く、あられ、

頭昭

家集

音無の山、より出づる水、れや、おが、つら、く、も、流、れ、く、

信明

西村 溝口より北、七町許にあり。西二見村に属す。

花房志摩守碑

西村の東、松林の中、あり。花房氏を、寛永年中の山

の人民、其の功蹟を、後世に傳へ

碑面

むと、して設けたる紀念碑あり。

供用御鹽濱

右側、寛永十八年巳年、四月十二日、

御鹽濱 在、西村、

今一色

西村より北、六町許にあり。西二見村に属す。勢田川を隔て、

高城濱

今一色の良、み、當

毎年九月十三日、濱出と唱へ、豊受大神宮奉仕の禰宜、河崎より
乗船し、此の濱に至りて、袂を脩め、潮水に浴して、身を清むる行

鵜繩之圖

鵜繩ハ、繩を捕獲する漁具あり。網の形、六角、長さ、十七間餘あり。左右両端小、大竹二本、後端結ひ付け、端棹一本の末を前、端小、三本の末、後端小、繋ぎ付けて水中に沈め置く。かくて、アバと称するもの、ホトの背より、その口ハ、鵜の羽を著けり、故にこれを鵜繩と云ふ。を附け、長さ、百尋餘の麻繩を水面に打ち、突て曳き寄する。ときハ、魚、之よれ、やみされ、悉、網の上に乗る。此の時、彼の端棹より、網を突き、引け、魚、捕らる。云々。



三三

漁夫ハ、十人を要す。漢朝ハ、八月頃より、三四ヶ月間あり。今、色、其の他の近村、亦、ハ、多く、此の漢具を使用せしむ。



事ありき故に土俗長官濱と稱す。

年中行事今式

到_二見_一郷高城濱展鋪設于天神山北之海濱、禰宜權官著座、北面東上、二見郷人預植竹二本於祭場、引懸注連、居八脚机於其向、時三禰宜與座、經注連下向八脚机蹲踞、北面修禊、禊具一禰宜辨之、政所蹲踞于三禰宜左側、修禊已畢、執其幣串、楔清禰宜權官、插幣串於海濱、乃復本列、禰宜權官與座、解裝束浴潮、畢復本列、著裝束、畢禰宜著座于鋪設南面、東上、權官著座于鋪設西面、北上、政所家司著座于權官之次、尺許、西面北上、二見郷羊老來獻酒一樽、鰯二尾、已而一禰宜僕從居芋魁羹、或芋魁土器、加著一匙、執鈔子酒杯、行酒一獻、順提子至、次居強飯、而更故膳、又行酒一獻、懸而行者、或懸於土器、又行酒一獻、順、而撤膳、給強飯酒肴、於二見郷羊老、○下

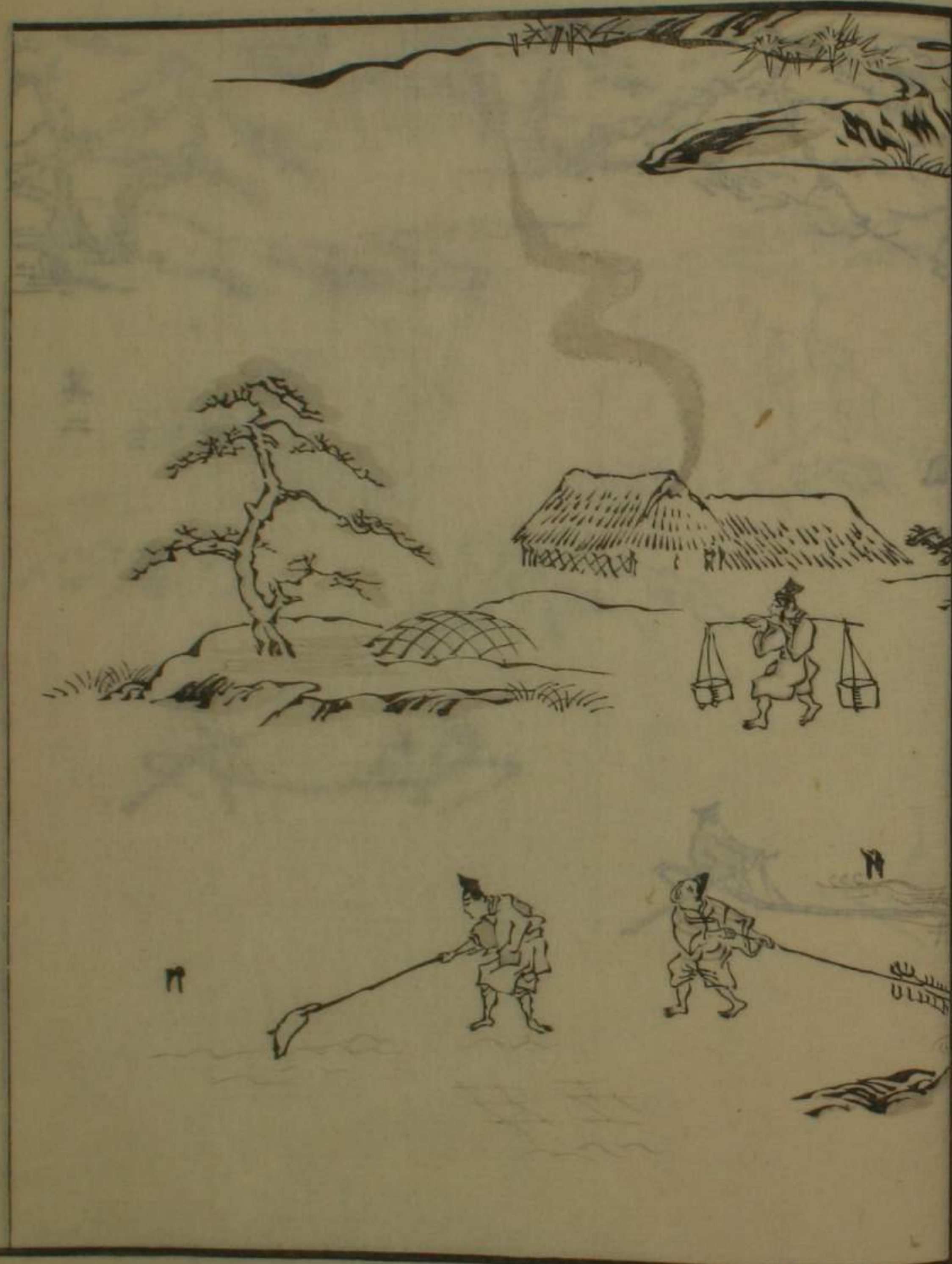
打越濱

高城濱の東の海灣をいふ。新名所歌合の畫題あり。

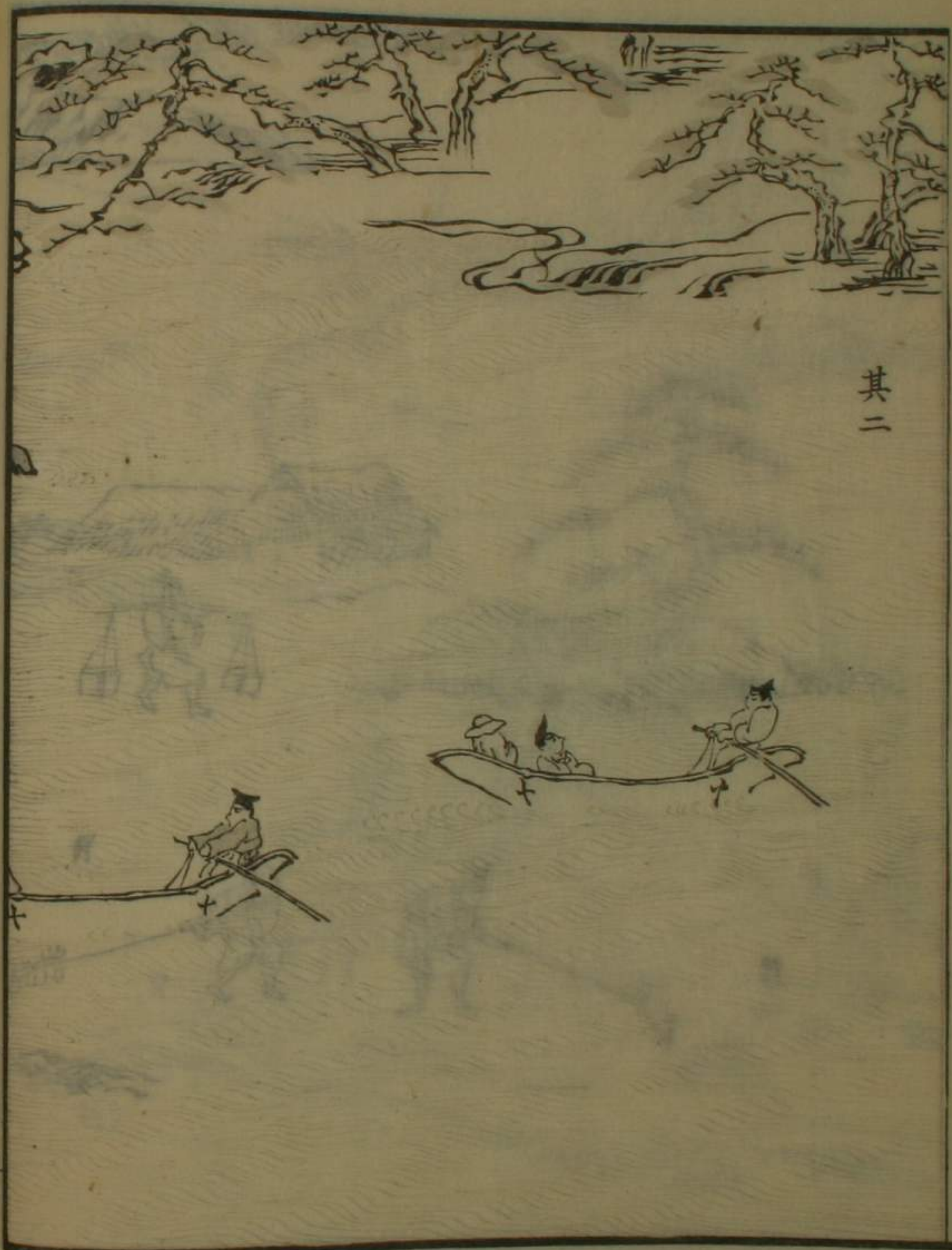
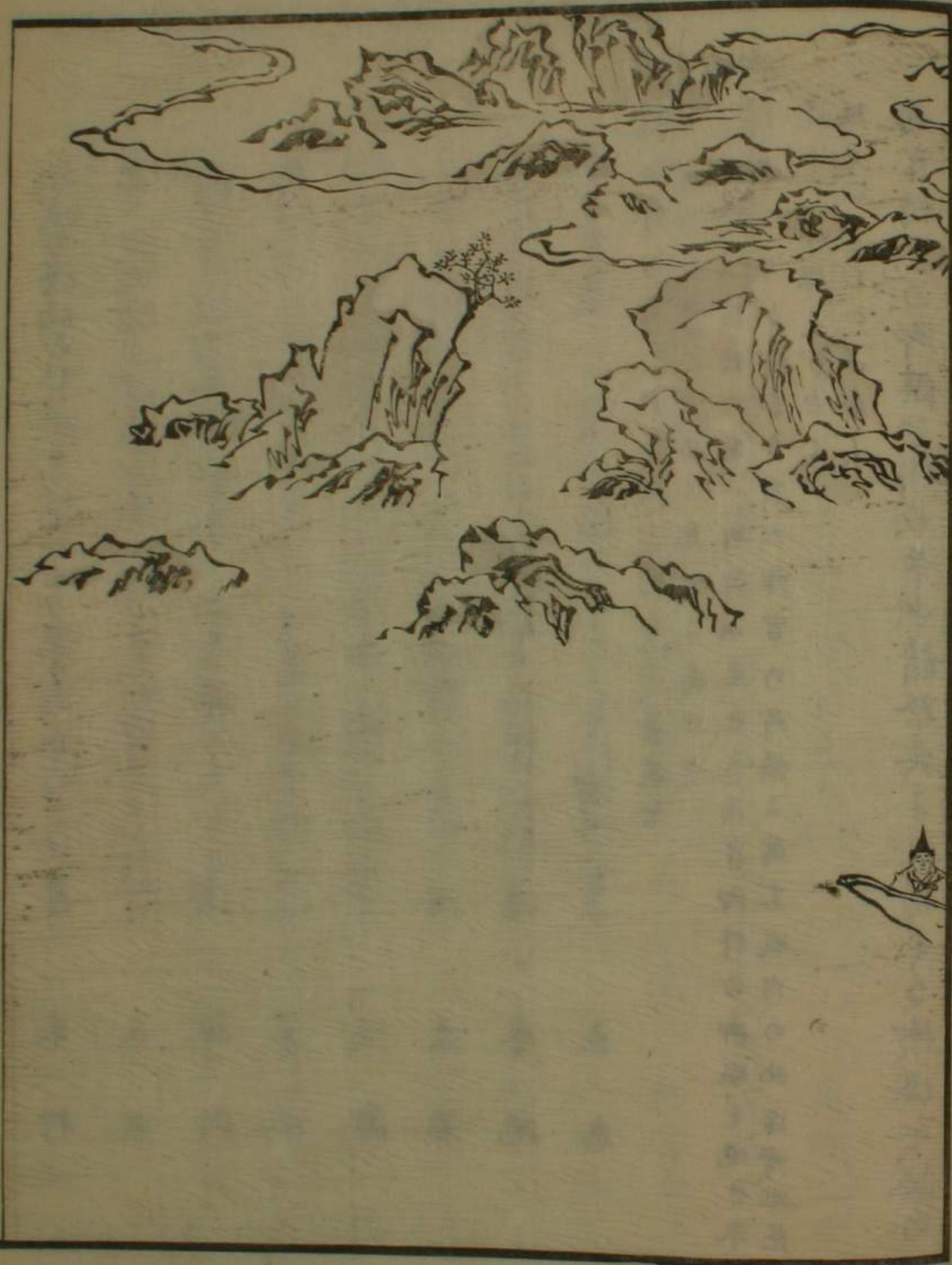
古今名所集、打越濱、立石の西に續乃濱あり。父母の一回忌除服の時、垢離をあく濱なりとあり。土俗、今も猶重服を解除するふ、立石崎ふ至らずして、必此の所、禊をを例とす。

新名所歌合

沖津浪荒磯、うけてうちこ、此濱風遠く、衝なり、定 忠
誓れをむ、友とやも見る浪荒き、打越の濱、乃冬の夜の月、尚 良
時は風、塩干を遠く月さえて、浪も青やね、おこのの濱、成 言
伊勢津や浪、おこのに月さえて、塩風荒き、冬の濱、延 行
打越の濱、松が枝の風を、いづみ月、潮汲む、冬の蟄人、行 寶
うち越乃濱、松さえて、ゆく雲、遠き塩を、もさを、能 圓
打越の浪、よるを、ゆく小夜衝、濱風、空み友、あふあり、成 宗
うちこ、此濱、松がえの浪、うけて、雪けよ、この沖は、長 興



新名所歌合
繪卷縮寫
打越濱之圖



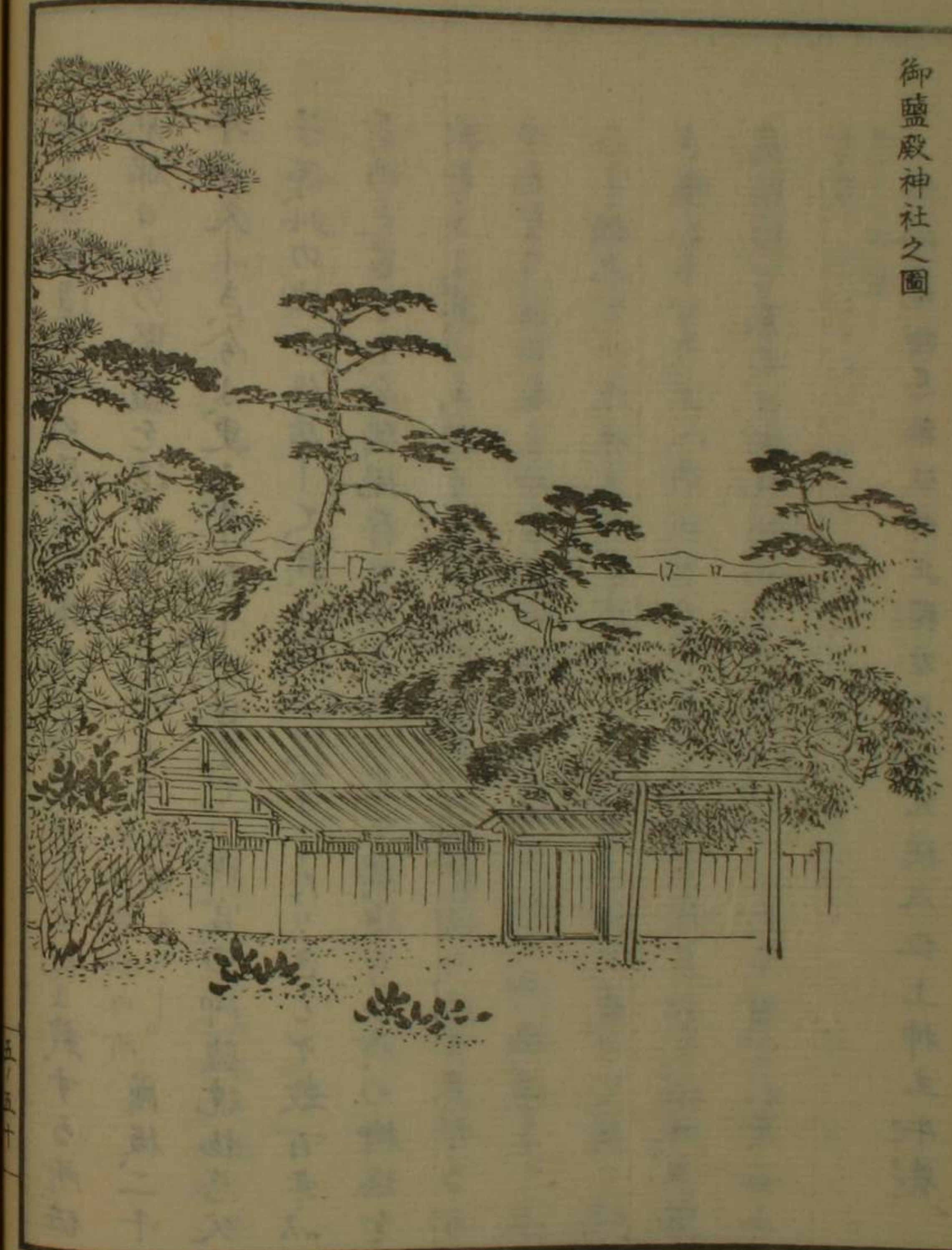
其二

打越の濱風おれて寄る浪よやうり定ぬ冬によ此月 氏行
 凍る夜の塩風をみお敷の濱の志砂地月をさえゆく 良玄
 春さゆる汀乃志砂際見えたる波のうらうの濱 経顯
 其は浪松の志づえをうらうの荒く濱も氷の塩風 圓親
 風早み浪うち岸の濱おれて志を吹く街方も定めず 定顯
 入海の塩懐く誓も空うらう松風水うち越の濱 良譽
 月新も塩風がかりさゆる夜も氷らぬ波の打越の濱 尊親
 路もうち浪うち越の濱御夢さへよをに浦傳さる 良惠

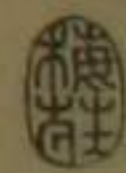
莊村 西村の良よあり。此の村も、亦、葉庭を織るを、業とす。西二見村は属せり。
 御鹽殿神社 莊村の東、一町許小座せり。兩宮御料の御塩を焼き奉る所あり。皇大神宮の所攝は属す。城内の北、海灣、渺茫として、松緑よ、沙白く、風光、いとむかよあり。
 兩宮朝夕の御饌を始め、年中諸祭典は供用する御塩を、此の

地より調進す。その原因を案じらふ、太神宮本記に載する所、佐見都日女の堅鹽を造りしより始まる。堅田神社の所参照すべし。爾後、二十年の久しき、今よ更る事あり。中世までハ、兩宮の御鹽焼物忌父子等、此の地よ住居して、其の職は従事したりきとぞ。數百年以前の文書ども、今猶現存せりと云ふ。目下調進する所の御塩を檢らるよ、其の色黒くて、其の質、最堅し。是製法の、他よ異なりがゆゑなり。止由氣太神宮儀式帳に見ゆるが如く、御塩濱よて汲みし潮水を、一度焼きて、荒塩とし、又之を、土塙ふ盛りて、黒く焼き堅むるなり。土人、御塩をくらると稱す。倭名抄よ、俗呼黒鹽、爲堅鹽と見え、日本紀私記よ、堅鹽岐多師是也とある、皆これを云ふなり。

皇太神宮儀式帳
 御鹽焼物忌無位神主稻刀自女、父從八位上神主牛養



御盛殿神社之圖



右二人卜食定補任之日後家被清供奉職掌朝夕御饌
竝處之、神宮御饌、鹽燒備忌敬供奉亦父毛子共忌慎供
奉具顯月記條

同書六月條

御鹽燒物忌之燒備進上御鹽子會備奉

止苗氣大神宮儀式帳

御鹽燒物忌无位神主乙繼女

右人行事卜定任日後家雜罪事故淨氏立忌館造即御
鹽殿仕奉氏御鹽燒氏朝乃御饌夕乃御饌尔日每供奉
又三節祭並時々幣帛使參入時第二御門與大物忌共
齋敬侍

父无位神主蟲麻呂

右人行事與物忌共副仕奉又御鹽山木乎御鹽殿尔切
運氏荒鹽尔燒備氏御鹽塌作儲氏物忌尔令燒氏朝乃

御饌、夕乃御饌、日別奉進、又濱、御鹽燒殿、並、廻垣修理
掃淨、仕奉、又月別、十箇日、爲一番宮、守護宿直仕奉
二見濱、御船坐干時、大若子命、其處、御鹽濱、並、御鹽山
定奉、支、

二見浦へ出て行く道よ、小松原の中よ、鳥居あり。社へ見えねど、尋ねれば、神供の堅塩を納め奉る所なり。名を、御塩殿と名む申す。

長明伊勢記

長明

御鹽山、御塩を焼き奉る薪を伐り、抹る山あり。
往、古書、見えたり。五峯山の別称なり。
堅田神社、江山の西麓、ある宇堅田、座せり。一に、
佐見明神と云ふ。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命、二見濱、御船停めさせ給へる時、佐見都日女迎へ奉り
一のむ、國の名を問せ給ひ、に、答へ奉らずして、堅塩を進ま
り。皇女、此を憫然と思ひ、食して、堅多社を定め給へりとぞ。講述
抄よ、不聞、不自、敬慎、嚴肅して、敢て言わざ、一貌をとるのみ

五ノ五十二

とあれど、或説よ、佐見都日女も、天性啞あるが故、御詔も聞
かず、御答も白さば、一ならむと云へり。是、古傳説あるべし。舊
蹟聞書よ、今に、土俗、吃喃を患ふる者、此の社に祈願す、由見
えたり。

皇大神宮儀式帳
堅田神社一處

稱、東方堅田神社、形石坐、同内親、王定、祝

正殿一宇、長四尺四寸、高六尺、玉垣一重、長四丈二尺、高八尺

坐地、一町三百步、四至、東、山、南、公田、西、溝、並、百姓家、北、大海

余時、其濱、御船留給、天坐時、佐見都日女、參相、支、汝國名
何止、問給、支、御詔、不聞、御答、毛、不自、互、以、堅鹽、御饗奉、支、

倭比賣命、慈給、堅多社、定給、支、
康永奉詣記
此の浦よ、佐美明神とて、古き神まゝす。太神宮御垂跡

以前の神ありと申し傳へたり。峯の嵐の騷ぐりき國と云
りより、與津波あれのこまさる所なりを、松の落葉よ、手向
此道を埋りて、誠ふ神さびたり。

出口神社 てぐらのたがや 堅田神社の傍に座せり。

傳へ云ふ。北島國司、二見郷を押領せし時、出口村、其の命は應ぜ
ざりしを、全村、焼討ふ逢ひて、遂に廢きたり。是其の村乃産土
神ありとぞ。又いふ。近村よ、出口姓の家多し。皆當村乃移住民な
りと。

三津 み

山田原より、八町許東にあり。二見に至る縣道あり。東二見村は屬す。此の村の中央より、右に折る、路あり。是、繰船橋を経て、朝熊嶽に登る便道あり。途中、古墳多し。

歌占弓 うたのり

元、本村の住民、北村八右衛門の所藏ありしが、今、田端源太郎の家へ歸せり。両家とも、度會家次の木葉ありといへり。
弓材を梓にて、長さ三尺許あり。握革は、赤地の錦にて包み、其の

上を、彩糸にて巻けり。弓の本末よ、一首の歌を書し、又、弦よ、八枚の短冊を附けたり。其の製作、甚舊うらざれども、弓袋の金襴地などを察するに、近世の物とも見えぬ。謠曲よ、歌占と題するを此あり。其も、二見大夫度會の家次と云へる者、歌占弓を携へ、諸國を遊歴して、吉凶を占ひしが、途次にて、卒に絶息せり。須臾あらずて蘇生せしに、頭髮、盡白くなりたり。後、歌占の縁にて、實子幸菊丸は邂逅し、吾が身の幽界に入りし事を物語する由をものせり。曲あり。蓋、歌占は、此の地の習俗にて、固有の物なりむ。さるを、謠曲者流の、面白く牽強せしむるべし。

本弭 神のうたをなれり占の

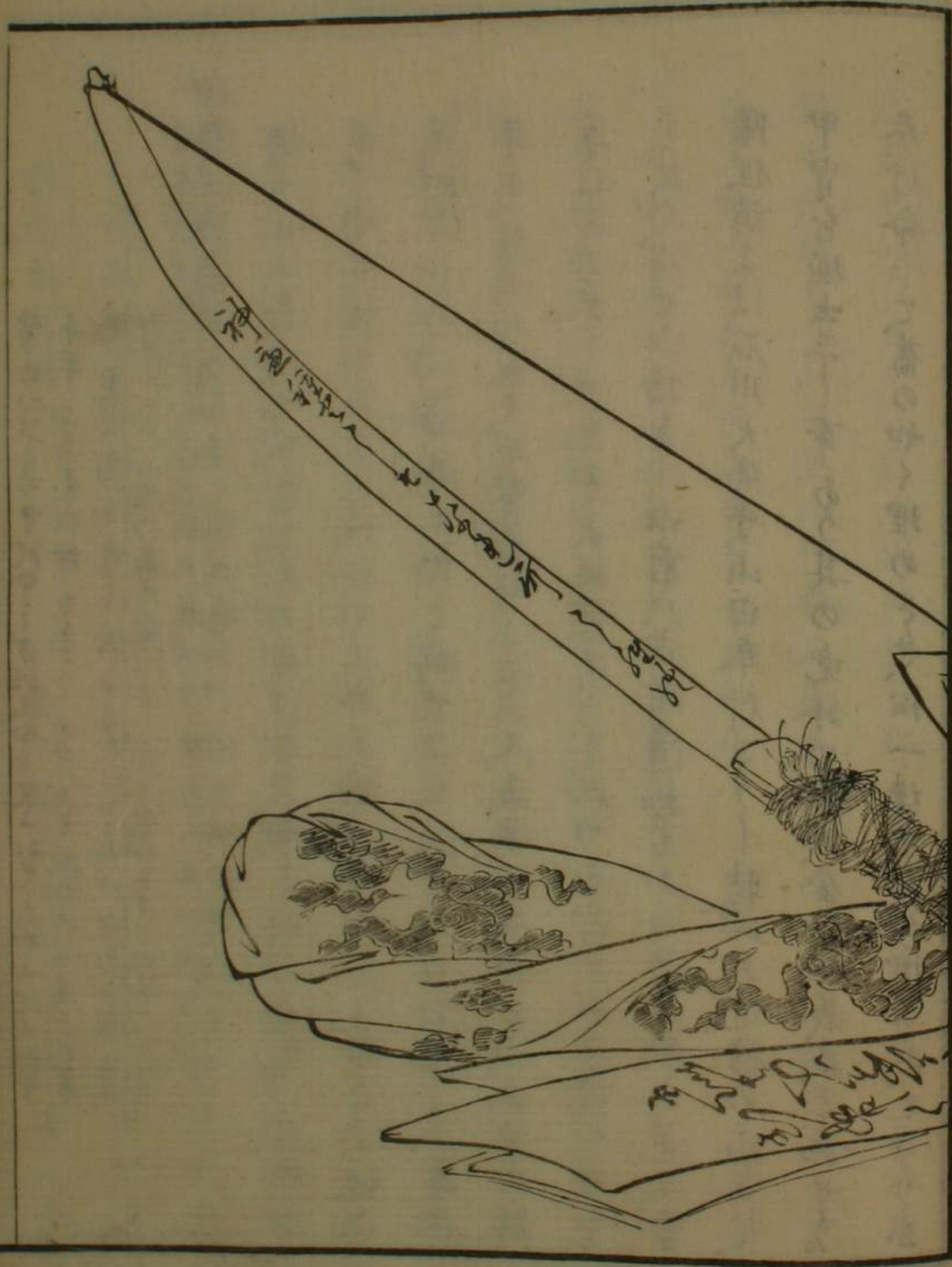
末弭 ひくも白木のなりあり

短冊八枚

ますをみ底より、糸をむらひあて、わらわね、箱にあふ心地する。年を添て、花の隈とす。水を散り、のろをちり、ことわりあり。末の病むとの、葉や世の中、これおくれ、さだら例なり。市村の、名も所より、て、わらわね、難波の、伊勢の、濱、菰

歌古弓之圖 田端源太郎藏

長三又四寸、
握長四寸五分、竹しんと依り赤地錦あかぢにしんにて張る所々
破損浅黄の絹糸及麻を巻く。
袋、表赤地錦、裏赤地絹、結緒、浅黄の組糸、



吾のいひこの中れおきぎはあやが父は似てあやが父は似ず
ふ早ぶるの神もきこりめせ五十坪の川の傍き水音
北の黄、又南と青く赤白西うれがわふとめいろ此山
ぬまておす山崎の菊の露の露の露をぬるがうふ依りへにたり
伊勢三郎義盛屋鋪趾本村の巽位宇東山と云ふ所にあり。近年廢れし常泉院の傍あり。

傳へ云ふ義盛は隣村江村の生誕あり。幼き時常泉院に托せら
れて、學を脩め成長の後、江の三郎と稱し、此の地に住居す。故に
源判官ふ仕へて、伊勢三郎と稱せりと、又官川夜話草には、享保
年中、薩州の家士、伊勢兵部と云ふ人、義盛の後裔の由、泰宮の時
尋ね寄られしが、先年、大地震有りて、此の山上崩れ、寺院を埋免
し、故今存せる物あり。以前は、古墳遺物もありとのやと見え、勢
陽俚諺には、石川大隅守、山田奉行より一時、此の近傍の山よて、
甲冑を掘出さし事あり。其の兜鉢の裏に、金よて、義盛と記せり。
奉行命じて、舊の如く埋めさせ、松一株を、其の標と裁きたり。

と載せり。さうに、伊水温故伊賀郡才良村の條よも、北畠准后
記を引用して、此の里に、伊勢三郎義盛、幼少の時、同村の長と、中
井と云ふ者あり。彼は養育せられ居りし據りて、世人、三郎村
と云ふと見え、平家物語には、三重郡福村を、出誕の地とせり。案
ぶるに、義盛、幼年の時、早く父を失ひ、強悍無頼より、諸國を漂
寓せしよるを、遺蹟の散在をりも、恠むは足らざるなり。

源平盛衰記

其ノ頃、伊勢國住人江、三郎義盛トテ、心猛キ者アリキ。ア
タ、ケ山ニシテ、伯母聳ニ、與權、守ト云ヒケルヲ打チ殺
シタリシ咎ニ、被禁獄。赦免ノ後、東國ニ落チ行キテ、上野
國荒時ノ郷ニ住ミケル。○中義經、木曾殿、並ニ平家追討
ノ為、討手京上ノ時ハ、伊勢三郎義盛トテ、先陣ヲ打チ、西
國屋島檀浦マデモ、不相離。義經、都ヲ落チケル時、義盛、君

ノ落チ着キ給ヘラバ、急ギ可馳。参ト様々契リ申シテ思
フ様アリトテ、暇ヲ乞ヒテ、故郷伊勢國ニ下ル。其ノ時ノ
守護人首藤四郎ヲ伺ヒ討チ、國中ノ武士追ヒカ、リケ
レバ、義盛、鈴鹿山ニ逃ゲ籠リテ戦ヒケルガ、敵ハ大勢也。
矢種射盡シテ、自害シテ失セニケリ。

大日本史

伊勢、三郎義盛、伊勢人也、初稱江三郎、嘗殺姑夫、久繫於獄、
遇赦而出、往、上野國荒蒔郷、居焉、義經往、奥州也、道經歷投、
義盛家、義經診其容貌、奇士可用、遂約為君臣。

硯石

義盛屋敷趾より、壹町許西の山腹にあり。土俗、義盛の硯石といふ。長さ、壹丈、巾、八尺許。中よ、凹めろ所あり。常、水を蓄ふ。い

退石

本村と、江村との境界、宇南浦の山肩にあり。圓形の巨岩なり。すぎり懸りたる形状あるを以て、かく名づく。

天狗石

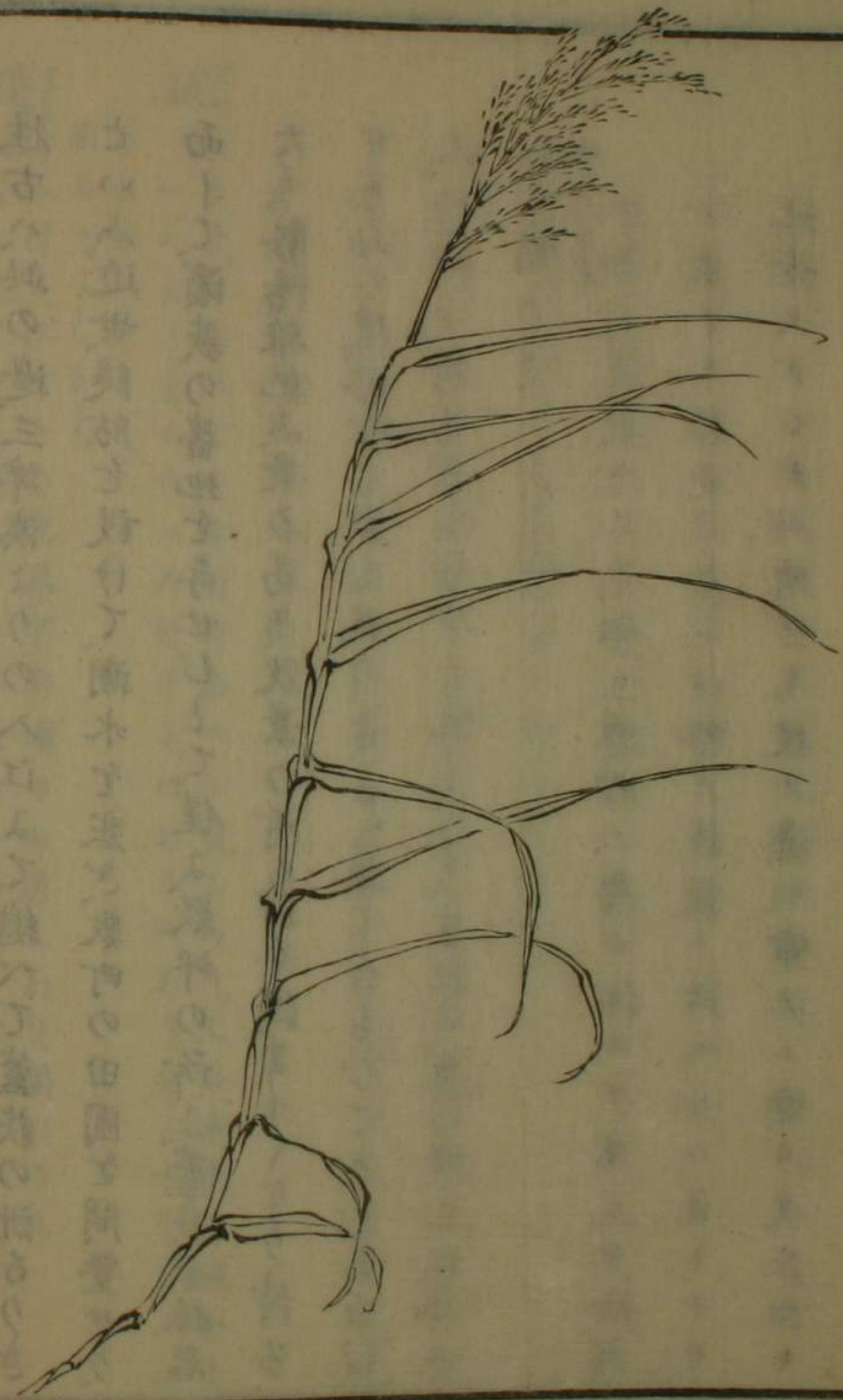
本村より、緑船橋に至る道の右にあり。義盛の力をためし、石なりといふ。

濱萩

天狗石の南、壹町許、道の右にあり。土俗、片葉の蘆と云ふ。四方よ、石疊を築けり。

往古ハ、此の邊、三津湊よりの入江にて、總べて、蘆萩の洲ありきといふ。近世、隄防を設けて、潮水を塞ぎ、數町の田圃を開墾せり。而して、濱萩の舊地を存せむとて、僅よ、數坪の所、蘆萩を植ゑたり。勢陽雜記、最名高き致景の所も、かく淺ましくなり侍るが。此の後、跡方もなく、風の音さく無くあらむこと、心あらむ人、いあでり、悲まざらむやと記し、されど、其の頃、已に、今の如く變りたりしるべし。
神風小名寄
伊勢ノ濱萩ハ、二見郷三津村ノ南ノ江ニアリ。五十鈴川ノ末ナリ。難波ノ蘆ハ、伊勢ノ濱萩ト云ヘルハ、爰トナリ。地景スグレタル所ナリ。彼ノ邊ハ、常ノニ變リテ、左マキナリ。

濱萩之圖



大和本草附録

伊勢ノ濱萩ハ三津村ノ南ノ後ニアリ。片葉ノ蘆ニシテ

常ノ蘆ニカハレリ。

袖中抄

濱萩とは、あゝをむ、伊勢の國の風俗よて申すとぞ兼りし。只、濱よおひたる萩をいふるとも思ひ侍るべきに、後拾遺の作者小侍從命婦ハ、輔親卿が猶子なるゆゑ、濱萩侍從と申したり。濱よおひたらむをぎを申さば、無詮れ。あゝを、伊勢の濱萩とよみされむこそ、此の實名も、有興事なれ。

無名抄

伊勢よ、あゝを、はまをぎといへるは、八雲御抄云、葦、伊勢

ふん、はまをぎと云々。

萬葉集

葦、檀越、往、伊勢國時、留妻、作歌一首
神風之伊勢乃濱萩折伏客宿也將為荒濱邊爾

つらさめしに、伊勢よなりけるを辞み申し
ける時、大僧正行尊のものと遣しあり。

千載集

新古今集

いふせむ伊勢の濱萩こがれて思てぬ磯の波より朽ちなば

源俊重

續古今集

幾夜うん月を哀と詠め来て波よりく伊勢のこま萩

越前

新拾遺集

旅寐もる伊勢の濱萩露あつら結ぶ枕よやどる月うげ

鎌倉右大臣

月清集

伊勢のや月よりあつら濱萩のかり蔭も寒し秋の潮風

法印源承

拾玉集

君を祈る時一もあれや神風の身よまみ流る伊勢の濱萩

後京極

山家集

うき身をば神よぞ祈る神風やいせの濱萩波ふるあすな

慈鎮

家集

二見が伊勢のこま萩秋志きたへの衣でかいて夢も後す

定家

御集

秋のそものけきは月さえて神風をいせの濱をき

後鳥羽院

同

風をみ日較もいそ言ふ人やほをらむ伊勢の濱萩

順徳院

夫木抄

塩風ふいせの濱萩うら枯れて浪の枕もあををかきつる

俊成

同

風をみ伊勢の濱萩かけはあが衣うらぐ浪よかくなり

巨房

百首

いひろふ汀の浪の隔ごと入はよまげ伊勢のこまをき

後小松院

天文十一年太神宮千首

おろちけど風こそ絶えずあわりなれ浪の身をいせの濱萩

前内大臣

菟玖波集

物の名も所よとりてかたりたを難波のまを伊勢の濱萩

教清法師

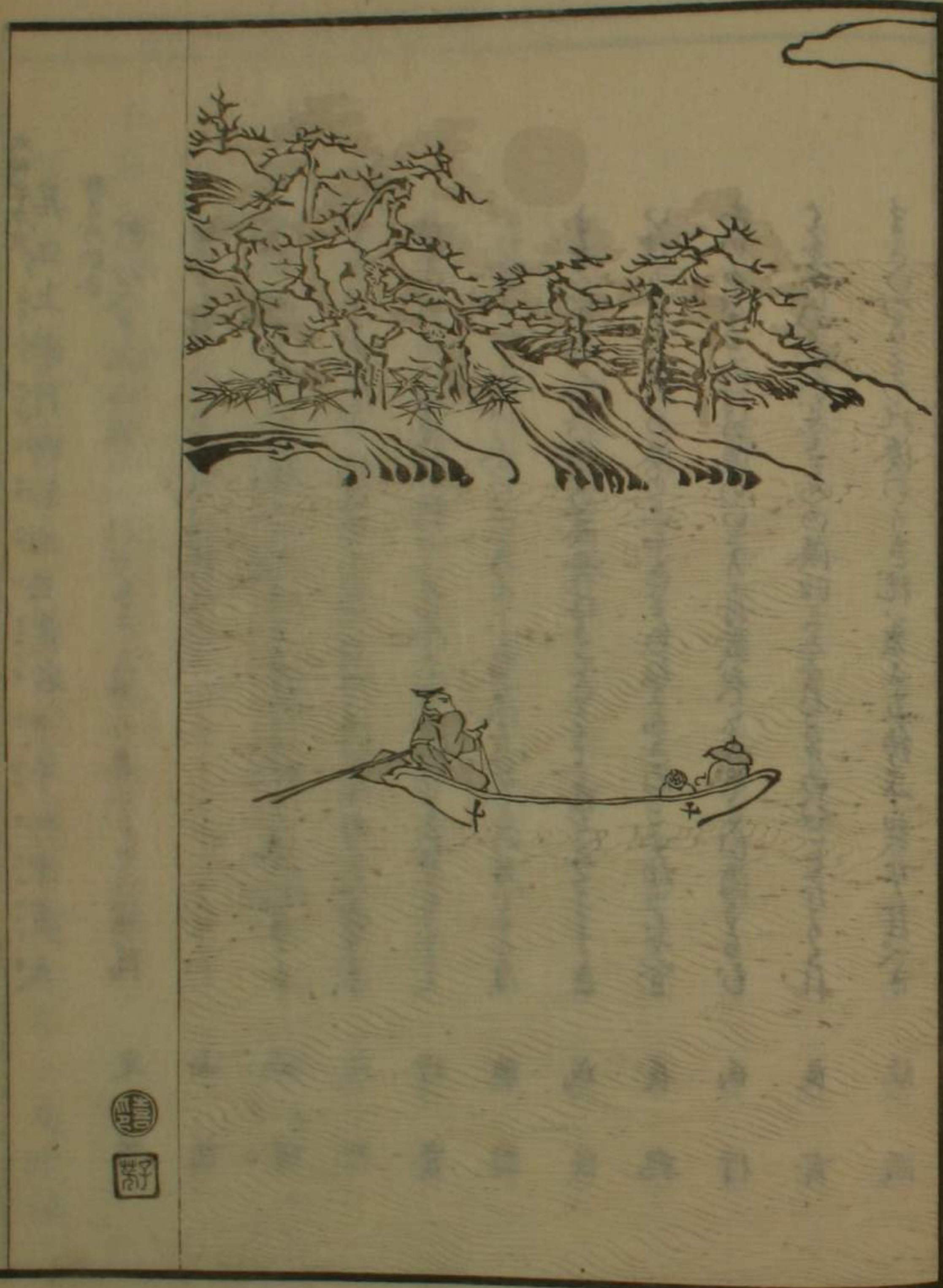
三津湊

三津浦とも、三津濱ともいふ。本村より、三町許南
よりあり。東二見村より属す。新名所歌合の画題あり。

倭姫命、江村灣より此の川筋より流り給ひ、御船を停め給ひ、所
なり。故よ、古も、御津と書けり。中世までは、五十鈴川の下流、此の
邊に至りて、水幅、數町ふ且り、朝暮、潮汐の往來せしを以て、浩漫
たる一大江河なりき。三津も、即、其の船舶の輻湊せし所あり。明
應年中、海嘯の時、川流、直ふ、北よ決して、汐合川とあり、本川を却
りて、支派の如くなりたり。されど、上世の舊蹟よ係る諸島も、今
も、田圃中のあつかりこに残り。



新名所畫卷縮寫
三律凌之圖



Two small square seals are located in the bottom left corner of the page.



其二

大神宮本記
其江上幸行御船泊志處名乎号御津浦支
新名所歌合

波るれやみつの湊の浮枕浪のうづうとみ人もな
我が神をみつれ湊を入舟もあまの汁は浪かあ
くらねたも同湊のかうがひみといもあまねるま
存生は三津の湊のみとて人ふはねらぬがもうし
かひかやまつれ湊のみをつてあま浪うけてまつるは
よそにのみくをみつの湊舟はきてこころをさうし
いほろそそつもの湊のちねさのねよあまねらす神もあま
わのうなるみほの湊のいさり舟我れをれてこい海うらむ
をそに乃み人をむつもの湊江よまをるさのねをたうれ
まこいつのうられ湊のうき枕波も結み契がたべき

定忠 尚良 成言 延行 行寶 能圓 成宗 長興 氏行 良玄 経頭

憂きふをまつの湊の荒浪よ乱るさの福こそかりれ色
ほのうも人をむつもの湊江よまをるさのねをたうれ
あまを三津の湊よま舟の思ひふれて行くかまなし
をら勢もや衰きまよあて思ふも三津の湊の杉の夕風
たのめはあま浪越ゆる湊江よみつとせうりも名もあま
過ぐる春盛のころより舟がて浪の花をやまればまらむ
心あてのいく朝霧よ濃きかたて浪踏たごらぬ三津の浦人
我れを願もかゝる伊勢崎や志まきをまつれ浦浪

圓親 定顯 良譽 尊親 良惠 西行 長明

同
三津より朝熊よ至る里道あり。五十鈴川の下流は架せり。
近年まで二筋の繩を牽き、手繰りて渡りしを以て、かく名

小島山 同所道の西にあり。

建久年中行事六月十五日誓海神事の條、但於字小島邊謳之。

とあるも、此の島なり。

鷺島 緑船橋の北岸にある小丘なり。元、樹木繁茂して、白鷺の棲息する地なり。故に、此の称あり。近年、開墾して、鷺森新田と名

あり。

宿島 鷺島の傍道の東にあ

倭姫命、此の地より宿らせ給ひきとぞ。山上、今猶、白砂を敷きつら

所あり。上人、尊敬して、足を容れずといふ。

大屋門 同所

是亦、皇大御神御遷幸當時の舊蹟なり。倭姫命、小島より登りて、山末河内を見給ひしに、宿島と鷺島と東西より對峙して、恰、門闕の如くなりしは、此の所を、大屋門と名づけ給ひきとぞ。講述抄、両宮御遷幸圖説、五鈴遺響、勢陽俚諺等には、一字田、朝熊の間よ、土人、門河原といふ所あり。お色を、其の舊蹟なりと記載せり。

素より、實地より就きて、探究せるものはあらざらむべし。今、御遷幸の順路を按ずるに、立石崎より、江川に入り給ひ、三津の浦より、小朝熊の森の北西を経て、鹿海川より、瀨り給ひしなり。これむ、遙に隔れる一字田、朝熊の邊に、舊蹟の存すべき條理あり。或は、云ふ。此の門河原は、松本道菴の宅趾なり也。

大神宮本記

從其處、幸行、亦、小島在、其島、座、山末河内、乎見廻給

仁、如、大屋門前、在地、其處、上坐、天、其處、名、号、大屋門

支、

御座石 三津湊より西三町許、川の北岸にあり。元、二見郷かりしと、今、八、守治郷に属せり。

長さ、二間巾、三尺許、灰色にして、理文あり。形、魚の肖て、東西より頭尾す。傳へ云ふ。倭姫命、暫、此の石の上より憩て、給ひし故に、かく名づけしなりと。

龜森

三津湊より二町許東のかた、川の南岸に在り。其の形、龜に似たるを以て名づく。

此の森、元江灣中の一孤島ありき。故に中腹より下へ、波濤を雷まれて、奇巖、全く骨を露し、中腹より上へ、老樹鬱蒼として、森然、古態を存せり。新名所歌合畫題、三津湊の點景に添えれる崎嶇は、即此の森なり。今現は、其の姿を見るを得べし。

姫小松

龜ヶ森の東一町許、川を隔て、田圃の間あり。其の地、壺敷餘ふして、稚松叢生せり。土俗云ふ。此の所、生ふる松を、

数手を歴とも、猶稚松の如し。

石窟

退石の近傍あり。洞口狭窄にして、其の内廣敞かり。所傳、詳ならず。中世の墳墓あるべし。

岩趾

内座山あり。

延文中、仁木義長の據りし所なりといへど、徵證なし。山頂、十町餘、平坦の地あり。礎石、石砌等、今も存せり。

茶屋町

三津に續ける縣道あり。此の處にて、御塩殿より來る路と合す。兩側、茶店、旅館多し。元文中、刊行の參宮樓内記に

て、立石村と見えたり。江村の屬邑あり。

凡諸國より、神宮に參拜する者、必朝熊嶽に登覽し、二見浦を逍遙せざるは、あらず。此の地、魚鮮、酒美、風土清爽、家屋雅潔、を以て、四時、客の絶ゆる間あり。車馬、街頭、不重沓せり。

鳥羽道

茶屋町より東一町許、岐道あり。左へ、立石崎、出づる道にして、右へ、鳥羽港に至る縣道なり。

二見より鳥羽まで、里程、二里九町の間、元と、いと峻き山坂、幾處ともなくありて、旅人、行路、不苦みき。明治廿年、兩郡の人ども、相商りて、山を断ち、岩を碎き、新道を開きたり。今も、縣道とな

賓日館

二見浦の海濱にあり。神苑會の別區なり。

此の地、元、文久三年四月、阿濃津藩藤堂氏の、神宮御警備の爲、築き、砲臺なりき。廢藩の後、久しく、草萊に委ね、明治十九

年十二月、神苑會にて購求したり。尋いで、土木の工事を興し、日
ならずして、此の宏壯ある館舎を經營せり。奇樓傑閣、山を負ひ
海を面し、全浦の勝概を、一望に聚む。有、柘川親王、親しく、賓日館
の三大字を書きて、之を賜へり。蓋、尚書堯典、賓賓出日といふ
文字のあるより、宋人楊萬里の、賓日扶桑、聖旦といふ句など
を思ひ渡して、名づけさせ給ひならむ。同二十年三月、皇太后
宮陛下行啓の時、此の館を以て、御宿所と充てさせられり。又、
同廿四年七月、皇太子殿下は、御避暑の爲、三旬の間、御駐輶あ
らせられぬ。夫より、貴紳甲族の往来、常に、頻繁を極め、其の名、漸
江湖に傳播せらるに至り。

海水浴場

同館の西あり。清渚亭と稱す。屋宇
軒爽にして、樓上、頗、眺望に富めり。

明治十五年九月、長興衛生局長、此の地より来り、海水浴に適應せ

る由唱導せしより、里人相商りて、冷温浴場を建設したり。温
浴の槽、四個あり。男女を分つ。冷浴も、海濱數歩を區畫し、其の
中より遊泳せしむ。品質効用、左の如し。

品質 一種の鑛泉に類するものにして、百分中、二分半より三
分までの塩質を含有す。

効用 主効ハ、大小皮膚の蒸發を増す。尿の分泌量を減す。尿中、
尿素の分泌を増し、而して、尿酸塩、磷酸塩の分泌を減す。
多少體重を増す。食機、及新陳代謝機、大小旺盛す。用法ハ、
温浴、冷浴の二とす。冷浴も、滋養不給に因る病、精神衰
弱に因る病、皮膚弛緩に因る病に用ゐ、温浴も、温帯
る塩類泉と、其の主治を、一にし、冷浴も堪へざる患者も、
効あり。

二見浦浴潮場石表銘

伊勢人同志者相謀、卜度會郡二見浦之地、設浴潮場、建石爲表、予爲之銘曰、

維皇太神照臨下土、晨放金鳥來浴、此浦恩波所及、能補鑿治、吾民何幸、風詠而歸、

明治十八年四月

衛生局長長與專齋并書

二見浦

二見浦とも云ふ。高城濱より、東に續き、打越濱、御塩殿を経て、立石崎に至るまでの總称あり。

太神宮本記

然而、二見濱、御船坐于時、大若子命、仁國名、何問、給白久速、兩二見國、止白文、

康永參詣記

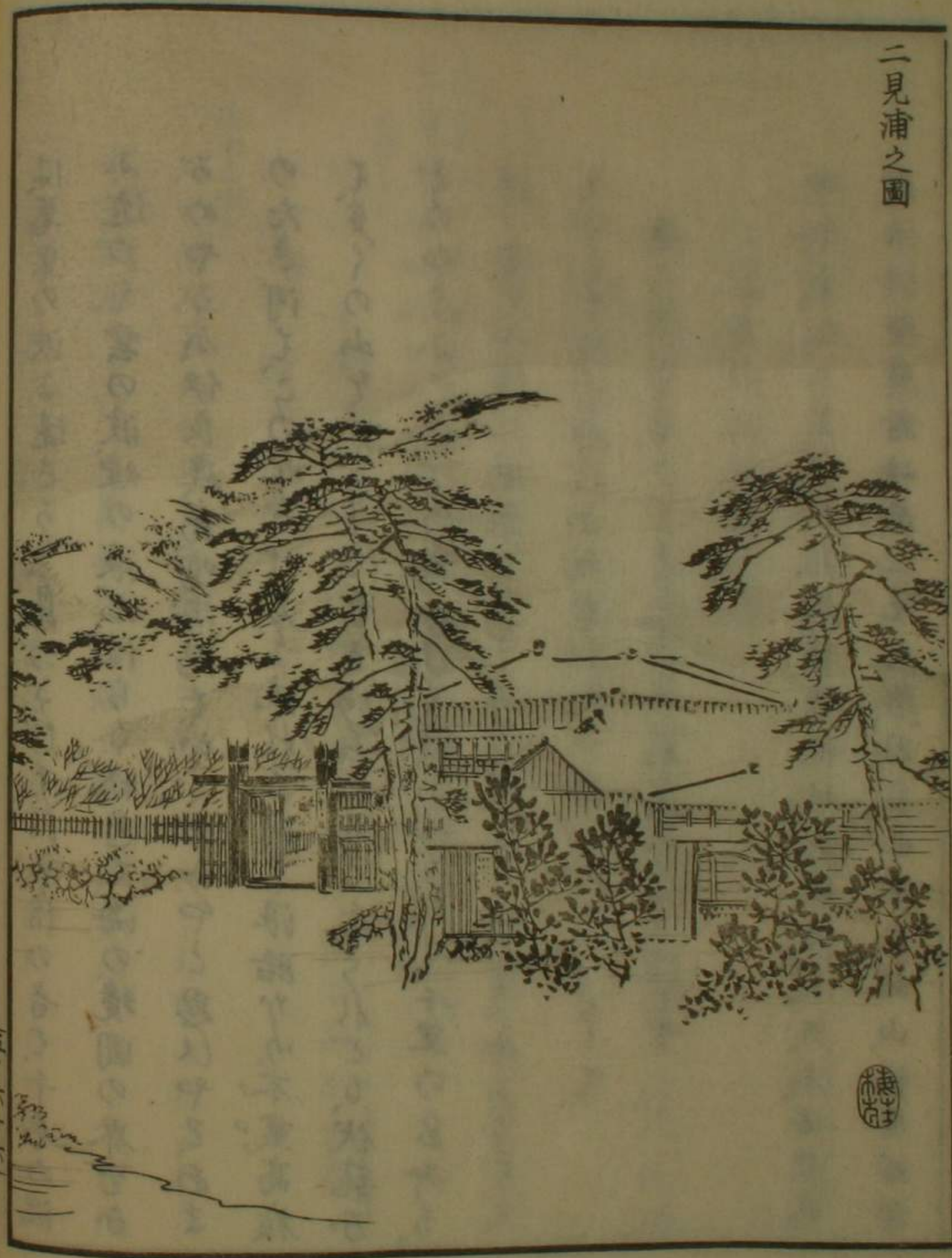
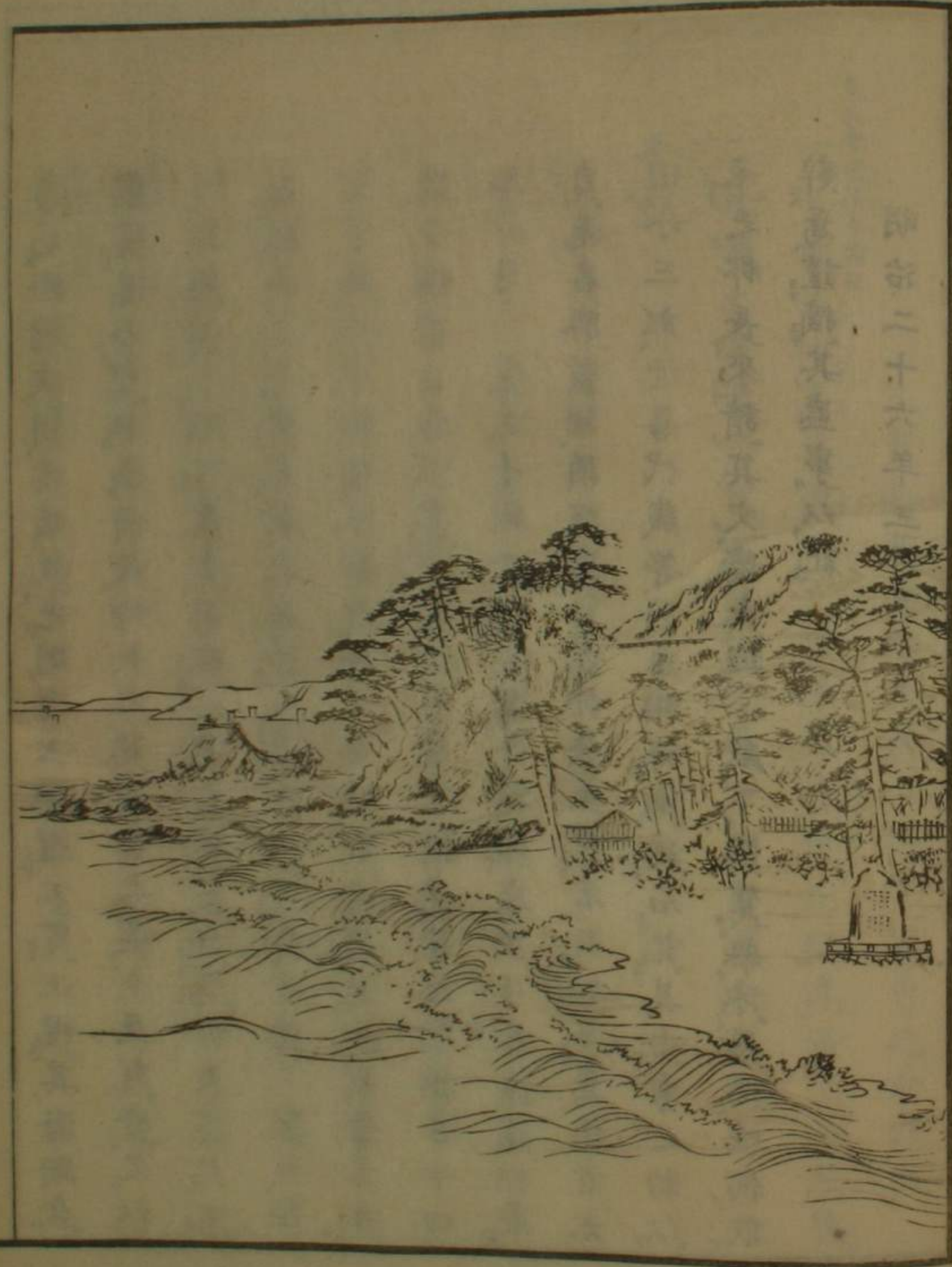
此の浦に景色を冠す、都まで傳へ聞き、事の數もあらず。遠浦渺々として、萬株の松、煙と和し、孤島峨々として、百尺の巖、月と映てり。中遙に、東を望めむ、海門行く舟の帆、影

は、萬里の波と遠ざかり、島づつひす、唐櫓の音も、千尋の涯小近づく。雲の波、煙の浪、志ばらく晴きて、海の境、國の界をかがめやう小、伊良真島、鳴海瀉も、かこみやと思ひやと、あまのたき河も、このなごれ名も流れて、同ト浪路なり。不盡高嶺も、多くの山を見らして、雲も、ほらぬるとたゞれども、伏籠さどのやうみて、風も動かぬ、疑ふ心もなし。千里の名所も、ほぐれて、一浦の地景となす。此の浦の奇特あり。命あらむ、又もところを思ひ侍れども、老いぬる身は頼もがくして、

老の浪たち帰るべき身ならねむ、二見の浦乃名をも頼まず

二見浦紀念碑

神都東距二里、曰二見浦、岡巒起伏、杉松攢翠、既抵海甸、波濤浩渺、雙巖對峙、是二見之所、因名也、參尾諸山、黛眉螺髻、



二見浦之圖

藏

隱見於烟波間晴曦放光則海上灑耀不可正視其海潮含
靈質遊浴可以療痼疾抑天地開靈異之區生民有資之以
利其用渾不可盡者苟欲以其名勝靈潮鳴於天下烏可
若此而止乎於是村民勵志經營非一日矣會傳皇太后
陛下臨降之命驚喜歡呼爭負春鋪劉嶮開道神苑會員亦
戮力構賓日館以充皇太后陛下遊息其後明治二十四
年七月皇太子殿下駐鷓駕于斯館庶民子來遠邇相慶
自是名勝靈潮彌喧傳四方休養生息者日加多焉頃者太
田小三郎辻喜代藏等同志相謀欲建石記其由勇之助以
承乏郡長來請其文嚮奉迎殿下鷓駕恭沐恩賜噫何敢
辭焉謹摘其盛事以記

明治二十六年三月

東大寺衆徒參詣記

三重縣度會郡長從七位滿岡勇之助謹撰

一日徒然依喜其隙人々相伴兒共掉花船浮海上閑歷覽

二見浦之處逸興莫不斷腸仍擬六義之諷吟各詠二見之

景趣

二見とはたれいひをむき世ふのうれせまうき浦のけき哉 如意

ほくきひ二見の招ふかたはばいこ心のこまる浦う柳 龜王

おのりあぐんゆふ二見の浦をな岩戸をあけし昔きらねと 慶尊得業

名ふちき二見の浦をなむれはか洞もふとをざりけり 辨慶得業

二見がこ天の岩戸のあけこれもるめて世をばまきぞぬき 景惠法師

あむむれをむきし神風や二見の浦の招乃むらたち 聖玄法師

ふくしげ二見の浦にむきむのまらひ草のみあきらむる 躬恒

ます焼二見の浦よみかたて神風清き夏夜乃けき 定家

拾遺愚草

家集

拾玉集

何れぬる明き見れど玉下げ二見の浦乃松のむら立

慈 鎮

山家集

浪らすと二見の松乃見えつるは梢よかふる波ありを

西 行

伊勢のふさみのうらに、さちやうかろ女のさうらももの
あつまりて、わさとのことたおしく、ままごうをとりつ
めぐるを、いふらひあきあま人をあらめうてきこや
かりと申し、なれむかひあそせに、まより人のやすき
後ひれむ、さうつて

るありとパー々ふみ、

同

今ぞあつやみみの浦は陰を貝合とておろみちるを

同

家集

ねらふとやみちるをちやま下げ二見の浦の貝もよらむ

相 模

御集

二見の浦の塩をのよとの月煙いよは、波む室うを

後鳥羽院

同

秋の月光をまさる玉下げ二見の浦のあけうこの空

同

御裳濯集

二見の浦月をむねのふさ下げ、波あるは秋のむやがうらむ

御 製

西行法師、伊勢國二見に住み侍りける時、二見百
首歌をて人よよませ侍りたる、春まつ心を、

御裳濯集

ゆけぬあり、春の来ぬと、紫の戸を静またく、春のね風

家 隆

大木抄

時ならぬ花も咲きなり玉下げ二見の浦乃秋乃ちら菊

少将内侍

同

あけてるゆまの露の玉下げ二見の浦は秋はあおけを

洞院攝政

同

紫の貝よる浦の二見の浪のよをうぞ花と見えを

作者未詳

歌枕名寄

袖の上の浪のゆらぬうらみ深きゆらぬ月、村の夢

長 明

同

二見の浦の浪萩をきたへは衣でかかれて夢も結を

定 家

文治六年百首

ゆらゆらと厚をまわたり玉下げ二見の浦のゆらゆらの花

俊 成

天文十二年十首

浪枕のよもむも此のむら、夢やうみの浦の言乃暁

四辻宰相將

私安参詣記

初よりむも清きむら下げ二見の浦のうひぞあつべき

御 製

一葉集

硯のうとひろみやくおきる 名 齋

林 恕

二見、浦、月

夜長添、客情對、月、到天明、二見、浦、雲、遠、誰、追、晴、影、行、

遊、二見、浦

伊藤長胤

二見浦頭望長雲勢海東、南天欲盡向背嶺相重、白捲濤聲走、綠圍樹色濃、與人偏厚我、早到畫圖中。

雙鑑浦觀出日歌

賴襄

山陽遺稿

金烏新浴大東洋、帶濕朱輪未吐芒、參山遠山猶宿霧、海濤漸作赤金光、三萬六千中一日、來此始見全、日出瞬息飛升難、正視乃信催吾白、鬢髮今日春盡欲呼觥、傳語義和且徐行。

二見浦

菅晉帥

黃葉夕陽村舍詩

海氛和雨暗、閭閻四野移、袂翠更添、始識水禽多、異種鷺頭如墨、背如錦、

鷓飛遠、越迥生風、島咽縈回、反照東、日暮潮來、鳴亂礁、老龜出沒、大濤中。

天慶古傳

天慶二年二月九日、勅使參議從三位伴保平、大中臣祭主賴基を神宮へ發遣せられ、種々の御神寶等を進り、東賊平將門、西賊藤原純友の餘黨追討の為、御祈ありし由、雜事記に見えり。其の時のことなりとの。二見の漁人、甲冑を帶せし將卒、白馬に跨り、海上を踏みて、東より向ひて見たり。事、弘安參詣記に詳なり。

弘安參詣記

天慶二年、勅使ヲ被立テ、太神宮ニ祈リ申サル、宣命狀ニ云フ、平將門ヲ討滅セシメ給ハバ、一郡竝ニ封戸ヲ奉ルベシト云ク。隨ヒテ則、彼ノ將門打タレシ時ハ、其ノ前夜、太神宮正殿ノ内ニ、人ノ名字ヲ召シ立テラレテ、弓箭劔棒甲冑ヲ、一々ニカゾヘ被下シ聲ヲ、太神宮宿直ノ番内人物忌等、皆以テ聞キ承

リヌ。恐レ畏リ侍リキ。又、二見ノ浦人、塩焼ク男女數十人が、幻
ニ見侍リケルハ、甲冑ヲ著シヌル人、其ノ數ヲ不知、白馬ニ乘
リテ、海上ヨリ、東ヲサシテ行キムカフ。即、海人等ガ云ハク。コ
レ、何ナル人ナレバ、陸地ニ異ナラス、海上ヲ馬ニ乘リテ行キ
給フゾト尋ネケレバ、太神宮ヨリ、平將門ヲ誅セムガ為ニ遣
サレ侍ル也トテ、件ノ人モミエズ成リニケリ。海人等恠ミテ、
太神宮ノ内人等ニアヒテ問ヒケレバ、彼ノ前夜、兵具ヲ正殿
ヨリカゾヘ被下シ事ハ一定也。○中依之、天慶三年ノ官符ニ
モ、伊勢太神宮ニ、一郡、並ニ封戸ヲ加ヘ寄セ奉ルベキ事、同國
員辨郡、封戸卅戸、註ス、十戸、尾張國、十戸、參河國、十戸、遠江國、右
從三位守大納言兼右近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣
實賴宣奉勅、一郡、並封戸、ヨロシク、彼ノ太神宮ニ加寄奉ベシ

ト者、宜承知依宣行之、仍須件ノ員辨郡官物舍人ノ類、弘仁八
年十二月廿五日ノ格ニヨリテ行之、符到奉行セヨ、右少辨正
五位下兼行内藏人、頭源朝臣、右大史正五位上大窪宿禰、天慶
三年八月廿七日ト侍リ。○下

清渚

二見浦と同トク、此の濱邊の總稱あり。二見志よも、今稱立石
岬邊、曰清渚、と見ゆ。まも、參宮案内記よも、松下より今一色村
邊までの磯づたいを云ふ。立石、打越、高城も、此の渚の内ありと
見えたり。されを元ハ、一所の地名よハ、あらざりあるべし。
康永參詣記

南、歩を進むれむ、白き砂、雪を嘲りて、きよたふさされ名を
顯し、青き浪、風又漂ひて、荒き濱へのきを驚す。

思ひて相語らひ侍りたる人の、今歸りきてふと頼めおきて、
おちやけのつらひ、伊勢の國にまうりて、帰らまうりてき
て後、久しくこ
はざりなれど、
後撰集
人まうり心のくまはさあまて清き渚をいそぎをむ
少将内侍

新十載集
伊勢の海や浪のよしく澄む月の影を清き渚なりけき
義詮

千五百番歌合

夫木抄

續草庵集

建保百首

同

同

天文十一年太神宮十首

催馬樂

いせの海きよはた流の浪もたて居ふむをよもるかなとあり

讚岐

伊勢の海のはき清き渚の夕浪ふひろくねむらむなりとあり

師光

いせの海乃きよはた流の名もあつく光なる玉をよもるかな

頓阿

伊せのうみ妻の浦のたて居分けて玉や拾ふ清きかなとあり

定衡

よも波も清きかなとありのまきみまでかひある妻の髪は袖をか

俊成女

伊勢の海や清き渚の夕浪ふひろくねむらむなりとあり

忠守

光もて玉露ふ交る蝉もや清きな記さのむをばし一依

三條大納言

伊勢の海は清き渚の塩うひふかのり持やつまむ

かひやひあそむ玉やひろはむ

三狐神社

三宮神、佐軍神、又ハ、石神とも稱す。濱邊の岩の上ニ座せ

立石崎

二見浦の東極ニあり。土俗、垢

此の尾崎より、數町東ニ、兩個の巨巖あり。俗ニ、夫婦岩といふ。其

ノ高さ、二丈九尺、周二十二間。其の南の方の、小さき岩

ハ、高さ、一丈二尺、周五間あり。兩個の距離、三間餘あり。海中ニ屹

立す。何の頃より。此の岩ハ、太やうなる注連繩を掛けて、興玉

の神乃拜所とせり。太平記、劔卷ハ、後ノ鏡ハ、伊勢國、蓋見浦ニ一

里計ノ沖ニ、岩ニ副ヒテ御座スガ、鹽ノ満ツル時ハ、岩ノ上ニア

カリ、鹽ノ干ル時ハサガリテ、岩ニ副ヒテ御座ス。海ノナギタル

時ハ、船ニテ押シ渡リテ、先達アリテ拜ムナリとある也。小朝熊

の神鏡と混同したる説あり。されど、勢陽雜記ニ、潮干石、海中ニ、

あり。世俗、鏡石と云ふと見えたまは、劔卷の説也。即、興玉石の事

を指したるならむ。ま、世ニ画づくなら、二見浦の圖ハ、夫婦

岩の上ニ、必、富士峰と旭とを添へたり。是、丹青家の虚構ニ非ず。

四時いつても、風恬ニ、波穩なる曉ヌ、富士峰の、雲間に聳ゆ

立石之圖

和亭寫



るを仰ぎ、靈陽の海上に浮び出づるさま、金蛇、萬丈たかびき渡
りて、其の壯觀、たとくむ小物なし。別けて、夏至の頃は、玉芙蓉
此上も、光華暉き昇るををがみ奉らむとて、前夜より、人々、群を
なして集ひあふなり。

俗よは、爰をむ、立石と申すあり。大淀の浦も、何より近く、伊
勢島の方も、遙にながめられた。

夫木抄
西行

興玉石 立石崎より、八町許
東の沖中もあり。

潮干石とも、鏡石とも云ふ。全体の様も、東西、二町、南北、一町餘ある
一大平岩にて、上も、三つた岩柱の如きもの矗立し、實も、奇状を
なせりといふ。其の、沖中もあるを以て、土俗、誤りて、興玉明神と
稱して尊敬す。此の石、干汐の時よは、岩頭を露すことあり。

と、安政元年の海嘯より後、全く隠れて見えなかりとぞ。

鯨石 鷄冠石 屏風岩 獅子岩 烏帽子岩 來迎石

共よ、立石崎の海中にある岩石なり。

産物貝細工 立石崎よ、之を齎ぐ家多し。店頭よ、種々の介殻を陳列す。
又、文房器、香奩具、其の他、小兒翫好の類、及杯盤、付属品等
を製作するものあり。

同濱荻筆 同店よて、齎げり。三津港よ生ずる片葉の
蓋を筆翰よ用ゐて製作せるものあり。

同藻鹽 同店よあり。むく一ほと云ふ藻屑を揃へ、葉よて束ねたるも
のあり。二見よ至るものハ、必、之を求め帰り、家内を清め、まご
沐浴の水よ和して、身の
汚を除くを、習例とす。

伊勢海 本國瀕海の総稱あれども、歌よ詠ずる所ハ、大抵、二見
浦より、伊氣の浦、淡海浦あさりまでの海面を云へり。

加牟加能、伊齊能、于彌能、於費異之、珥夜、異波、臂茂等、倍屢
之多、儂彌能、之多、儂彌能、阿誤豫、之多、太彌能、異波比茂等、倍

離、守智豆之夜、莽發

御製

万葉集三卷

伊勢海之奥津白浪花爾欲得裏而妹之家裏為

安貴王

同四卷

伊勢海之磯毛動尔因流浪恐人爾戀渡鴨

笠女

同七卷

伊勢海之白水郎之島津我鯁玉取而後毛可戀之將繁

作者未詳

同十一卷

伊勢乃白水郎之朝魚夕菜爾潜云鯁貝之獨念荷指天

人丸

同卷

伊勢能海從鳴來鶴乃音杼吕毛君之所聞者吾將戀八方

同

同十二卷

神風之伊勢乃海之朝奈伎爾來依深海松暮奈藝爾來因侯

海松深海松乃深目師吾乎侯海松乃復去反都麻等不言登

可聞思保世流君

作者未詳

古今集

いせの海よ釣むる蟹のうけられや心ひくろを定めかぬつる

同

同

伊勢の海の蟹の釣繩おちてをうろとのみや思ひ渡らむ

同

後撰集

いせのうみへてもあまうたく繩のるき心我をまされる

同

同

いせの海よあそみあそむるにけがはけりか波きかけてみるのつらむ

業平

同

朧げの蟹やそわづくいせの海に浪高き浦う生ふるみあは

伊勢

同

いせの海の釣のうけなるさまされと深き心こそよ沈れり

躬恒

千載集

碓おろす方こそまされいせの海に境せよか原あまの舟舟

權大納言俊忠

續後撰集

いせの海乃あまのちらなる物あそむは焼く烟とをみる

土御門院

續拾遺集

伊勢のうみ遠よ花む波ちより天の系なる雲けつり舟

僧正行意

續千載集

いせの海わけせ遠にまされて月よぞかうる秋のうらけ

權大納言冬教

新千載集

いせの蟹けひろくねむや礼ららむ波平のかこ電あかり

前大僧正源惠

伊集

神風やいせの浪邊の曙よをみふきよる浦のそら風

後鳥羽院

家集

いせの海むよる波よきくら貝ひある浦のまけつらうね

定隆

新六帖

伊勢けうみの後の中道いそげとも早ね陸の満ちそそむ

知家

夫木抄

いせの海なみふけたる秋のよけあつ月よね風をふく

鎌倉右大臣

夫木抄

いせの海の蟹のあまこけまてかこまをうや取らむはの巻は

和泉式部

歌林良村

神凡やいぎの浦わよまらなる常世の波や若く代の歌

作者未詳

開居百首

伊勢の海や誓の宮やれ紅糸をふ舟流したる松風ぞふく

後九條内大臣

建保百首

いせのうみはむ埴千代酒をのみ帰るや唐の都ぞきこゆる

順徳院

同

伊ぎの場のまきたる竹の毒の日ふらうく通ふ誓の釣舟

知家

同

いさのうみの埴ひもあらぬ夕なごに言腹を分けてむや捨くむ

行能

分家所いづりのため、太神宮み詣り、夜半御告文を讀み奉らんとて、伊勢の國ハ、常世の浪は重浪とせり

國より人の命も長らうべいと、御託宣ありけり事思ひかて、

續門葉集

やそぢぢぢ、初る心は伊勢の海や常世の浪のぬまうせて

前權僧正通海

天文十一年太神宮法樂十首

波の上も長閑は見えぬをの海や浦ふさらぬ友好の舟

藤原氏直

同

あらまき波風もかへ伊勢の海や長閑はむ毒のぬかの

廣橋中納言

伊勢海、螢

林 恕

鷲峯詩集

照く燐く丹鳥飄、漁船相送、寸光揺、邪神不近、日神廟、儂

海宵行影未消、

江村、立石崎より南、七町許あり。鳥羽は至る縣道あり。東二見村は属す。古ハ、伊須く河後と云ひき。

東二見村元標

度會郡役所へ 二里十三町四十三間、三重縣廳へ 十一里三十三町七間、

安濃津輕 罪裁判所 山田支署へ 二里十五町四十三間、宇治山田警察署へ 二里十三町四十三間、

第三師團へ 三十三里一町、豊橋衛戍へ 四十七里十四町、

江神社、本村より、三町許異ふ當る江山の麓に坐せり。土俗、卷江の明神と云ふ。皇大神宮の攝社なり。

倭姫命、御鹽濱より、御船出給ひ、立石崎を経て、此の入江入らせ給ひし時、佐美川日子參り相ひて、河の名を答へ申し、志により、皇女、其所ふ、江の神社を定め給ひきとぞ。

皇大神宮儀式版 江神社一處、在二見

稱天須葵留女命兒長口女命形石坐又大歲御祖命形
無又字加乃御玉同内親王定祝

正殿一區長四尺廣五尺高六尺

玉垣一重長四丈高一丈

坐地一町東溝並郷南西山北神田

延喜式太神宮所撰二十四座同齋宮式江神社在二見郷

從其處幸行互伊須河後之入江尔入坐支其時佐美

川日子參相支問給久此河名何白久伊須河後止白

支其處尔江社定給支

卷江松纏江、まご、蒔繪よ作る。

神風小名寄小纏江松ハ二見郷江村小あり二見の江は曲りて
山を巻きぬる故纏江と云ふ由古来言ひ傳へり其の江此邊

なり松どもを卷江の松と云ふ一本を指していふよそあらず
と見ゆ又勢陽雜記ふも二見郷あり三津村と江村との間に
あり山松を云ふ一本を指して云ふよ非ずと見えり江神社
の西に當れる松林を云へるなりべし金葉集に載せり大中
臣輔弘の歌よ貝志げとあるは此の濱邊の松を玉櫛匣の螺
鈿描金に擬したる趣向みて假字ハ違へども卷江を蒔繪と訓
ぜりなるべしまた其の近傍あるを以て俗に江神社を卷江
明神とも稱せり

金葉集 玉之け二見の浦の貝志げにま記るに見ゆる松のむら立 大中臣輔弘

釣釜森本村宇沖濱新田よあり塩釜の趾あり

土俗釜屋の松ともまよ釜屋明神とも稱す古に江灣中の一小
嶼ふりきとぞ此の森よ老松あり合抱壹丈三尺許地上七尺此

所より、幹枝十二に分れ、青蓋、天日を覆へり。

榮野社 釣釜森の西よあり。本村の産土神あり。

潮音山大江寺 村の中央より登ること一町許なる江山の半腹あり。真言宗古義派醍醐山三寶院の末刹あり。

寺傳焼失して創立年月詳ならず或ハ云ふ天平年中僧行基の開基なりと山門の額ハ僧空海の書あり。

山陰、遠くめぐれる入海のかさを尋ねて、江寺と申す観音の

靈地ふ系りぬ。苔ふこのなる石橋を、磐折して、溪の潺湲かき

りなり。黄葉を拂ひて、舊き跡を尋ね、青竹を携りて、迷るる峰

よ至る。近比までを、僧坊などもありたりとちや申し侍れど

も、世の中は静るらぬよよきて、禪徒の止住すべきたよりも

なり。阿まのまみうは、四五字あるをうや也。寒燈かけず、た

漁舟の篝火の波をやく影をのこる。霜鐘動うぐ、徒よ推始

乃斧代音の、風ふたぐ小響をのみきく。一花一香の勤もたえ

ぬれむ、千手を眼の誓もあきか如し。佛前のさびしくある事

も、人間の衰ふる故也と、世の衰ふうちそきて、旅の涙も、頻ふ

こむ。彼の寺より、梵の浦小降りて眺望するに、曲渚、波を隔

て、所々松、繪よかあつが如し。是や、此の音よきよ、また

江の松あつらむと思へども、誰よとふべしともおぼえぬ。磯

物とる白水郎の處女ふとくども答へむ。船さしのかるます

らをあり。ちやと尋ね侍りし程よ、此の入江をまた江とや

申すらむ。それを知らば、此の湊々、みもまを河の流乃末よと

こそ侍れと答ふる、残きて、いづく、所がら、おもし、あらくれを

えたりし程よ、後見の一笑を忘れて、僻案の四韻をつくる。

浦松似、畫夕陽、裏老眼、摩掌費、苦吟水、自細流通、海豚波、
横萬頃、列天心、雲晴雲起、山高下、潮去潮來、月淺深、六十

餘年漂泊處、江湖風景不如今。

比興のわざかれども感を動うす心、やみづく侍りうば
菟毫をそめて、多跡を残す。霜にかまうり浪菘の風よそよ
めくおと、沙よおりる雁が、浪間を傳ふよをわび浦邊
乃與岸前の景有り。

龜井清水 大江寺の麓あり。其の味、清冷甘冽よし。四時増減あり。一村多くハ、飲用水となせり。

天覺寺舊趾 江山の頂あり。

伊勢名所拾遺集に、天覺寺ハ、二見郷あり。内宮一禰宜荒木田
成長の建立ありと記せり。また、東大寺衆徒参詣記ハ、文治二年
四月、俊乘坊重源、靈夢を感じ、院宣を奉りて、僧侶六十名を率ひ、
神宮に参拜せし時、此の天覺寺ハ淹留したる由見えたり。され
ども、二見郷とのみありて、其の所、さだめならず。今、江山の上に

凡、百八十坪を、の平地あり。四方ハ、疆域の形状を存し、石積等、
所々に残れり。衆徒参詣記の文を案するに、件浦有一伽藍、其名
曰、天覺寺、是成長建立也。云々、地形爲體、湛鼈海、而擬前池、籠蓬山
而爲外墾、蒼波之寄渚也。每波洗罪障之塵、琪樹之蔭、天也。每枝萌
菩提之種、何只眺望遊覽之興、驚目斷腸と載せしむるを、恐らくは、
此の地からむら。

大夫松 江山の上あり。仁木左京大夫の、墩臺ハ代へし松なるを
以て、此の稱ありといへど、覺束あり。老松ハ、近年枯れたり。

今在るハ、後ハ植
ゑざるものあり。

蘆浦 名所拾遺集ハ、江村と、松下との間の
浦を、あいの浦といふと見えたり。

弘長元年百首
漕ぎかへり猶見て、わらわ伊勢清やあめりす。芦の浦風 常盤井道

塚橋 本村の異あり。江川ハ架せり。松下ハ通ずる橋あり。川の中
央ハ、村界あるを以て、かく名づく。此の間、元ハ、船渡ありき。

松下 鳥羽ハ至る縣道あり。村ハ、道より、右ハ入るこ
と、二町許、朝熊岳の北ハあり。東ハ二見村ハ属す。

往古ハ此の村より皇大神宮御料の御萱を調進せることありし由。今ハ應永年中の廳宣を藏せり。

松下村所藏文書



造 内宮料松下村分簡萱事

早任先例負數致催濟沙汰可令勤仕神役給之由依司宣執達如件

應永卅四年九月十七日

權禰宜光繁奉

村人中

松下御厨 字小井戸口あり。皇大神宮の御厨ありき。

本村ハ御厨と稱する供田三百坪あり。毎年六月十一日、贊海神事の料として、玄米貳斗四升宛を、神宮へ納め奉り、之を維新の

際上地とかりて廢せたり。

神風抄 松下御厨

松下神社 堺橋を渡りて、東の山麓なる鬱林中に坐せり。土俗御船の森と稱す。産土神なり。

氏經神主神事日次記文安六年六月十五日、贊海神態の條ハ、甚雨ノ間、於餐ハ、於松下社ノ拜殿調理之、と云えて、古き社なり。或ハ云ふ。神前神社の舊趾なりと、まゝ、當社ハ、祭神、素盞烏尊ノ一、阿倍晴明の勸請せし所なりといひ傳へたり。域内ハ、蘇民の社あり。故ハ、晴明森とも、蘇民森とも稱す。毎年十二月十六日、本村乃吏負、及神職、寺僧等、相集ひて、蘇民將來子孫家と書ける桃符を製し、之を、村内近郷ニ配布する慣例あり。これ、陰陽家より起まる事にて、直指秘傳抄、蓋蓋内傳等ハ、云へる。備後風土記の、巨旦、蘇民の故事を附會せしあるべし。信すべき事ならねど、左に

抄録す。

直指秘傳抄

素盞鳥尊根の國より下り給ふ時、風雨より苦み、諸神より宿を乞ひ給へども許さざりてけり。爰より、その國に、巨旦、蘇民の兄弟ありて、巨旦も家、ゆさうかれども、心情不仁あり。蘇民ハ、貧しく、かれども、愛慈の心ありて、尊の御宿を申して、粟の飯を勧め奉る。折節、あじさの國より、暴疫鬼来る事を察し給ひ、蘇民の家より、茅の輪を造りて帯びさせ給へど、翌日に至りて、一村之内、蘇民の家のみ、恙なく、死を免れしり。かくて、尊、別は臨みていくく、此の後、疫氣流行の時もあらば、蘇民將来子孫と書きて、門楣に懸し置くものならば、其の禍も退くべしとなむ。教へ給ひしとぞ。

許母利神社地 松下神社の東、許母利山の巔よりあり。社殿あり。皇大神宮の末社、神前神社の御同殿に坐せり。皇大神宮の末社

ふり。古来より、此の山より、大蛇棲めりとして、蕩蕩の者も、登ること稀なりといふ。

皇大神宮儀式帳

許母利神社

粟島、神御

元祿勘文

許母利神社

在、神前社、西南高山、上、當時無社

神名畧記

許母利神社

在、宇治、郷、松下村、前社、西南高山、上

神前山

許母利山東北の海灣よりあり。宇小井戸口、小石等と接續す。此の山の岬角、壹町許、海中に突出せり。

神前神社

神前山の半腹に坐せり。皇大神宮の攝社なり。

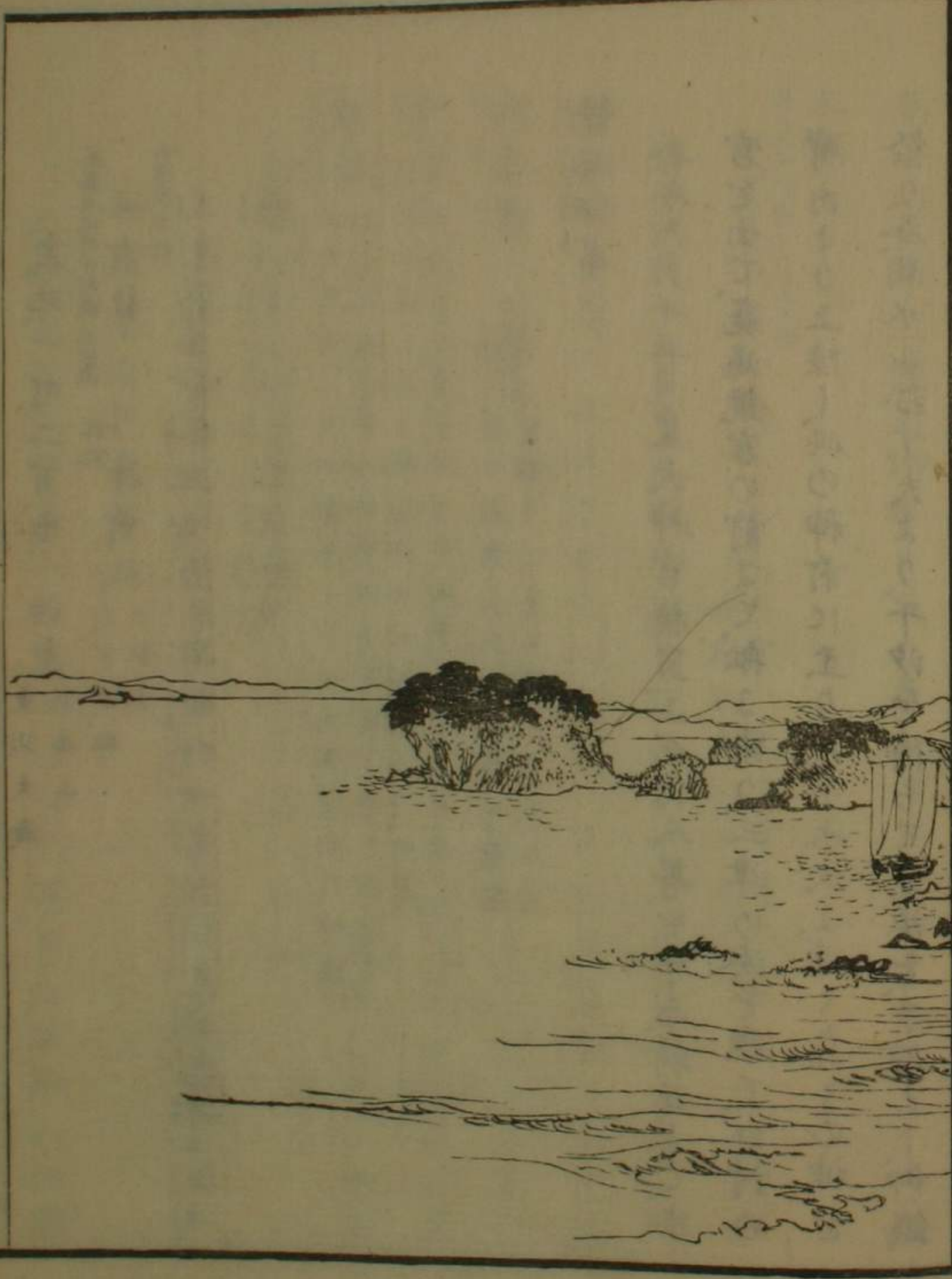
倭姫命御巡行の時の創立に係れり。此の所の神、荒崎日女といふもの、参り相ひて、地の名を、皇大神御前荒崎と名へ申し、るむ、皇女、畏しと宣り給ひて、神前神社を定め給へる由、古記に見えあり。

皇大神宮儀式帳

神前神社一處

稱、國生神、兒荒前比賣命、形石坐、同親王定、祝、正殿一宇、長四尺、廣五尺、高六尺、玉垣一重、長四丈、高八尺

神前神社より
飛嶋及伊良
寄を望む圖



坐地、一町二百步、四至、東北、大海、南、西山。

延喜式太神宮所撰三田座 社記

神前社、在宇治、郷下。

又荒前日女參相支、國名問給、白久、皇太神御前荒崎止、白支、

本神宮本記 恐詔、志、神前社定給支、

被島、また、被崎とも、御饌島とも云ふ。神前山の岬角あり。費海神事の時、荒崎等を取り奉る所なり。

笏立石、神前よりあり。費海神事の時、奉仕の林宜、順次に、笏を立つる故實あり。石あり。

御座岩、共被島あり。御費の磯菜、俎石を取りて、苞は納むる所あり。

費海神事

毎年六月十五日、皇大神宮禰宜、山向内人等を率ゑ、騎馬よて、本宮を出で、鹿海鏡宮の前よて、船を乗り、三津の湊を経て、江村の灣内より上陸し、此の神前に至り、先、手水、次、浦々島々の神を祭り、各潮水に浴す。夫より、干沙を待ちて、芝根を、手繼とて、御饌

島よ向ひて、三種の御費を取り奉る神事ありき。惜しきかな。近

年廢れし。

建久年中行事六月十五日條

次、自鹿海各乘、船二艘、之中、一艘、稱宜等、一艘、厨船也、祝等乘之。海路之間、於小

朝熊前、下乘船有、神拜、到著、阿原木神崎、先祭、崎々、神々、中、一畧

次、假屋著、件、假屋在、兩所、東方二字、西方二字。先、東屋著、塩、干、相待、禰

宜等於、宇神崎、種々、御饌物、取、蛸瀬海松等也、禰宜等奉仕

後、祝部等預、神主飯、尚、東、假屋著、有、饗膳、次、西方、假屋著、塩、

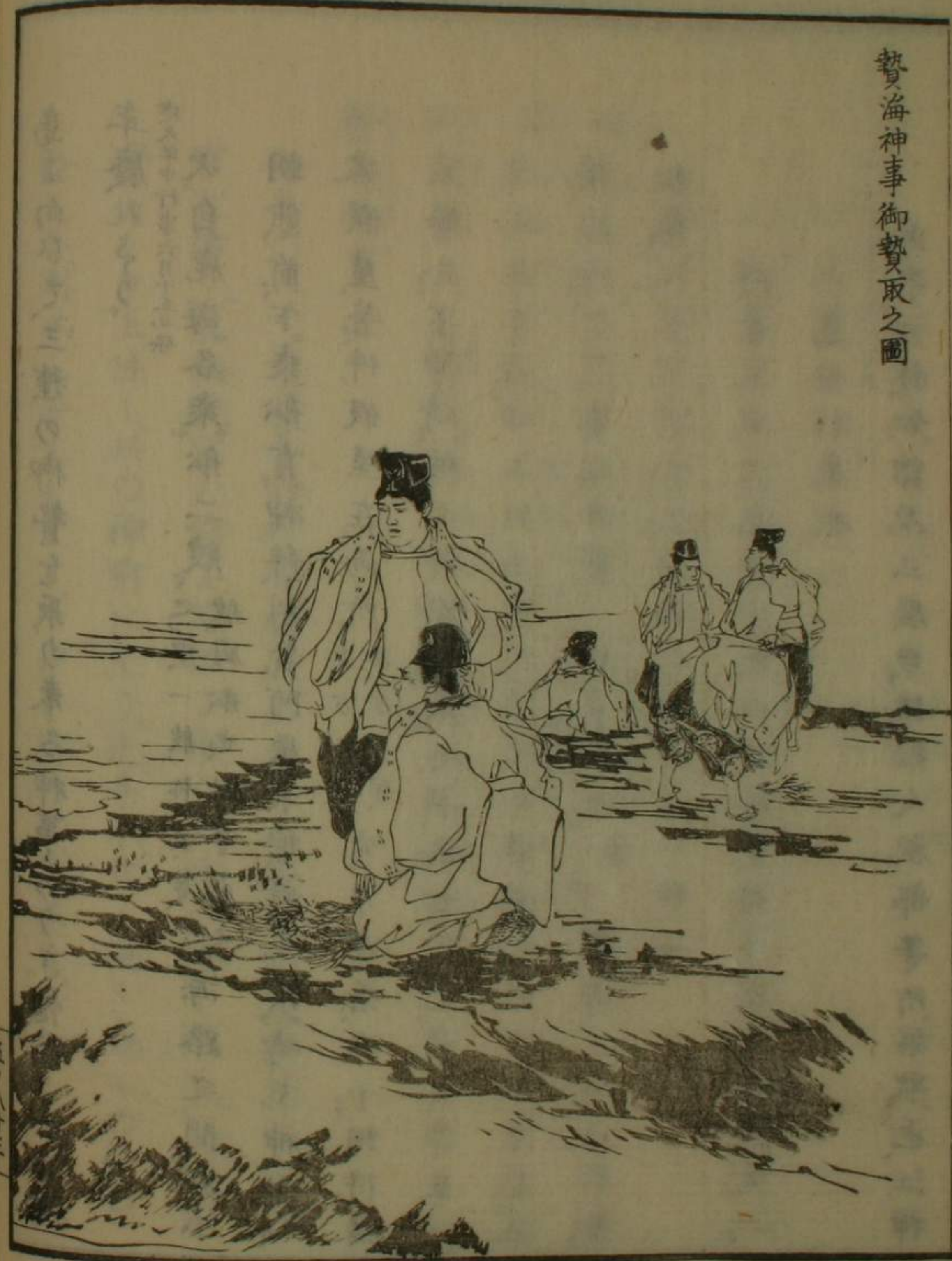
滿、相待、又有、饗膳、件、饗、一、禰宜、勤也、中、饗畢、之後、件、御費、

船奉入、本宮歸參、於海路、有歌三首、一、歌云、

阿者良伎矢、島者七島止、申勢免母、毛奈志加天天八、
八島奈利氣利、

此、歌、刀、祢、如、詔、刀、三度申後、船人祝部等所謳歌也、江神

誓海神事御誓取之圖



社祝、堅田神社、祝等所役也、次歌二首、

和加矢古久、伊千乃保津、乃、瀬美乃宇江二、壽於千

歲止云、花乃佐伊太留、

和加君乃、於波志万佐牟古止者、左、礼石乃、伊波保

止奈利天、古遣乃牟須万天、

自鹿海、船津神主乘馬、本宮歸參、

潜島

神前山の岬嘴、屋大の巨岩あり。天然の洞門穿たれあり。潮水退く時ハ、人人、徒歩よて、其の穴を潜る。故ハ、此の稱あり。村民、近年、注連繩を張り、鳥居を立

千尋海

十尋の濱とも稱す。神前と、淡良伎島との間ある海面を云ふ。其の深さの測るべからざるを以て、かく名づく。西四條の前齋宮まよ、みこにも、給ひし時、志ありて、思ふ事侍りける間、齋宮は定まり給ひまを、其の

伊勢の海

伊勢の海は千尋の濱と稱す。今ハ何てよかひりあふき

後撰集

敦忠朝臣

兼輔

通具

元輔

西園寺道

家隆

作者未詳

万重小納言

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

林信充

家集

千五百番歌合

夫木抄

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

淡海浦

小濱と桃取との

間の海をいふ

月流伊勢海、雲浪影徘徊、映徹千尋底、清光亦水哉、

月益轉片金、水帶自千尋、濱上秋風靜、清光波底沈、

月益轉片金、水帶自千尋、濱上秋風靜、清光波底沈、

月益轉片金、水帶自千尋、濱上秋風靜、清光波底沈、

鷺峯詩集

鳳岡全集

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

林 恕

太神宮本記を按ずるに、是倭姫命乃定め給へる地名なり。大御
神、己小伊須之の宮に鎮り坐し、後倭姫命、再伊須之川を
御船にて下らせ給ひ、志摩の國乃浦を巡覽し給ひて、毎年神
嘗祭朝夕の御饌を進るべき魚菜の御贄所を撰び、併せて神塚
を定め給ひき。かくて、皇女、本宮に還らせ給ふむとして、此の所
小御船を停め給ひし時、潮水の温和にして、清淡なるを賞で給
ひ、海は淡海島、淡良伎神、粟皇子の稱號を付し給へり。又、淡
良伎島より南に入れり江灣を常し、風ふく波穏よして、池水の
如くなるを以て、伊氣の浦とは名づけさせ給ひきとを。

太神宮本記

倭比賣命御船乗給御膳御贄處定幸行島國之崎島朝
御饌夕御饌止詔而湯貴潛女等定給天還坐時神塚定給
支、戸島志波崎佐加太岐島定給而伊波比戸居給而朝御

氣夕御氣處定奉然倭比賣命御船留而鰭廣魚鰭狭魚貝
滿物息津毛邊津毛依來介海塩相和而淡在支故淡海浦
止号支伊波比戸居島名戸島号志波刺處名柴前止号支
從其以西之海中、在七箇島、從其以南海塩、淡甘支、其島
乎淡良伎之島止号支、其塩滿溢浦名乎伊氣浦号支、其處
參相互御饗仕奉神乎淡海子神止号支、社定給支、其處乎
朝御氣夕御氣島定支、還幸行其御船泊留在志處乎津長
原止号支、其處尔津長社定給支、

淡良伎島

神前より海上二十町許良位あり。俗よ、
飛島と云ふ。無人島あり。伊介の郷に属す。

此の島、皇大神宮の東北神塚あること、神宮雜例集に見えり。
七箇を總べて、一島とす。大小相並びて、東西に散列せり。その様
さながら、描き成せり可如し。實に奇觀あり。夫本抄に載せり

歌を屋島を加へて、其の數を入れしなるべし。

神宮雜例集年中行事正月條

六日 内宮御饌料奉取新菜事

祝向阿波羅伎取若布苔進本宮

夫木抄

あはらけの島七島の中に毛なり加へて八ありけと

屋島

一、浮島ともいふ。淡良伎島の東にあり。昔ハ、伊勢國度會郡伊介郷なりき。今志摩國答志郡に屬せり。

皇大神宮の東乃神塚なり。此の島、桃取の舊地なりき。今に、同村

の屬邑たり。故に、桃取の元在所とも、古里とも稱せり。

神宮雜例集

度會郡二宮御領浮島御厨

神風抄

伊介浮島御厨

延喜十七年、伊勢齋宮の御料、名ある所をかせ給へる御屏風よ、

家集

いざやも身の浮島よ、波りかむ沈まづ、なみ世を経らうし

躬 恒

夫木抄

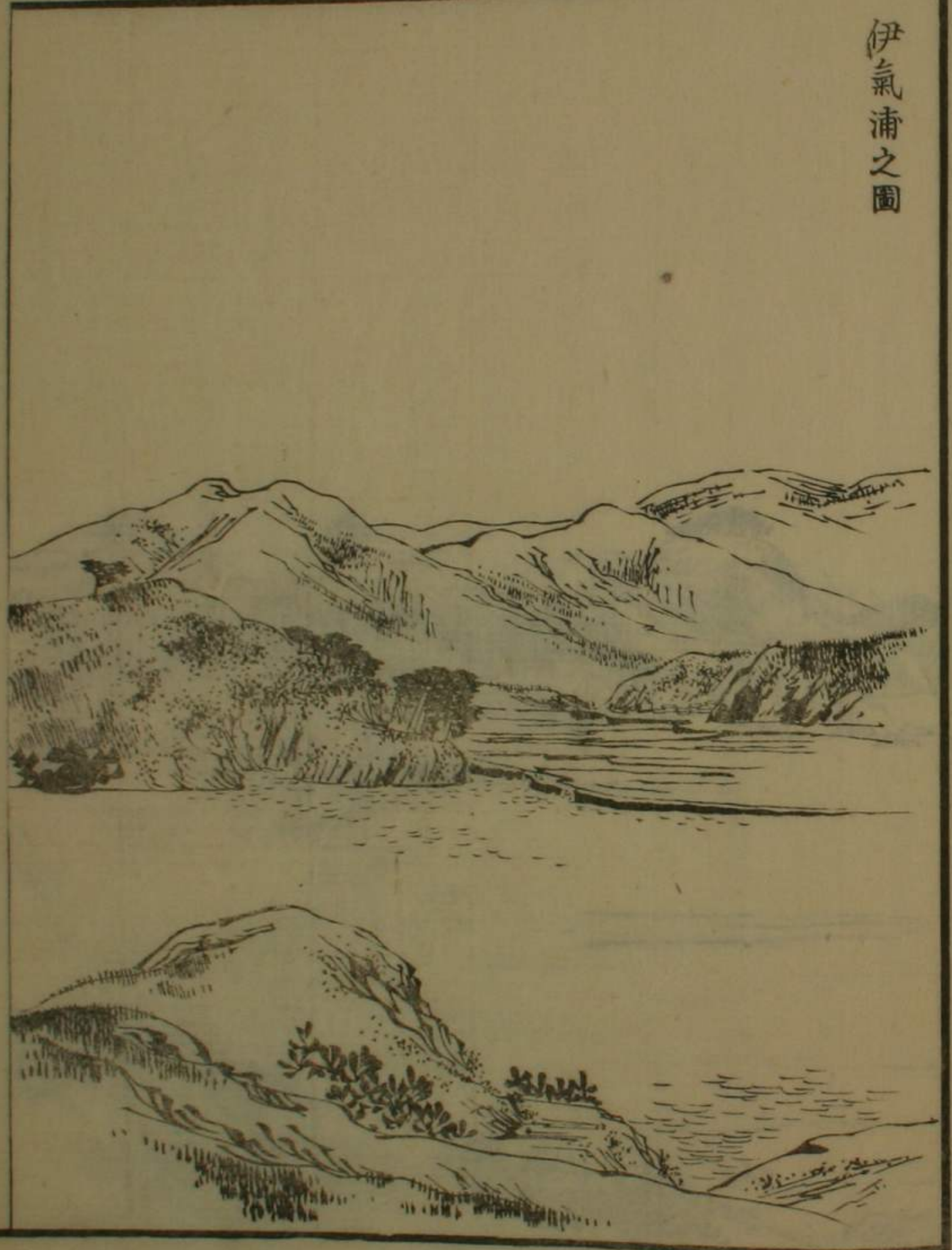
招よ、伊氣の浦、浪らむ浪またよ、浮島の山

作者未詳

伊氣浦

神前の岬角を、南に繞りて、堅神に至るまでの江灣を云ふ。

伊氣浦之圖



此の地も、前ふいへるが如く、倭姫命の名づけ給ひし舊蹟あり。西も、松下東は、小濱の諸山相連り、洲嘴峭岨、其の間小錯落たり。古、度會郡を十三郷に分ちし時、神前より、小濱、堅神、鳥羽の半に至るまでを、伊介郷といひき。是此の浦に名稱より起れるなり。

神宮雜例集

二宮、御領伊介、御厨

神風抄

伊介、御厨

伊氣浦、在小濱村、西、每冬網鮎魚之處、今日、池浦、浮島山亦在于茲。

梅洞詩集

生浦、月

林春信

生浦千里水、溶々流不窮、却疑梨蓋發、月、白、夜、來、風、粟皇子神社

世記講述抄、舊蹟聞書、神境紀談等、小當社も、元、伊氣浦の中島に

鎮り坐し、志、風波の爲、社域の缺損せらるにより、西の海岸小移し、志由見えし。事、元禄五年あり。然るに、此の處も、水瀕よ近きが故、屢高波に浸されしは、正徳二年より、再今の所に移轉したりと云ふ。

皇太神宮儀式帳

粟皇子神社一處

在、伊氣郷

稱、須佐乃乎命、御玉道主、命、形石坐、同内親王定祝

正殿一區、長四尺、廣四尺、五寸、高六尺、玉垣一重、方各四丈

坐、地、八段、四至、東、西、大、海、南、北、山、粟皇子社

小濱、西も、伊氣の浦を背にし、東ハ、大洋に面す。舊、伊勢國度會郡伊介郷ありき。今も、志摩國答志郡に屬せり。此の港、東西、凡、壹、丁、餘、南北、凡、貳、丁、あり。船舶の繫泊する所を、森

下と稱す。東日向島小對せり。其の間を大関と云ふ。北五十間許を小関と云ふ。深量數十丈。潮水激箭のごとし。此の地も倭姫命の定の給ひし御誓所あり。建久年中行事及氏經神主日記等誓海神事此條より小濱の漁士より鯛六疋を調進せしこと見えあり。又天文年中小濱將監真宗あり。若狭築き北島國司も應じたることあり。かくて真宗より民部景隆に至るまで五代の間此の所に住み居り。永祿十二年九鬼大隅守波切孫五郎鳥羽主水等兵を合せて来り攻む。景隆援を千賀志摩よ乞ひ防ぎ戦ひしども衆寡敵せず。終小三河國に逃走せり。是は於いて大隅守其の砦を占領したりきとぞ。

神風抄

志摩國越濱 伊介

神領給人引付

大濱御厨

志陽畧

小濱村在堅神村東北鳥羽以北二十一町也諸國轉漕之

船多繫海岸

御正清白所藏文書

下道後政所

可早致沙汰朝夕御饌所二見御厨所司神人等與小濱政所兄弟垣景四郎太郎左衛門尉父子以下輩訴論阿五瀬釣魚并狼藉及奪取物等事
副下 定興定弘等散狀具書等

右件事小濱御厨不帶塚證據之上致打擲刃傷奪取所持物等剩背下知于今不止濫妨云々太狼藉也早二宮使共先亂返押取物等停止自由押漁任永延 官符向後二見所司等可致其沙汰之狀如件以下

元弘三年九月十日

祭主神祇權大副大中臣朝臣印

歌枕名寄

音言く小濱の浪ぞきこゆある貝うちをる風ハ吹らし

作者未詳

堅神

伊氣浦南極の江灣あり。舊ハ、伊勢國度會郡伊介郷なりき。今、志摩國答志郡ニ屬せり。

舊記云、固上、或ハ堅上と書けり。二見より、江村、松下を経て、山林田野を過ぎ、箕曲瀬の阪路より、海面を俯瞰し、延亘盤旋して通ずる縣道と、古市、久世戸より、楠部、一字田、朝熊、堂坂を経て通ずる里道と、此の所よて打ちあひし、一筋の道路となり、直に、鳥羽港ニ至る。

建久年中行事、海神事條

假屋、堅上御園所役也。

神風抄

伊勢國度會郡固上、御厨

志陽畧誌

堅神村、在、鳥羽以西廿餘町。

堅神村所藏文書

堅神村之儀、勢州渡會郡と、前より書來候處、拾八年以

前申年。

延寶八年庚申

御藏入之節、古郡文右衛門様より、村繪

圖被仰付候、二付、右繪圖ニ、勢州渡會郡と書上申候處、

右手代望月平八殿被仰候ハ、堅神村も、志摩之内子候間、志州答志郡と書上げ申様よと被仰候、又付、其節より、只今迄、志州答志郡と書來り申候、委細云、様子ハ、不奉存候。

〇下畧

丑五月廿九日

庄屋

孫大夫

同

孫太郎

肝煎

徳兵衛

伊奈甚五左衛門様

高添市郎右衛門様

〇丑五月とあるハ、元禄十年丁丑の年なり。伊奈、高添の二人、當時、鳥羽の城主ありし松平和泉守乘邑の家臣なり。

堅神神社 道の北側ニ座せり。此の邊の産土神よして、村社あり。

中世神宮より所管せし、建久年中行事ニ見えたり。

建久年中行幸六月十六日又祭條

女官二人向西著之前机一前立也祝一人堅上社祝役件柏以

各每歸女官渡

志陽畧誌

八皇子社在堅神村又有鎮守神社土宮大魄社山神社

光日山觀音寺本村よりあり古

觀音寺所藏仁和寺宮金言

御室末寺所望之事令披露候之處可被召加之旨仁和寺

宮御氣色候也仍執達如件

延寶六年十一月二日

奉

勢州堅神村光日山觀音寺快運御房

波切松

同寺表門の右側は數百年を経たる老松ありき傳へ云ふ海嘯の時此の松小て逆浪を防ぎつと近年枯損せり鳥羽儒士小濱大海の撰文あり左に録す

肩髮觀音寺古松記

志摩詩志

松島之松賞不在松而在其島也高砂墨江之松併稱數千

五九十二

百株耳非稱一木也其孤影鑑水綠鬢聳雲靄然嫣然如呼

如招遠引湖上之舟千古獨擅占人愛顧者唐崎之松也唐

崎之松可謂天下無雙矣而更有大於是者我鳥羽西郊肩

髮觀音寺之松幹可以隱牛枝可以為白可以為厦屋梁柱望

之屹然如孤山拔地吐日吞月揚霞含烟雨注風激髯張鱗

怒蜿蜒盤屈若龍蛇之騰空其圍其高迥出於唐崎之上而

人未之識何也豈以所據非其地而無先哲顯貴之吟咏之

者歟音羽之瀑神泉之水筧流耳庭潦耳圖之志之人之游

上國者必覽而說之在京輦之地也伊勢大神宮距此三里

而近矣試移置諸其垣墻則五方賽客飲其露吸其液囊其

脂與捧辟邪除災驅疫截瘧以誇詡其神靈焉况又更移諸

東西都立諸鴨川之畔墨田之許則王公大人結騎連轅韻

士墨客、美姬淑媛、側帽、翳袂、垂紅、曳翠、更來、日游、傲其下、撫之、仰之、盤之、度之、文之、詩之、和歌之、圖畫之、飲焉、醉焉、歌焉、舞焉、絃鼓、匏竹、嗷咽、其側、以鳴、其異、焉、則其聲名、品目、何啻與唐崎相頡頏而已哉、天奚不生諸彼、而特置之於幽僻無韵、一村、梵刹也、草木之無情、亦有幸不幸耶、將故生于此、隱晦其材、以成斯其大也歟、雖然、物有其實、名則從之、此豈果終埋沒、而無聞乎哉、友人伊勢鷹羽壯潮、觀而奇之、作詩、極其稱讚、亦匠伯之一顧也、嗚乎、希世尤物、我每憾吾力之不能褒揚之、以顯於天下、今得壯潮詩、知自此遂傳播遐邇、人愕世評、將以歷例、唐崎之松矣、予平昔憤悶、於是乎散釋、作文、賀松、而寺主順公亦大喜、與詩併刻石、建之樹側、以張其事、

肩髮觀音寺古松

鷹羽龍年

寺在扶疎松織下、清風入骨、僧如鶴、生斯偉材、地亦靈、神州、赤縣、東南角、不信荒唐、山海經、更有高大扶桑木、夭矯軒舉、海暎霞、吸叫時興、雷雨黑、高枝下枝各一龍、豈唯身蔽九骸、鯨海村、雲霧有時腥、許大神物、隱然躍、

瑞德山玉泉寺

本村あり。禪宗曹洞派あり。享保十五年、近村河内ある瑞德庵を合併して、山號とせり。

明星寺

本村あり。宗臨濟派あり。

銅坑

本村字水舟谷あり。明治十六年六月、始めて試掘す。

鳥羽

堅神より、裏萩山、松の木谷を経て、二十三町東あり。

本港を、吾が邦東部の要津みて、常々、賈舶商船の碇泊する所あり。古くは泊浦と稱せしを、何の頃かの鳥羽と改めし。神宮雜例集、及神鳳抄、泊浦御厨と見え、文明年中の文書、泊氏部少

神宮司廳所藏文書

豎 壹尺
横 壹尺壹寸

奉 懷渡田地等事

合

一泊浦所屬内山新開田地壹町泊浦六里住故藤内
山門入道所開
新開

一内山所屬全敷壹町但右の字乃之屋住
寸左家

古時田地屋敷木重成取傳移合

之取置合之り為如泊之柳之傳計

不被奉傳故如置人柳傳合甲の仁事

供之也之り以の取の取也

古時古事之り也

泊浦所屬全敷壹町

輔など家號とせるも見えたり。万葉集よて飛幡浦と作れり。茲に記するも、舊伊勢國度會郡は屬せし所のみあり。よて、城市の沿革、守鎮の交替等は、總べて之を省けり。

大里 鳥羽町の大字あり。市街、二筋相通り、旅店娼樓、軒を並べて、頗繁昌せり。此の町は郵便電信局、女紅場あり。

光明寺舊藏、建武四年六月の文書に、泊浦小里住兵衛太郎と見え、磯部中氏所藏、貞治六年六月十一日の文書に、泊浦大里住故藤内左衛門入道など見えて、いと古き地名あり。

天龍山常安寺 麓山あり。鳥羽城主九鬼長門守守隆の建立せし所にして、禪宗曹洞派なり。

大福堂 同寺表門の左側あり。

大福堂鰐口裏面 大福堂

奉 九鬼長門守御前子孫繁昌息災延命所願
鑄 勢州渡會鳥羽玉龍山常安寺藥師堂心伸施主
慶長十五庚戌二月吉日

妙慶川 常安寺の門前より、大里町小字本町と大里との間を、東は伊勢志摩兩國の界かりき。

妙慶川、古相橋、下流、經本町、與大里町中間、而所至、常安寺門際之川是也、當時繫船于斯川矣、今纔有小溝一帶流、是其川蹟也。

伊勢志摩の境は、妙慶川とて、常安寺前まで、小舟の荷を積み通る也。本町より岩崎筋を、勢州度會郡、大里町より南に、志州答志郡也。此の間に、城へ入る橋あり。相橋といふ。袖珍は、へだつるといへども、ついに逢里のうちわたしたる瀉のかけ橋。昔かたと云ひし時の事あるべし。今に入江を、かたの奥といへり。

賀多神社 本町の左側、日和山の麓に坐せり。祭神、八柱の神にして、此の近傍の産土神あり。村社不列せり。

志陽界誌
八皇子社、在本町宮谷、

岩崎神社 同社域に坐す。祭神素盞鳥尊なり。延寶四年、

牛頭天王社、在宮谷八皇子西三十餘步、所祭之神、素盞鳥尊也、靈形石座、此社元在岩崎、以塚内要害之地、故里俗不遂、朝參暮詣之志、報賽禮尊幾稀矣、然延寶四年丙辰、夏疾疫流行、戶家疫死者夥焉、土俗禱此神、縣邑全活、此故感其神助、乃請城主而遷神廟於兒谷、配享八皇子、右方抑孝慈之道、雖神人、豈其異耶、巍々神靈俱聯、瑞籬左右、宮廟今猶神代、為其境也、峰回路轉、一徑入林、喬木老樹、森々結華實、飛禽遊鳥、啾々報四時、到其深遠之處、兩社肅然、日和見山在北、桶山在南、兒谷之勝、可謂靈區、每歲之夏六月十四日、兩社一其祭奠、本町大里町土人、自勢州一色村、招和谷權

大夫者、宮谷構舞殿、猿樂也、是自古之流例也、

岩崎 本町の東に續きて、海岸に到る所あり。

岩崎、在相橋、以北、今家士之宅地也、

相橋 岩崎より、錦町に至る道、妙慶川に架せり。志勢兩國の相遇ふ所あるゆゑ、かく名づけたりとぞ。

相橋、在自岩崎入城門之處、古斯橋以南、屬志摩國、以北、則伊勢國之有也、以兩國相遇于茲、故名相橋乎、今勢志封疆

在堅神村、

日和山 鳥羽の北位に突起せる山なり。舟人常々此の山に登りて、天氣の陰晴を見定むる故、此の稱あり。

賀多神社より登るを、本路とす。僅小三町より達す。嶺上に、一店を設け、茶菓を進む。老松あり。樹下に、方針盤を置き、方位を示す。此の山、水面より高きこと、十九丈餘。灣上より斗出せるを以て、東西北とも、遠望に富めり。波濤洶々の中、島嶼洲渚の錯落層見

まろさま、恰、局面に、碁子を布けるが如し。人をして、松島に遊ぶ
想をなさしむ。

志陽畧記

日和見山、在、鳥羽、以北、坂路至、絶頂、三町餘、直立、算之、則其
高、三十二間也、土俗、常、躋、山巔、仰、察、天象、伏、視、海潮、校、量、風
雨、卜、定、晴、陰、以、說、客、船、故、處、湊、津、必、有、稱、日和見山者、倭
俗、麗、日和風、是、謂、日和也。

赤崎神社

志摩國答志郡鳥羽町字藤の郷に坐す。豊受大神宮の末
社あり。或ハ云ふ。日和山の南麓に在る。賀多神社の森ハ

此の社の舊
地ありと。

止由氣本神宮儀式帳

長徳檢録

赤崎社

赤崎社

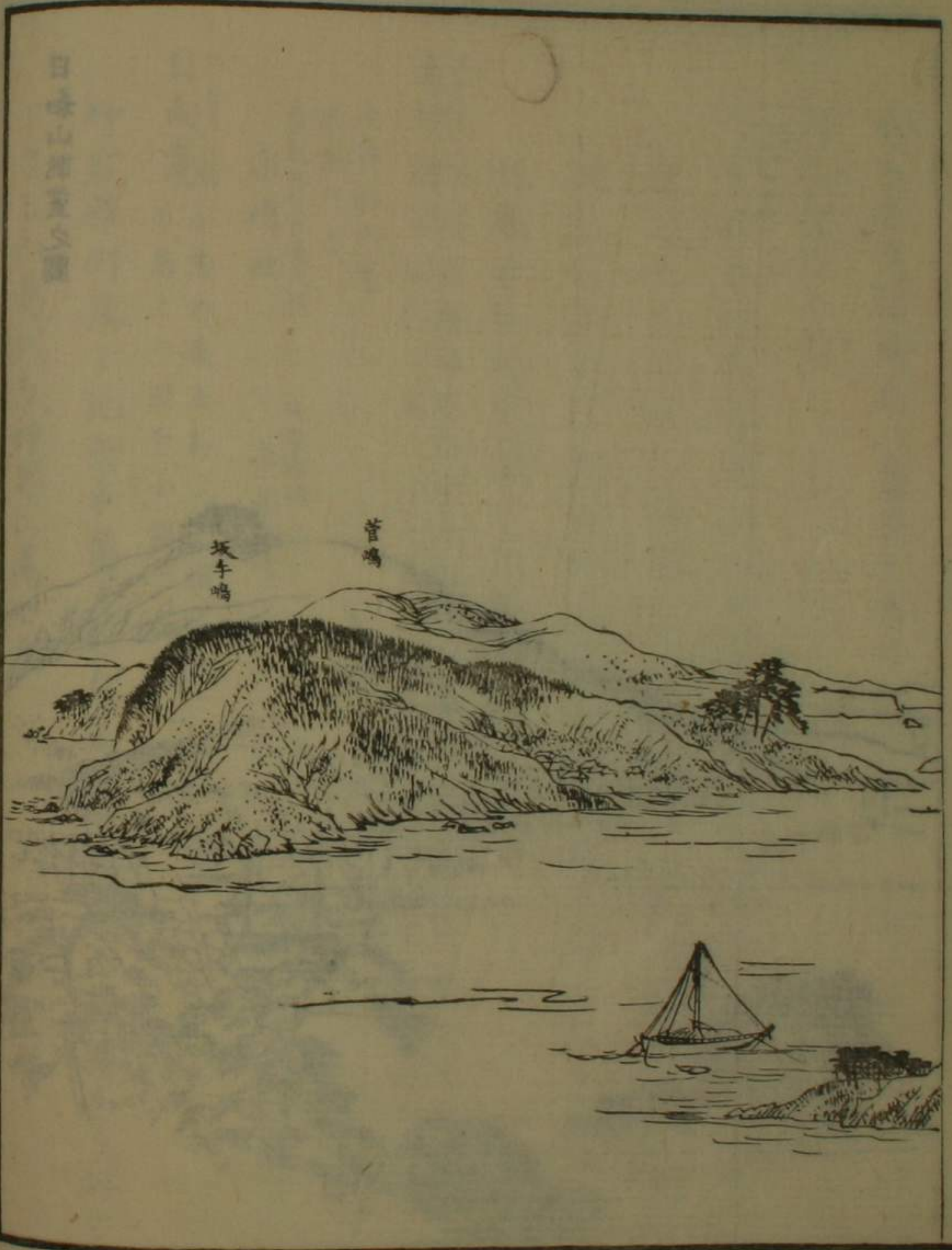
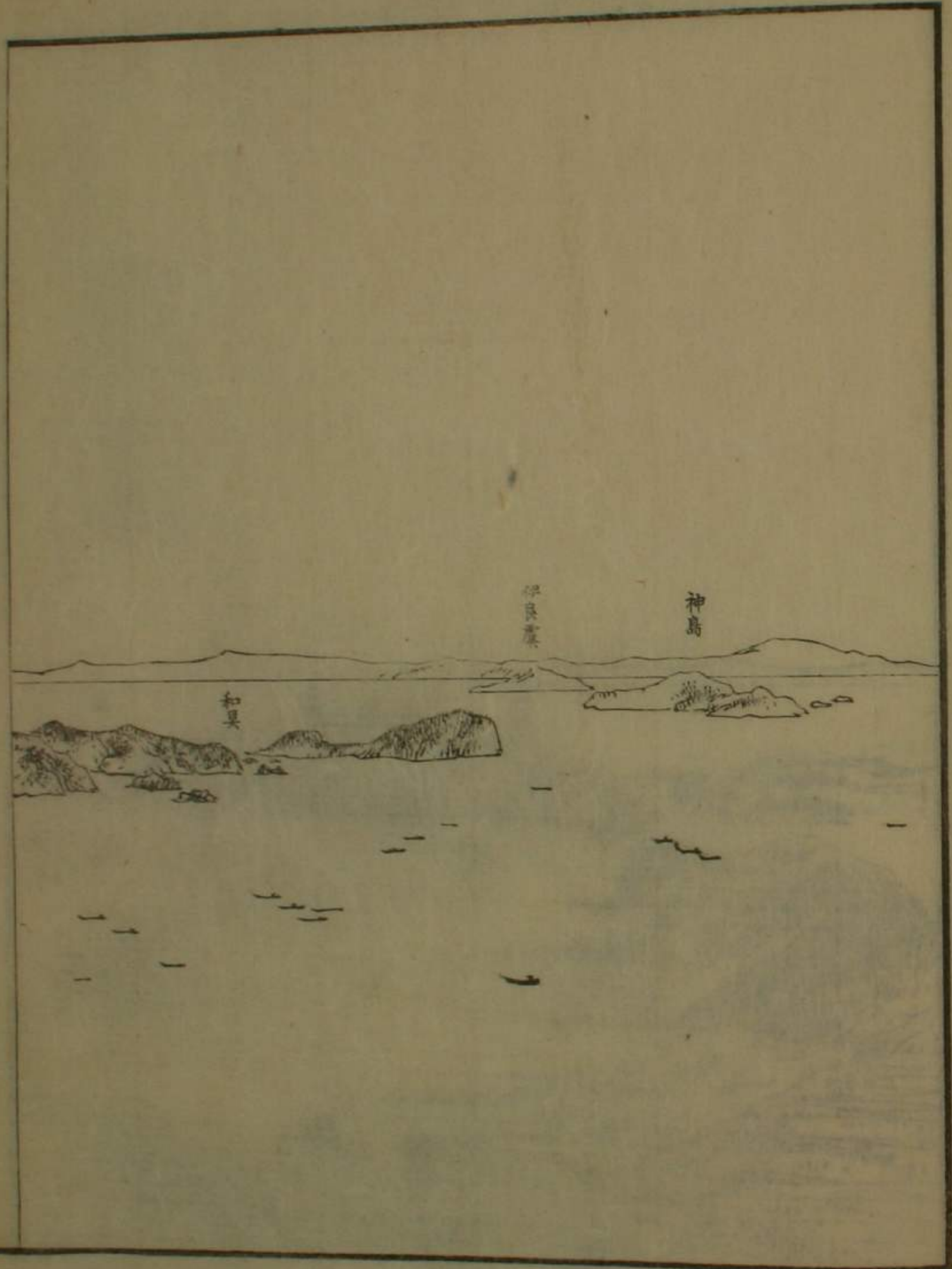
日向島

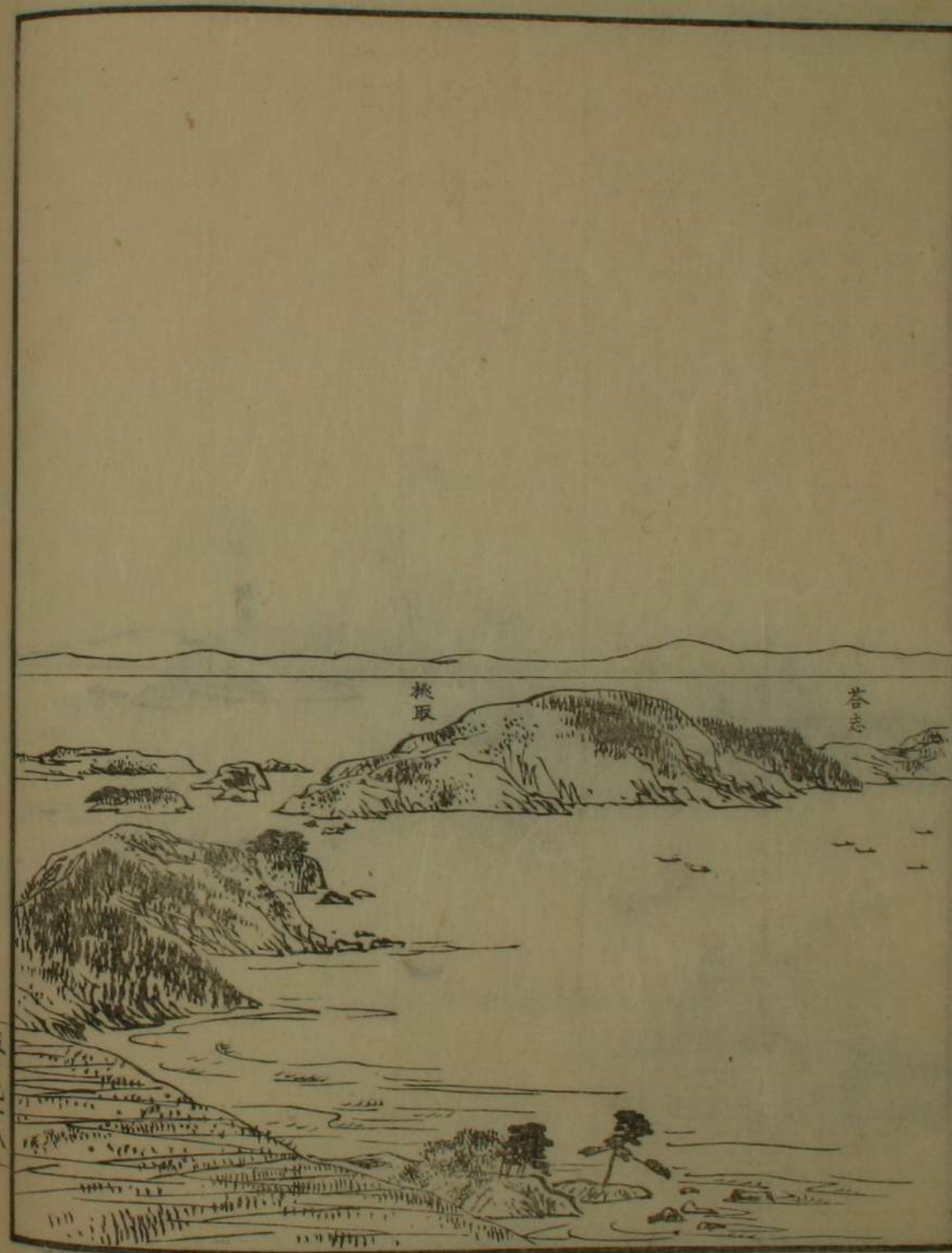
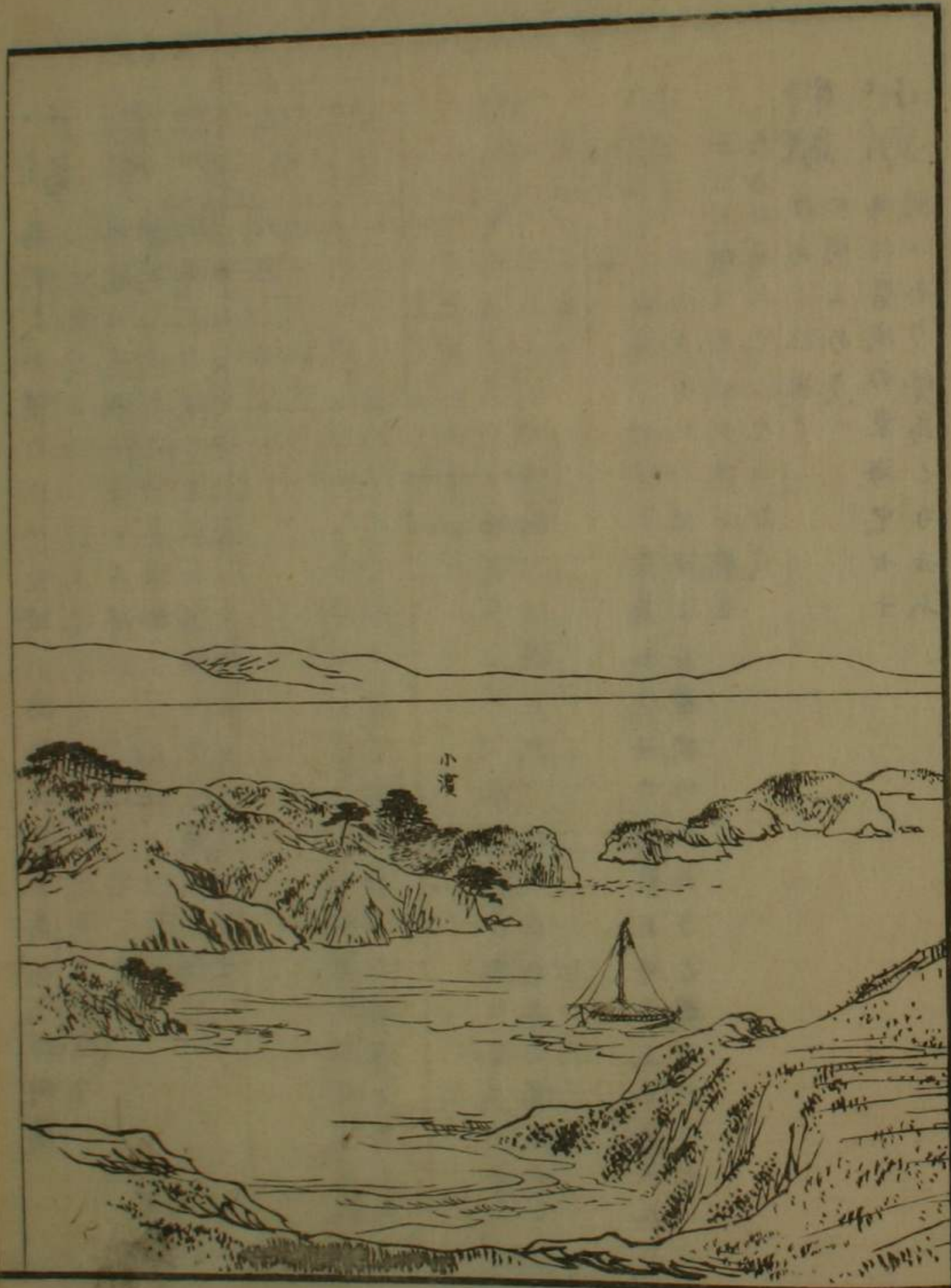
小濱の東にあり。小濱と、此
の島との間を、小關と云ふ。

神宮雜例集、比奈多島とあり。皇大神宮東の神塚あり。此の
下なる六島、何も、神界に屬せり。

日和山眺望之圖







戸島 鳥羽と、小瀬との間、柴崎の南に在る小島あり。雜例集

柴崎 桃取の南西に面せる岸崎あり。雜例集よ、志

坂手島 鳥羽の東に當れる島あり。住民、總べて、釣戸

大島 桃取の西に、小

神島 答志の東に二里許あり。峻岩多くして、穀蔬を生ぜず。土人、魚

大筑海 答志より八町許東北にあり。雜例集よ、都久毛島と見え、和

小筑海 大筑海に並びたる島あり。此の島、岩石のみふて、樹木なし。

牛島 屋島と桃取と

小島 鳥羽舊城の東海中、七十

産物魚介 蘆藻 神界の外に産する物、なを、數

鰻 鰻 鱈 鱈 河豚 鱒 鰯 鮪 石首魚 鱸 鰻

細魚 鰯 比目魚 藻魚 鉄頭魚 鮪 鮪 鮪 鮪 鮪

鳥賊魚 海鼠 海鰻 鰻 榮螺 牡蠣 蛤 淺刺 蛭 蟹

陟釐 甘海苔 和布 鹿尾菜 海雲菜 海羅 海松 神馬藻

Table with 4 columns and 10 rows of faint Chinese characters.

一	二	三	四
五	六	七	八
九	十	十一	十二
十三	十四	十五	十六
十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四
二十五	二十六	二十七	二十八
二十九	三十	三十一	三十二
三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十

